

令和2年 第2回定例会

# 大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 2年 6月 9日 開会

令和 2年 6月 12日 閉会

大 樹 町 議 会

# 令和2年第2回大樹町議会定例会会議録（第1号）

令和2年6月9日（火曜日）午前10時開議

## ○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 陳情第 1号 福祉センターのリニューアルについての要望
- 第 7 陳情第 2号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書採択に関する陳情書
- 第 8 報告第 1号 令和元年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 9 議案第 45号 人権擁護委員の候補者推薦について
- 第10 議案第 46号 大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第11 議案第 47号 教育委員会委員の任命について
- 第12 議案第 48号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第13 議案第 49号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第14 議案第 50号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第15 議案第 51号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第16 議案第 52号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第17 議案第 53号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第18 議案第 54号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第19 議案第 55号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第20 議案第 56号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第21 議案第 57号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第22 議案第 58号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第23 議案第 59号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第24 議案第 60号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第25 議案第 61号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第26 議案第 62号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第27 議案第 63号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第28 議案第 64号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第29 議案第 65号 大樹町農業委員会委員の任命について
- 第30 議案第 66号 大樹町国民健康保険税条例の一部改正について

- 第31 議案第 67号 大樹町介護保険条例の一部改正について  
 第32 議案第 68号 令和2年度大樹町一般会計補正予算（第4号）について  
 第33 議案第 69号 令和2年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正  
 予算（第2号）について  
 第34 議案第 70号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について  
 第35 議案第 71号 工事請負契約の締結について  
 第36 議案第 72号 工事請負契約の締結について  
 第37 議案第 73号 工事請負契約の締結について

○出席議員（12名）

- |          |         |          |
|----------|---------|----------|
| 1番 寺嶋誠一  | 2番 辻本正雄 | 3番 吉岡信弘  |
| 4番 西山弘志  | 5番 村瀬博志 | 6番 船戸健二  |
| 7番 松本敏光  | 8番 西田輝樹 | 9番 菅敏範   |
| 10番 志民和義 | 11番 齊藤徹 | 12番 安田清之 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- |                            |       |
|----------------------------|-------|
| 町長                         | 酒森正人  |
| 副町長                        | 黒川豊   |
| 総務課長                       | 鈴木敏明  |
| 総務課参事                      | 杉山佳行  |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長        | 伊勢厳則  |
| 企画商工課参事                    | 大塚幹浩  |
| 住民課長                       | 林英也   |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 |       |
| 尾田認定こども園長兼学童保育所長           | 井上博樹  |
| 保健福祉課参事                    | 瀬尾さとみ |
| 農林水産課長兼町営牧場長               | 佐藤弘康  |
| 町営牧場参事                     | 梅津雄二  |
| 建設水道課長兼下水終末処理場長            | 水津孝一  |
| 会計管理者兼出納課長                 | 小森力   |
| 町立病院事務長                    | 下山路博  |
| 特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長 | 明日見由香 |

<教育委員会>

教 育 長  
学 校 教 育 課 長  
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長  
社 会 教 育 課 長 兼 図 書 館 長

板 谷 裕 康  
瀬 尾 裕 信  
楠 本 正 樹  
清 原 勝 利

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長  
農 業 委 員 会 事 務 局 長

鈴 木 正 喜  
吉 田 隆 広

<監査委員>

代 表 監 査 委 員

澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長  
主 事

松 木 義 行  
八 重 柏 慧 峻

開議 午前10時00分

### ◎開会の宣告

#### ○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、令和2年第2回大樹町議会定例会議を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ◎日程第1 会議録署名議員指名

#### ○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

6番 船戸健二君

7番 松本敏光君

8番 西田輝樹君

を指名いたします。

### ◎日程第2 議会運営委員会報告

#### ○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

先の本会議において、議会運営委員会に付託しました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員会委員長、菅敏範君。

#### ○菅敏範議会運営委員長

去る6月2日、議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議したので、ご報告いたします。

本定例会への提出事件は、陳情2件、報告1件、委員候補者の推薦1件、委員の選任20件、条例の一部改正2件、補正予算2件、計画の策定1件、契約の締結3件、一般質問は8議員8項目であります。

これらの状況を考慮、検討した結果、会期は6月12日までの4日間とし、会議日程については、お手元に配付したとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしく願い申し上げ、委員会報告を終わります。

○議 長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議 長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月12日までの4日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月12日までの4日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般報告

○議 長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長より報告をいたさせます。

松木議会事務局長。

○松木議会事務局長

それでは、3月3日開会の第1回町議会定例会以降の諸般につきまして、ご報告を申し上げます。

第1、監査及び監査結果の報告について。

1、地方自治法の規定に基づきまして、3月、4月、5月の例月出納検査結果並びに令和元年度の定期監査の結果、地方自治法第199条第7項の規定によります財政援助団体等の監査結果につきまして、監査委員より報告がございましたので、後ほどお目通しをお願いいたします。

第2、一部事務組合議会等について。

5月25日、南十勝複合事務組合議会臨時会が開催され、3名の議員が出席してございます。議決事項につきましては、別添のとおりでございます。

また、5月28日、十勝圏複合事務組合、とかち広域消防事務組合議会の臨時会が開催され、組合議員たる議長が出席してございます。

第3、委員会関係について。

総務常任委員会を1回、経済常任委員会を1回、広報広聴常任委員会につきましては、広報部会、広報部会を各1回、議会運営委員会につきましては6回を開催してございます。

第4、会議関係、第5、その他につきましては、後ほどお目通しをいただきたく、以上、諸般につきましての報告を終了させていただきます。

○議 長

以上で、諸般報告を終わります。

#### ◎日程第5 行政報告

○議 長

日程第5 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒森町長

それでは、令和2年5月14日開催の第3回町議会臨時会以降の行政の主なものについて、ご報告を申し上げます。

1番目の固定資産税課税明細書の記載誤りについてであります。今年度の固定資産税につきまして5月10日を発付日として納税通知書を発送いたしました。添付した固定資産税課税明細書において前年度分の課税標準額が一部誤って表記されており、5月18日付で訂正した課税明細書を該当者に送付いたしましたので、ご報告を申し上げます。

誤りの原因については、採用しております電算システムの昨年行われました改元対応におけるシステム改修において、修正誤りがあったことにより発生したもので、全2,191件中、令和元年度の課税標準額と本年度分の課税標準額に変動がありました289件に記載誤りがあり、発送前の確認作業においても発見できなかったものであります。固定資産税の額をはじめ、納税通知書の記載事項には誤りはなく、また、課税明細書に記載されている本年度分の課税標準額に誤りはありませんでしたが、町税の賦課事務において信頼回復に努めなければならない中での誤りとなってしまったことは誠に遺憾であり、大変申し訳なく思っております。

今後は今まで以上に確認作業を徹底し、税に対する信頼回復に努めてまいります。

2番目の新型コロナウイルス感染症についてであります。国の緊急事態宣言が5月25日に解除されたことにより、翌26日に対策本部会議を開催し、休止をしていました公共施設の利用について順次再開をしております。

小中学校については、5月19日から段階的に行っていた分散登校を6月1日から平常登校に戻し、認定こども園は5月28日から、学童保育所は6月1日から、それぞれ通常の受入れとしております。

また、町内外の事業所や個人の方から、新型コロナウイルス対策用としてマスクなど数多くの善意が寄せられているほか、小中学校、老人ホームに対し、牛乳等の寄贈もありましたので、ご報告をさせていただきます。

3番目の坂下取水場等の落雷被害についてであります。去る5月25日午前7時14分頃、坂下浄水場付近に落雷があり、坂下取水場をはじめとした記載の5施設において、通信

系機器及び計測計機器の一部が破損したものであります。

被害を受けた当初は、取水及び浄水ができない状況でありましたが、互換性のある在庫部品などにより仮復旧を行い、最低限の自動運転が可能となっております。

現在、本復旧に向け修繕費用の積算を補修業者に依頼しているところであり、費用があまり次第、修繕費用に係る補正予算の提案をお願いしたいと思っております。

4番目の町営牧場夏期放牧入牧状況であります。前年に比べ、乳用牛の利用が増加しております。夏期放牧は、おおむね10月いっぱいを予定しておりますので、預託者の皆様にご満足いただけるよう努めてまいります。

5番目の財産の処分についてであります。緑苑の分譲地一区画を個人の方に売却しております。内容については、後ほどお目通しをお願いいたします。

6番目の令和2年度の国及び道における大樹町関連事業につきまして、情報を掲載させていただきましたので、お目通しをお願いいたします。

7番目の委員の委嘱についてであります。大樹町子ども・子育て支援会議委員を記載のとおりご委嘱申し上げます。

8番目の農作物の生育状況についてであります。別紙を添付しております。

生育は5月の低温や出芽期において乾燥が続いたことから、作況は並からやや不良となっております。今後の天候に期待し、生育が持ち直すことを願っております。

9番目の入札執行関係についてであります。指名競争入札により工事請負契約を8件、業務委託契約を9件、物品購入契約を1件、それぞれ記載のとおりの内容で締結しております。

10番目の人事関係、11番目のその他、来町者及び会議出席等関係につきましては、記載のとおりであります。会議出席等のうち6月4日に出席をしました北海道航空宇宙企画株式会社取締役会株主総会の内容については、後日改めてご報告をさせていただきます。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

## ○議 長

板谷教育長。

## ○板谷教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

委員の委嘱についてでございます。

(1) 大樹町学校給食運営委員会委員9名、(2) 大樹町社会教育委員10名につきましては、改選期を迎えましたので、記載されている方に委員を委嘱したところでございます。また、(3) 大樹町図書館運営委員会委員7名中につきましては、転勤等で4名を補充いたしました。(4) 大樹町学校運営協議会委員につきましては、高校が新規加入できたなどのため、8名の委員を補充し、総勢28名体制で強化を図ってございます。

以上で、教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

報告が終わりました。

ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

行政報告2番目の新型コロナウイルス感染症について、1点だけ伺いたいと思います。

実は、町で全員に配付をしましたクーポン券の利用の関係なのですが、この利用は6月末までになっているところでもあります。それで、目的は飲食業界を支援するための対策であり、100%利用してもらうことが目標であります。残りの期間もあと20日ぐらいしかなくなりました。そういう中で、今どの程度の利用状況で、回収がどの程度なのかまず伺いたいと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

飲食店限定でお配りしましたクーポン券の利用状況でございますが、町民1人当たり2枚500円のクーポン券をお配りいたしまして、合計で1万1,004枚を配付したところでありまして、6月5日現在で商工会のほうに換金の申請があった枚数でしか利用状況が把握できないものですから、その枚数でいきますと、4,250枚の換金の申請があったところで、換金率といたしましては38.6%となっております。まだお店のほうに利用した分のクーポン券が残っていて、まだ換金をされていない店もあろうかと思っているところでございます。

町といたしましても、多くの方にご利用いただきたいと思っております。無線放送等で利用の呼びかけなどを行っているところでございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

現状におけるその換金のパーセントが38%、まだ50%っていないという状況の中で、お店のほうでまだ換金していない分がどの程度あるのか把握されていないということなのですが、そのことを含めましても100%には遠いのかなというような感触であります。

前の臨時会で、利用期間の延長の検討を求めたのですが、検討をするということだったのですが、この利用状況によっては6月末の利用期間の延長をある程度先延ばしをする考えがあるのかどうか教えてください。

○議 長

酒森町長。

## ○酒森町長

行政報告の中で、コロナウイルス感染症に対する対策のお話を報告させていただきました。クーポン券については、6月末を目処に発行をさせていただいたところであり、利用の状況、換金の状況ですが、今6月5日現在の数字を報告させていただいたところでもあります。

前回の臨時会の中でもクーポン券の利用期間の延長のご意見をいただいたということは理解しております。ただ、その段階でもご説明を申し上げたとおり、クーポン券については早い段階で飲食店の回復を促していく手段として講じたところでもありますし、7月からはプレミアム商品券で消費を喚起していきたいというふうに思っているところでもあります。

私どもといたしましては当初の目的どおり、6月末の利用を促進していくという意味で、今現在、まだクーポン券をお持ちの方については期限内で使っていただくよう、まずはそれを促していくということが私どもの役割かなというふうに思っており、今現在クーポン券の利用の期間について、延長という形での方向を変更するという段階には至っていないということを報告をさせていただきたいと思います。

## ○議 長

菅敏範君。

## ○菅敏範議員

考え方については分かりましたが、やはり早い時期というよりも、せつかく発行したものを100%全員に利用してもらうことが目的でありますから、100%というのはなかなか難しいにしても、少なくとも85から90ぐらいはいただきたいたいというのは多分、町長にはあると思いますので、あまり低ければ、今PRとかいろいろな方法含めて一定程度、忘れてる人もいると思いますので、延長も検討することを考えていただきたいたいということをお願いをしておきたいと思います。そのPRをきちんとして、これから「あ、忘れていた」という人が利用できるような方法を具体的に考えていただきたいたいということで、よろしくお願ひしたいと思います。

## ○議 長

次に、質疑はありませんか。

吉岡信弘君。

## ○吉岡信弘議員

行政報告の3番目の落雷の関係ですけれども、記憶違いでなければ生涯学習センターも確か落雷があったと思います。なかなか落雷ってないのですけれども、たまたまなのか、町の施設に落ちたということですから、何か共通するものはなかったのか、あるいは今後そういうことの検証なり、落雷についての対策というのは何か考えているのかちょっとお聞きしたいと思います。

## ○議 長

水津建設水道課長。

### ○水津建設水道課長

ただいまのご質問ですけれども、まず落雷の対策という部分では、避雷針などにはありますが、現在浄水場関係の施設においては、避雷針などは設置してございません。というのは、避雷針をつけますと逆に雷を呼んでしまうという部分で、避雷針からアースを伝って計装機器に被害を被るといふ部分で、避雷針などの設置はしてございません。ただし、計装機器のアース側の部分について、アレスターという避雷機器が設置してございます。それをつけたとしても、被害というのは今回起きてしまったという現状でございます。

それと、教育委員会と坂下の部分の雷の関係というのは、自然のことなのでちょっと分かりかねます。

以上でございます。

### ○議 長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤徹君。

### ○齊藤徹議員

2番目の新型コロナの関係ですけれども、今、町長の説明から、5月25日に国は解除したということなのですけれども、その後、うちの町も公共施設は順次開設の方向に向かっているのですけれども、そう言いながらも北海道としては3つの密を避けるということはまだ続いていると思うのです。

公共施設の利用に当たって、まずうちの町として利用にあたってのガイドライン、または福祉号のガイドラインってきちんとできているのか、できているとしたらその内容について知りたいのですけれども。

### ○議 長

暫時休憩。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

### ○議 長

再開いたします。

黒川副町長。

### ○黒川副町長

緊急事態宣言の解除にはなったのですけれども、それでも知事が言いますように、コロナウイルスがなくなったわけではないと、警戒を緩めてはいけないという指示でございます。

新たな対策に関する基本方針というのが北海道から出ております。北海道スタイルというような呼びかけでございます。

特に3密を避けるために、色々な施設にあつては間隔を取るとか、手指の消毒ですとか、これまでやってきたことですけれども、これは継続してやってくださいよというようなことでございますので、それに従って私どもも対策本部会議12回ほど開いておりますけれども、

その中でも改めて確認をしてそれぞれの施設を管理している課長等に、この北海道スタイルを徹底しているというところでございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それは分かるのですけれども、だから公共施設の設置者は大樹町なので、例えば学習センター、福祉センター、スクールバスもそうですし、福祉号もそうです。利用にあたってのそれぞれのガイドラインというのは、やっぱり必要ではないかと思うのです。そうでないと利用者分からないと思うのです。福祉センターにしても学習センターにしても、これから利用者が増えるのです。そうすると、町のガイドラインとして、マスク確実着用、検温はすること、手洗い、それで部屋においてはある程度の間隔を置いて会議を開く、イベントを行うと。

もう1つは、団体が使用した後の施設は、自分達で椅子、机を消毒して帰るとか、そういった具体的なガイドラインがやっぱり町としては必要でないかと思うのですけれども、それについてはどうでしょう。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

現在、施設におきましては、各施設にある程度、任せているというところがございます、全体的な方針としましては、先ほど言いました北海道の新スタイルを踏襲しましょうよということにとどまっているところがございますので、今、議員が言われたような、町としての細かなガイドライン、バスの場合はこういうふうに乗るのだとか、降りた場合どうするとかというのは、必要なことかなと思いますので今後の対策会議で検討していきたいと思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

もし今後、検討していただいたら各施設にそういったリーフレットというか印刷物を送って管理者に徹底させると、そして各団体においてもそういうリーフレットというかガイドラインを配付して、理解してもらって利用していただくと、やっぱり利用した方も協力するような体制、先ほど言いましたけれども、使った椅子、机、マイク等は自分たちで消毒して帰るのだという、そういう協力体制も今後は必要なので、そういうことを各団体にも徹底をお願いしたいと思います。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

なお、ただいまの行政報告に対する一般質問の通告期限は明日正午までといたします。  
これをもって、行政報告を終わります。

#### ◎日程第6 陳情第1号及び日程第7 陳情第2号

##### ○議長

日程第6 陳情第1号福祉センターのリニューアルについての要望について、日程第7 陳情第2号新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書採択に関する陳情書、以上2件を議題といたします。

本陳情の内容については、お手元に配付したとおりです。

この2件の審査については、会議規則第94条の規定に基づき、陳情処理表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います。

#### ◎日程第8 報告第1号

##### ○議長

日程第8 報告第1号令和元年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から報告の説明を求めます。

酒森町長。

##### ○酒森町長

ただいま議題となりました報告第1号令和元年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について、内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和元年度大樹町一般会計補正予算（第7号）及び（第8号）でお認めをいただいた繰越明許費に係る歳出予算の経費について、法令の定めるところにより報告をするものであります。

内容につきましては、朗読によりご説明をいたします。

報告第1号令和元年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

令和元年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

記。

令和元年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款総務費1項総務管理費、事業名、大樹町多目的航空公園機能拡充事業。金額1億296万8,000円、翌年度繰越額1億296万8,000円。繰越財源は未収入特定財源で国庫支出金が5,145万2,000円、寄附金で5,151万6,000円。本件は、多目的航空公園に格納庫を新築し、内部にクレーンの設置及び外構の整備を行うものであります。工事の完了が今年度となるため、繰越明許費としたものであります。

6款農林水産業費1項農業費、事業名、産地パワーアップ事業。金額9,679万6,000

0円、翌年度繰越額6,139万9,000円。繰越財源は全額が道支出金で6,139万9,000円。リース導入予定の高性能農作業機械は受注生産のものであり、納品が本年度になるため、繰越明許費としたものであります。

同じく6款1項、事業名、草地畜産基盤整備事業畜産担い手総合整備型。金額1億954万5,000円、翌年度繰越額4,464万2,000円。繰越財源は未収入特定財源で、諸収入が4,097万6,000円、町債で320万円、一般財源は46万6,000円。畜産主産地における草地整備の国庫補助事業で、国の令和元年度補正予算により、町が予定している令和2年度分の事業について前倒しで予算措置され、未執行である令和元年度分事業分を繰越明許としたものであります。

同じく6款1項、事業名、土地改良一般管理費。金額4,090万1,000円、翌年度繰越額225万円。繰越財源は全額が一般財源で、225万円。上大樹地区道営農地整備事業に係る北海道の追加予算分で、農道の整備工事が本年度に施工となるため、繰越明許としたものであります。

同じく6款1項、事業名、畜産担い手育成総合整備事業。金額1,458万9,000円、翌年度繰越額1,090万8,000円。特定財源は未収入特定財源、町債で980万円、一般財源は110万8,000円。草地畜産基盤整備事業畜産担い手総合整備型と同様の事業で、町営牧場における草地整備事業の未執行である令和元年度事業分を繰越明許としたものであります。

以上、合計で翌年度繰越額2億2,216万7,000円、財源は未収入特定財源が2億1,834万3,000円、一般財源が382万4,000円となりましたので、ご報告を申し上げます。

**○議 長**

報告の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

質疑なしと認めます。

これをもって、報告を終わります。

**◎日程第9 議案第45号**

**○議 長**

日程第9 議案第45号人権擁護委員の候補者推薦についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

## ○酒森町長

ただいま議題となりました議案第45号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、人権擁護委員の候補者推薦について、議会の意見を求めるものであります。

最初に議案を朗読させていただきます。

議案第45号人権擁護委員の候補者推薦について。

人権擁護委員のうち太田勝義氏は、令和2年12月31日をもって任期満了となるので、この後任として次の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めたい。

記。

大樹町字振別302番地9、太田勝義氏。昭和27年12月16日生まれの67歳。

任期は、令和3年1月1日から令和5年12月31日までの3年間であります。

太田勝義氏は、平成25年3月まで大樹町役場で勤務をされていた方であり、福祉部署での経験も長く、高い識見をお持ちで、人権擁護委員として適任者と考えているところであることから、再任をお願いしたいと考えるものであります。

なお、議案下段に参考として人権擁護委員法の抜粋を掲載しておりますので、ご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

## ○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

## ○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

議案第45号につきましては、大樹町議会運営基準第99条の規定により、討論を省略いたします。

これより、議案第45号人権擁護委員の候補者推薦についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、適任とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

## ○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、適任とすることに決しました。

◎日程第10 議案第46号

○議長

日程第10 議案第46号大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第46号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の同意をお願いするものであります。

最初に、議案を朗読させていただきます。

議案第46号大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

大樹町固定資産評価審査委員会委員のうち宮原章夫氏は、令和2年7月10日をもって任期が満了となるので、この後任として次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めたい。

記。

大樹町北通1番地7、宮原章夫氏。昭和29年7月26日生まれ。

参考としまして、任期は令和2年7月11日から令和5年7月10日までの3年間であります。

宮原氏にあつては帯広市のご出身で、42年間法務局にお勤めをされ、平成27年4月から町内で司法書士、行政書士事務所を開設されております。平成28年3月から委員に就任をいただき、委員長もお務めいただくなど知識や経験も豊富なことから、再任をお願いしたいと考えるものであります。

なお、議案下段に地方税法の抜粋を掲載しておりますので、内容をご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

議案第46号につきましては、大樹町議会運営基準第99条の規定により、討論を省略いたします。

これより、議案第46号大樹町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決い

たします。

お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

#### ◎日程第 1 1 議案第 4 7 号

○議 長

日程第 1 1 議案第 4 7 号教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第 4 7 号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、教育委員会委員の任命について議会の同意をお願いするものであります。

最初に議案を朗読させていただきます。

議案第 4 7 号教育委員会委員の任命について。

大樹町教育委員会委員のうち山下博氏の死去による失職に伴い、後任として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めます。

記。

大樹町松山町 8 番地 6 0、一戸勉氏。昭和 5 0 年 4 月 3 日生まれ。

任期は、本年 6 月 1 0 日から本年 9 月 3 0 日までで、前任者の残任期間であります。

一戸氏におかれましては、双葉町行政区にお住まいで現在 4 5 歳、本業は町内で自動車電装業を営まれており、お人柄は温厚寛大で信頼が高く、お二人のお子さんが在学中は野球とサッカー少年団の後援会長を歴任されるなど、社会教育関係に大変精通しており、幅広い視点から教育行政に対しご意見をいただける方として、今回ご提案申し上げます。

なお、議案下段に法律の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

議案第47号については、大樹町議会運営基準第99条の規定により、討論を省略します。

これより、議案第47号教育委員会員の任命についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

◎日程第12 議案第48号から日程第29 議案第65号まで

○議 長

日程第12 議案第48号から日程第29 議案第65号まで大樹町農業委員会委員の任命についての18件を一括議題といたします。

宣告します。

11番齊藤徹君は地方自治法第117条の規定により除席の対象となりますので、退場を求めます。

(11番齊藤徹議員 退場)

○議 長

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま一括議題となりました議案第48号から第65号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町農業委員会委員の任命について議会の同意をお願いするものであります。

本町の農業委員の任期が本年7月19日で満了となることから、農業委員会等に関する法律に基づき、本年3月23日から4月30日までの39日間、第24期大樹町農業委員会委員の推薦と応募を募ったところ、推薦15人、応募3人の計18人から候補者として届出がありました。

なお、本町農業委員の定数につきましては、条例により18人と定めております。

これを受け、去る5月12日に副町長を委員長とする第24期大樹町農業委員会委員候補者選考委員会を開催し、資格要件の確認や法令基準との照査などを行い、適格であることを確認いたしましたので、今回候補者としてご提案するものであります。

この後、候補者につきましては議案を朗読してご説明を申し上げますが、議案第65号の次のページに候補者ごとの区分などについて整理した表を添付してありますので、併せてご確認をお願いいたします。

それでは、議案を朗読して提案理由をご説明申し上げます。

議案第48号大樹町農業委員会委員の任命について。

大樹町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めたい。

記。

大樹町字振別102番地、穀内和夫氏。昭和31年9月1日生まれ。

議案第49号につきましては、大樹町字尾田184番地の2、牧田日出男氏。昭和30年1月10日生まれ。

議案第50号につきましては、大樹町字生花733番地、吉田義明氏。昭和30年4月28日生まれ。

議案第51号につきましては、大樹町字蒔和181番地、片岡文洋氏。昭和20年10月20日生まれ。

議案第52号につきましては、大樹町字開進134番地、金曾浩文氏。昭和40年10月8日生まれ。

議案第53号につきましては、大樹町字石坂208番地、辻本一夫氏。昭和28年1月6日生まれ。

議案第54号につきましては、大樹町字石坂418番地4、今村昭仁氏。昭和43年12月2日生まれ。

議案第55号につきましては、大樹町字大樹258番地、向井良治氏。昭和39年2月18日生まれ。

議案第56号につきましては、大樹町字日方327番地、岩岡栄一氏。昭和45年3月28日生まれ。

議案第57号につきましては、大樹町字大樹206番地の2、太田福司氏。昭和33年7月7日生まれ。

議案第58号につきましては、大樹町字美成7番地の2、原口武実氏。昭和31年12月24日生まれ。

議案第59号につきましては、大樹町字尾田337番地2、吉田洋一氏。昭和41年10月9日生まれ。

議案第60号につきましては、大樹町字晩成44番地3、富倉浩之氏。昭和38年4月11日生まれ。

議案第61号につきましては、大樹町字尾田714番地3、竹内稔氏。昭和28年7月7日生まれ。

議案第62号につきましては、大樹町字大樹479番地、乙部毅博氏。昭和32年7月1

4日生まれ。

議案第63号につきましては、大樹町字振別302番地9、太田勝義氏。昭和27年12月16日生まれ。

議案第64号につきましては、大樹町字尾田637番地、猪飼敬司氏。昭和52年2月11日生まれ。

議案第65号につきましては、大樹町字中島203番地の2、齊藤徹氏。昭和32年4月11日生まれ。

以上の18人の方の農業委員への任命について、ご同意をお願いするもので、任期は本年7月20日から令和5年7月19日までの3年間であります。

参考といたしまして、議案下段に法律の関係条項を抜粋して掲載しておりますので、ご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議 長

再開いたします。

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

議案第48号から議案第65号までの18件については、大樹町議会運営基準第99条の規定により、討論を省略いたします。

これより、議案第48号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

これより、議案第49号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、同意することに決しました。

これより、議案第50号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決します。  
お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

これより、議案第51号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決します。  
お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

これより、議案第52号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決します。  
お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

これより、議案第53号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決します。  
お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

これより、議案第54号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決します。  
お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

これより、議案第55号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

これより、議案第56号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

これより、議案第57号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

これより、議案第58号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

これより、議案第59号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

これより、議案第60号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

これより、議案第61号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

これより、議案第62号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

これより、議案第63号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

これより、議案第64号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

これより、議案第65号大樹町農業委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時13分

(11番齊藤徹議員 入場)

○議 長

再開いたします。

◎日程第30 議案第66号

○議 長

日程第30 議案第66号大樹町国民健康保険税条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第66号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町国民健康保険税条例の一部改正についてをお願いするもので、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税を国が示す基準に合わせて減免を行うに当たり、納期限を過ぎた後の申請も可能とするため、大樹町国民健康保険税条例の一部改正をお願いするものであります。

内容につきましては、住民課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

議案第66号大樹町国民健康保険税条例の一部改正について、説明させていただきます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、国が示す減免基準に併せて国民健康保険税の減免ができるように必要な改正を行うものです。

具体的な減免の内容は、減免に関する必要事項を定めております大樹町国民健康保険税の減免に関する取扱い要綱を改正して定めることとなりますが、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯にあつては全額免除、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯にあつては、所得金額の減少割合と前年度の所得金額に応じて減額することとなります。

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限となる令和元年度及び令和2年度の保険税が対象となることから、減免の申請について、納期限後の手続でも対応できるように条例を改正するものでございます。

保険税の減免に要する費用につきましては、国の財政支援が受けられる予定となっております。

それでは、条文に沿いまして説明いたします。

表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

第26条は、国民健康保険税の減免についての規定です。

第3項に、減免を受けようとする者は、納期限までに申請書を提出しなければならないと規定しておりますが、「(町長においてやむを得ない理由があると認める場合には、町長が別に定める期限)」を加えております。

附則になりますが、この条例は公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用するとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

#### ○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

#### ○菅敏範議員

減免措置で期限の後に対応ができるように措置をしたということですが、この改正の後にある町長が別に定める期限、これについては明確になっていないのですが、これは明確にしなくてよろしいのですか。

#### ○議 長

林住民課長。

#### ○林住民課長

ただいまのご質問にあります町長が別に定める期限についての明確化についてでございます。今回のコロナ対策に関しましては、令和3年3月31日までの間に納期限を迎えるということで、国民健康保険税の正規の納期限でいきますと第8期が2月末に到来するわけですが、随時期などを含めますと3月31日までの納期限というのが想定される場所

でございます。

今回に関しましては、その期間というような考え方を整理するという事もできますのでありますが、今後にあたってこの状況がどのように変わっていくかというようなところも想定されるところでございますので、この条例の中ではそれらの期間、別に定めるというような規定の中で対応できるかと考えておりますので、このような規定とさせていただきますところではございます。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ちょっと100%飲み込めなかったので確認させてください。

令和3年3月31日までの納期限のものについて延びることがあるということですよ、今の話でいうと。そうではないのですか。そこの、いつまでのものを別に定める期限で対応するという事ですから、いつまでのものをいつまでにということですか。かなと思っただけですが、実は今の答弁では状況を見て判断ですから、まだ定めたものはないということなのですか。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

現状の状態について、まず説明させていただきたいと思います。

現在の規定では、納期限までに申請をしないと納期限を過ぎた税目については対象とならないという形になっています。

それで、今回の対象につきましては、令和2年2月1日からの納期限のものについても対応するという事になりますので、これはもう既に納期限が過ぎているのですけれども、今時点で申請があれば国保税の2月に納期を迎えた令和元年度第8期、これについても対象とできるという改正になります。

その規定から行きますと、対象が3年3月31日まで納期限ということになりますので、その時点までということ規定をすることは可能かと思われませんが、先ほど申し上げましたのは、この後のコロナの感染症対策の状況がどのようになっていくかというところの不透明なところなどもございますので、それらのことにも対応できるように条例の中では期限を定めなくて、このような規定とさせていただきますところではございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

村瀬博志君。

○村瀬博志議員

今の関連になりますけれども、今の説明の中ではコロナということで、それに対応するためという答弁のように聞こえたし、それが主でないかなというふうには聞きました。

それで、これ条例となると、今後改正しない限りこの状態を続けるということになるのかと思います。管理、そういうところにも住民のために色々な、住民が住みやすいように、払いやすいようにということでこの条例だと思うのですが、気になるのはコロナということ何かすごく重きを置いたような答弁だったような気がするのですが、これ収束してしまえば別にこのものは必要ではないのかなという気もするし、反面、先ほど言いましたけれども、やっぱり住みやすい、払いやすいという方法をとれば、そういうこともありなのかなと思いますけれども、その辺のことをお願いします。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

ただいまのご質問についてでございますが、今回の改正については、コロナウイルス感染症対策として国が示しております対策に沿って、同等の対応ができるためのものというようにご理解いただきたいと思います。

災害におけるとか、あるいは失業などによる収入の減少というような状況につきましては、当然今までも該当がございますので、そういったものについて既に対応する減免の規定がございます、それらは要綱のほうに既に整備されていると。

それで、通常ですと今までどおり納期限を過ぎた後の申請については対象としないと、あくまでも今後申請後に納期限を迎える税額について対象とするという形でやらせていただいておりますが、今回のコロナ対策に関しましては、国が納期限後の申請によって遡って対応するものについても財政措置ということで、それに見合う金額を補填するというような制度ができましたので、それに合わせて対応するということがご了解いただきたいと思っております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第66号大樹町国民健康保険税条例の一部改正についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第67号

○議 長

日程第31 議案第67号大樹町介護保険条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第67号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町介護保険条例の一部改正についてをお願いするもので、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった被保険者の保険料を国が示す基準に合わせて減免を行うに当たり、納期限等を過ぎた後の申請も可能とするため、大樹町介護保険条例の一部改正をお願いするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

それでは、議案第67号大樹町介護保険条例の一部改正について、説明をさせていただきます。

本条例改正につきましても、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、国が示す減免基準に合わせて介護保険料の減免ができるように、必要な改正を行うものでございます。

具体的な減免の内容は、減免に関する必要事項を定めております大樹町介護保険条例施行規則を改正して定めることとなります。

主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の第1号保険者は全額免除、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の第1号被保険者にあつては、所得金額の減少割合と前年度の所得金額に応じて減額することとなっております。

減額の対象となるのは、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限となる令和元年度及び令和2年度の第1号保険料となることから、減免の申請について同期限後の手続でも対応できるように条例を改正するものでございます。

介護保険料の減免に要する費用につきましては、国の財政支援が受けられる予定となっております。

それでは、条文に従いまして説明をいたします。

表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

第11条は、保険料の減免についての規定です。

第2項に、減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収される者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収される者については、特別徴収対象年金給付の支払いに係る月の前々月の15日までに申請書を提出しなければならないと規定しておりますが、「ただし、町長はこれにより難い事情があると認めるときには、別に申請期限を定めることができる」と文言を付け加えております。

附則になりますが、この条例は公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用するものとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

#### ○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

#### ○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

#### ○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第67号大樹町介護保険条例の一部改正についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第32 議案第68号

○議 長

日程第32 議案第68号令和2年度大樹町一般会計補正予算(第4号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第68号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度大樹町一般会計補正予算(第4号)についてをお願いするもので、今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億104万2,000円の追加であります。

内容につきましては、総務課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議案第68号令和2年度大樹町一般会計補正予算(第4号)について、説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億104万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億2,876万5,000円とするものでございます。

最初に資料で説明させていただきますので、3ページをお開き願います。

なお、補正予算の財源内訳につきましては、特定財源があるもののみ説明を申し上げますので、ご了承をお願いいたします。

最初に、総務費全体で279万2,000円の増。企画費、企画調整推進事業、委託料と負担金、補助及び交付金で489万円の減。特定財源は国道支出金で493万9,000円の減。地域公共交通計画策定業務について、その事業の実施主体が町から法定協議会に変更となったことから委託料を減額し、法定協議会である大樹町地域公共交通会議へ町が負担すべき費用を負担金として新たに計上するものでございます。

なお、本事業につきましては、補助率2分の1の国庫補助事業でございしますが、当該補助金は直接法定協議会へ交付されることとなることから、法定協議会への負担額を事業費の2分の1とするものでございます。また、負担金の補正額には事業費の2分の1のほかに、事業の執行に必要な経費として委員の費用弁償及び事務処理に係る消耗品相当額4万9,000

0円を追加して計上してございます。

次に、大樹町地域おこし協力隊設置事業、報酬から負担金、補助及び交付金までで266万6,000円の増。地域おこし協力隊の公募に当たり、この8月からの任用を見込み必要となる経費の計上でございます。

下段に移りまして、電子計算費、電算システム整備事業、委託料で501万6,000円の増。内容といたしましては、総合行政情報システムの改修で、財務会計システムの7節賃金の科目廃止に伴う決算関係のプログラム修正で228万8,000円の増。個人番号情報の副本を管理する全国の自治体で共同利用する中間サーバー更新に伴う磁気システムへの切替え対応業務で55万8,000円の増。住民税、ふるさと納税制度の見直しで寄附金支払額について特例控除額と申告特例控除額をそれぞれ管理可能とするための住民税システム改修業務で19万円の増。デジタル手続法に定める行政手続における情報通信技術の活用に伴う住民票と戸籍の附票との連携を行うための住民基本台帳システム改修業務で198万円の増となっております。

4ページに移りまして、

民生費全体で403万4,000円の増。児童措置費、子育て世帯への臨時特別給付金事業、役務費で13万円の増。財源は全額国道支出金でございます。臨時特別給付金の事業執行に当たり、口座振込み手数料が不足する見込みとなったため、増額するものでございます。

次に、児童福祉施設費、町立認定こども園運営費、給料から備品購入費まで245万3,000円の増。財源は国道支出金で47万5,000円、一般財源が197万8,000円、給料から共済費までの人件費の計197万8,000円の増は、保育に係る職員が不足することとなったため、会計年度任用職員を任用するための人件費の計上でございます。需用費及び備品購入費の計47万5,000円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、マスク、消毒用品の購入と超音波式噴霧器、非接触型体温計の購入で全額が国庫補助の対象となるものでございます。

次に、法人認定こども園運営事業、負担金、補助及び交付金で95万1,000円の増。全額が国道支出金でございます。新型コロナウイルス感染症対策に係る費用に対する補助金の増でございます。町立認定こども園と同様に、マスク、消毒用品のほか超音波式噴霧器、非接触型体温計の購入に対する補助でございます。

次に、学童保育所運営事業、需用費と備品購入費で50万円の増。全額が国道支出金で、町立認定こども園と同様に新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、マスク、消毒用品のほか超音波式噴霧器、非接触型体温計を購入するものでございます。

下段に移りまして、衛生費、環境衛生費、一部事務組合負担金事業、負担金、補助及び交付金で205万6,000円の増。南十勝複合事務組合に対する負担金の増で、埋立て処理施設のダイオキシン対策に係る費用に対する分の負担金でございます。

5ページに移りまして、農林水産業費、全体で6,079万3,000円の増。農業振興費、畑作構造転換事業、負担金、補助及び交付金で4,734万7,000円の増。全額が国道支

出金でございます。畑作地域の生産性向上に向けた取組みを支援する事業で、今年度の事業実施計画の承認及び補助金の内示に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

次に、強い農業・担い手づくり総合支援事業、負担金、補助及び交付金で144万6,000円の増。全額が国道支出金でございます。産地の収益力強化と担い手の経営発展を推薦するための農作業機械の導入を支援する事業で、今年度事業の実施配分があったことから所要額の補正を行うものでございます。

次に水産業費、経営継続支援事業、負担金、補助及び交付金で1,200万円の増。

次に、商工費全体で4,527万1,000円の増。商工振興費、商工振興対策事業、負担金、補助及び交付金で4,300万円の増。水産業費の経営継続支援事業1,200万円と商工業振興対策事業4,300万円の増につきましては、漁業者及び商工業者などに対する支援金でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが一定程度減少した事業者等に対し、経営継続の支援として支援金を給付するものでございます。内容といたしましては、従業員を1人以上常時雇用している事業者にあつては50万円を、常時雇用をしている従業員がいない事業者にあつては30万円を上限といたしますが、本年2月から12月までの売上げと昨年に対応する月ごとの売上げ等それぞれ比較して、20%以上減少している月の減少額合計と上限額のいずれか低い額を給付しようとするものでございます。漁業者でおおむね35件程度、商工業者などでおおむね110件程度の事業者が給付の対象となるものと見込んでございます。

次に観光施設費、晩成温泉維持管理費、補償、補填及び賠償金で227万1,000円の増。新型コロナウイルス感染症拡大防止のために示された北海道の休業要請に従い、晩成温泉が休業を行ったため、休業期間中の収入減少に対する補填費の増でございます。

6ページに移りまして、教育費全体で8,515万8,000円の増。学校管理費(小学校)、学校管理費、工事請負費及び備品購入費で5,360万7,000円の増。

学校管理費(中学校)、学校管理費、委託料から備品購入費まで3,131万4,000円の増。小学校及び中学校の工事請負費と備品購入費につきましては、国が示すGIGAスクール構想に従い、学校内ネットワークの整備と全校児童及び生徒の学習用端末を購入するものでございます。財源につきましては、本補正予算では一般財源としてございますが、補助金額等が国から示され次第、組替えを行おうと考えているところでございます。その他備品購入費の中では、学校備品として非接触式電子体温計1台約1万6,000円のをそれぞれ2台ずつ計上してございます。中学校の委託料と原材料費につきましては、グラウンド内の野球場整備を委託費として計上してございましたが、学校側から適宜必要に応じ整備を行いたい旨の意向があり、原材料のみの購入に組み替えるものでございます。

社会教育総務費、子ども交流事業、負担金、補助及び交付金で23万7,000円の増。本年4月より任用している地域おこし協力隊に対する助成として、要綱などに従い住宅賃貸料の一部に対し助成を行うものでございます。

次に諸支出金、事業会計繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金で93万8,000円の

増。

以上、歳出補正額合計2億104万2,000円の増。財源内訳では、特定財源が国道支出金で4,591万円の増、一般財源が1億5,513万2,000円の増となるものでございます。

次に、第1表、歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

歳出合計、補正前の額76億2,772万3,000円。補正額、2款総務費から13款諸支出金まで2億104万2,000円の増、補正後の歳出合計78億2,876万5,000円。

続きまして、歳入を説明させていただきますので1ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額76億2,772万3,000円。補正額、15款国庫支出金から19款繰入金まで2億104万2,000円の増、補正後の歳入合計78億2,876万5,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

#### ○議 長

提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

議案第68号の審査にあたっては、同一議題に対する質疑を3回までとする会議規則第54条の規定については、歳出は款ごとに、歳入については一括してこれを適用することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### ○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま決定のとおり議事を進めます。

これより質疑に入ります。

はじめに、事項別明細書12ページ、13ページ、2款総務費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

#### ○齊藤徹議員

企画費ですけれども、地域おこし協力隊の設置事業で266万円予算計上をしているのですけれども、8月から採用するのですけれども、採用するに当たっての目的は何なのか。何について特に特化して地域事業をおこそうと考えているのか、それについて1点だけお願いします。

#### ○議 長

伊勢企画商工課長。

**○伊勢企画商工課長**

地域おこし協力隊の募集に関しての件でございますが、地域おこし協力隊につきましては、将来の起業を視野に入れた活動や、地域おこし協力隊のやりたいということの実現を応援するという部分で、地域おこし協力隊として主体性を持って大樹町のほうに、いわゆる飛び込んでくる方を応援していきたいというようにまず考えておりまして、新たな視点やアイデアによりまして大樹町の地域資源を再発見し、地域の元気づくりに取り組んでいただける方を募集したいというふうに考えておりまして、経験やスキルを生かした地域活性化について、どのようなことについて取り組んでいきたいかという提案型の方として募集を行っていききたいと思ひまして、公募いただいた方のそういう提案によって採用をしていきたいと考えているところでございます。

**○議 長**

齊藤徹君。

**○齊藤徹議員**

提案型というのですけれども、これ266万円の予算を組んでいるのですけれども、やりたい人、視点だとかアイデアを募りたいというのですけれども、でもどこかで、例えばイベントに特化するのか、産業なのか、教育なのか、福祉なのか、そのぐらいの何か目的がないと、ただ来て提案いただいてと言われて、聞いて私に沿いません、やめますといったらそれで終わりなのですか。

**○議 長**

伊勢企画商工課長。

**○伊勢企画商工課長**

今回の募集にあたりましては、町としまして活動内容をいくつか用意いたしまして、例えば農林水産業の振興に関する活動ですとか、あと自然環境の保全、また高齢者等の見守りに対する活動、また地域コミュニティーの関係ですとか、あと移住や定住促進に関する活動など、そのような活動に対して大樹町でこういうことを行っていきたいという提案をいただいた中で、応募のあった方の中から大樹町に即した活動として、今後地域おこし協力隊として勤務いただいた後に大樹町に定住していただいて、起業等に結びついていけるような事業に展開していけるような方を募集していきたいと考えているところでございます。

**○議 長**

齊藤徹君。

**○齊藤徹議員**

いま、説明の色々な方、起業とか地域コミュニティーとか色々あるのですけれども、今回それを8月から応募されるという方は、特にどこを重点に置いて希望してきているのか、多分協力隊に来る方はそのぐらいの気持ちを持つてくると思うのですけれども、目的なしでは来ないと思うのです。何か目的があるから応募したと思うのですけれども、特にどの分野で目的を持って地域に関わろうとしているのか、支援をしようとしているのか、それについて

再度、お聞きします。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

現在までにもいくつか地域おこし協力隊として大樹町で働きたいという方の提案もいただいている件数もございます。それらに限らず広い範囲で公募いたしまして、大樹町にとって地域、新たに活性化に結びつけていただけるような活動に対して、そのような方を採用していきたいと考えているところでございます。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

同じく地域おこし協力隊のことについてですけれども、僕は今のお話の中で、町としてのこの部分とかという、確かに国からの交付税措置を受けるものですが、でもやっぱり特産品の開発とか教育のこの分野とか、ある程度大樹町ではもうそういうことを明確にして、多分一辺倒に公募したからといって、ではなくてある程度やっぱり大樹町にもノックしていただいている人もいますので、そういうふうな姿勢が大切ではないかなというふうに思っているのですけれども、その点どのようにお考えでしょうか。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

確かに募集のテーマを設定しまして、そのテーマに沿った方の業務に対して、そういう人材が来てほしいという採用の仕方もあろうかと思いますが、今回の募集に関しましては、広く地域おこし協力隊の方が大樹町の地域資源を生かした中で、こういうことをやりたいという提案をいただいた中で、大樹町にとって地域活性化に結びついていけるような方を採用していきたいと考えているところでございます。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

地域おこし協力隊の関係でちょっと関連の話で聞きたいのですが、何となくかみ合っていないような気がするのです。それで、今回の募集については既に応募があったということですが、例えば募集するときに、こういうことをやりたい人を募集しますというように要項みたいのをつけて募集したのではなくて、オープンで何がやりたいかあなたの考えを述べなさいみたいな格好でもって募集したように聞こえるのです。ですから、それで来た人の中から今度はこっちで選別して、この人がいいと選ぶというそういう募集と、それから採用

決定の方法ということなのですか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

募集に関しましては、今回の補正をお認めいただいた後に募集をかけさせていただくという形にしております。先ほど申し上げましたが、何件か問い合わせがあったというところがございます。今後この補正をお認めいただいた後に広く公募をさせていただきながら、8月の採用に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

やり方ですから方法はあるのだと思いますが、一般的に言ったら、募集する人は職員などだったら看護師募集しますと、何年生まれまでの人でこういう、いついつですということ。そういうふうにして募集します。今回は、そうしたら全く制限されていなくてやるという、その方法はいいのか悪いのか分かりませんが、そうすると、何というか今町が求めているものがこういう人を求めているというのがあって、それに合った人に応募してもらって採用するのではなくて、全然畑違いというか考え方が違う人しか来なくても、それは仕方がないから採用するというふうな妥協の産物といったら悪いのですが、ちょっと採用の経過が何となく納得できないのです。さっきも話に出ましたように、地域の特産品の開発なんかをぜひ進めてほしい人を募集しますと言ったら、みんなその人は来るのですけれども、何でもいいですからあなたの考えを聞きたいということになったら、全然違う関連の人ばかりがそろそろころもあり得るので、その辺でいうと採用の在り方についてどうなのかなという疑問があるのですけれども、いかがですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま地域おこし協力隊の設置に関する補正予算の質疑をいただいておりますが、今現在、私どもの町に問い合わせがあったり、ご提案をいただいている方は、実は過去に地域おこし協力隊で活動された方のご紹介もあって、自らが提案をいただいていることでもあります。

先ほど課長のほうからも説明させていただきましたが、今回補正予算をお認めいただければ、正式に私どもの地域おこしとして、こういうある程度の項目を提示した上で広く公募をかけたいということです。その公募に今現在、色々お申込みをいただいたりされる方が正式にお手を挙げるかどうかというのは分かりません。その方の提案が私どもの地域おこし協力隊員として求めるスキルとうまく合致するかも分かりません。応募いただいた方々のその中

から私どもの思いと合致する方がいれば、地域おこし協力隊としての採用を検討していくということでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

概要は分かりました。

ただ、今、町長言われたやつでいうと、色々と下地があって合致をしたら採用したいということですが、ここで補正を認めるということは採用するという前提なのです。本当はこういう人がいるので採用したいので、補正予算を認めてほしいという流れかなと思ってはいるのですが、色々出て、もし合わなかったらやめるかなというのだったらちょっと合わないで、その辺はちゃんと順序を踏んでいるような気もするのですが、そこが狂ったら次の議会で、今度は補正予算認めてもらったけれども、採用に至らなかったからあれやめますというような話になるので、その辺はきちんとやっていただきたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

手順としては、先ほど私どもが説明をしたとおりです。それで、色々な方の、技術系の職員も含めて募集をかける段階では、やはり予算化されているということが必要になるというふうに思っております。まずは予算をお認めいただいた中で、正式に公募をかけていくということが私どもとしては手順ではないかなというふうに思っております。予算の確約もないものを、募集かけますけれどもどうですかということよりも、採用に至ればもちろんいいのですが、至らない可能性もありますけれども、まずは予算をお認めいただいた中で、私どもがこういうスキルの方に対して地域おこし協力隊として大樹で頑張ってもらいたいという形の応募をオープンにしていければなというふうに思っておりますし、私どもとうまく合って、その方が採用に至って大樹町で活躍していただければ本当にありがたいかなというふうに思っているところでもあります。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

○議 長

再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

村瀬博志君。

### ○村瀬博志議員

先ほどの協力隊のお話ですけれども、色々ありましたけれども、この協力隊というのは尾田も数年前にありました。

それで、協力隊の最初の思いというのか、何でその協力隊というのを設けたのかなというのは、僕なりにやっぱり大樹に新しい息吹を入れようというのが趣旨にあったのかなと、だから色々考えている人、考えを持っている人に、この農村地帯にそういう血液を入れようと、そんなことが出始めだったのかなというような気がします。そういったもので、そうやって3年という縛りがあって、それ以後は入った人が自己責任で生計を立てるとなっているというのは、その間にやってくれということでしたけれども、そういった意味では、なかなか色々な専門知識とか、優秀な人を集めるというほうではなかったような気がするのです。それで、優秀なそういう人らを入れるということであれば、給与面とかという部分では全然不十分で、そんなことにはならない金額なのかなとそんなふうに思っています。新しい息吹をこの大樹町に入れようというのが思いにあって、今まで来たと思うけれども、何人かちょっと定住している人もいます。そういったものでは、その意義みたいなものは忘れずに人を採用するという思いではなくて、ちょっと新しい血液を入れようと、そういう大樹町の度量の大きさもあってもいいのかなと、そんなふうに思っています。そういった部分で、町長、その辺は力強く、また自信持ってこれは進めていってほしいなとこんなふうに思います。

以上です。

### ○議 長

酒森町長。

### ○酒森町長

地域おこし協力隊の役割というのは、やはり外部、それぞれお持ちのスキルをぜひこの地域で生かしていただきたい。願わくば、定住促進の事業という意味合いもありますので、地元で引き続き3年たった後も活躍をいただけるような、そういう取組みを私どもも期待をしているところでもあります。

過去に地域おこし協力隊で大樹で活動してくれた方々、残って大樹で活躍してしてくれる方もいらっしゃいますし、残念ながら大樹を離れたという方もいらっしゃいます。それぞれがお持ちの技術や考え方を持って、いい意味で地域のハレーションを起こしてもくれているということがあるというふうに思っておりますので、今年も新たに1名の採用を行っておりますが、今回も新たに公募した中で大樹町の中で一緒に地域おこしをやってくれる、そういう人材が大樹に来てもらえるよう努めていきたいというふうに思っております。

ありがとうございます。

### ○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、これをもって、総務費の質疑を終了いたします。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

町立認定こども園の運営費についてお伺いしたいと思います。

先ほどの説明の中では、人手不足で必要な職員を増やしたいというようなことのお話でしたけれども、現況まずお聞きしたいのは、子どもの数ですとか職員体制、正職の人もいればアルバイトの方もおいではないかということは思っているのですが、子どもの数と職員体制と、それから最も大切なことではないかなと思うのですが、最低基準というか、保育所の3人で1人とか6人で1人などあると思うのですが、職員の数と最低基準の数字がどうなっているのかを聞きたいと思います。それで、今回最低基準を下回るような危険性があるのではということでしたら、それはそれで理解できますが、現況どのようになっているのでしょうか。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

まず園児の数でございますけれどもすいません、今ちょっと手元にないのですが、たしか28名ではなかったかなと思います。申し訳ございません、後ほど人数については報告をさせていただきますと思います。

それと職員の配置の部分でございますけれども、国の配置基準では満1歳未満の園児については子ども3人につき保育士1名、満1歳以上満3歳未満の園児については子ども6人につき保育士1名、満3歳以上4歳未満の園児については20名につき保育士1名、4歳以上の園児30人につきましては保育士1名の配置基準となっておりますが、常時2名の保育士を下回ってはならないということで、そういう配置基準となっております。

尾田の職員の配置でございますが、これに換算しますと職員の最低配置基準の必要数としましては0歳児が0.7人、1、2歳児については0.5人、3歳児については0.3人、4歳、5歳児については0.4人の1.9人という配置基準となっております。現在のそれに照らし合わせた職員の配置でございますけれども、それに換算しますと4.7人を配置しているということでございます。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

トータルの子どもの数については、今、手元にないと言うのだから、それはそれで。

ただ、ちょっと換算が人を1.9ということにはできませんので、多分これは四捨五入というか切上げのはずですので、2.0というのですけれども、その中で4.7という数字は国の最低基準からいけば1.9ということですよ。そして、今の4.7というのはアルバイトの人方、フルタイムでない人もいるから、いろいろ時間換算して4.7ということだとしたら、人手不足というか、対応できないということにはならないのではないかなというふうな、今の数値のご説明の中ではそういうふう感じたのですけれども、町では障がい児がいるとか色々な特別な事情があれば、その4.7引く2.0の中でこういうふうな特別な事情があるので、今職員を増やしたいのだという説明というか、証明というかをしていただきたいと思うのですが。

**○議 長**

井上保健福祉課長。

**○井上保健福祉課長**

今、議員おっしゃるように、保育士につきましては正職員が3人とあと臨時が4人、保育士の補助4人と、あと管理栄養士であるとか臨時の調理員とかということで、現在12名の職員が尾田認定こども園にいます。

ただ、当初予定しておりました保育士の補助と、あと8月には臨時職員1名が退職されるということで、その部分についても人手が少なくなっていく、また支援を必要とする園児、また0歳児等々がいることによって、その部分も職員、臨時も含めて対応しているということでございます。今回やはりパートタイムの方2名がいなくなるということで、その分をフルタイム1名の方で補っていくということもございまして、またどうしてもパートタイムの方、シフトの関係で職員が手薄になるということもございまして、そういうのも含めまして今回フルタイムでの会計年度任用職員1名を採用というふうに、予算計上させていただいたところでございます。

**○議 長**

西田輝樹君。

**○西田輝樹議員**

28名だとしたら、30名以下でこういうふうな縦保育にしても、今の3名、4名、4名、1名ということでトータル12名のうちのパートの人が2名退職されても、きっと大幅に最低基準の部分は上回っているのではないかなと思われるのです。

今日、ここでちょっと僕のほうも勉強不足ですので、これ何名でしょうって、もうちょっと計算の仕方も大分忘れてしまいましたので、ぜひ、今日はこれでまた別の人が質問すれば別ですけれども、パートの方が0.5換算なのか何ぼ換算なのか分かりませんが、その方が2名いなくなっても多分1.0でなくてそれ以下のような通常は思っておりますので、ぜひそのパートの方2名退職された後の正職がここで予算が認められて1名入ったときの今みたいなような最低基準の資料を、議長、ぜひいただきたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

そういうことで、僕のほうは3回目ですのでこれで終わります。

○議 長

あとで資料については井上保健福祉課長、お願いします。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、これをもって、民生費の質疑を終了いたします。

○議 長

次に、12ページから15ページまで、4款衛生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、これをもって、衛生費の質疑を終了いたします。

次に、14ページ、15ページ、6款農林水産業費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、これをもって、農林水産業費の質疑を終了いたします。

次に、7款商工費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

商工費の商工対策の4,300万円の新型ウイルスのことで、職種というのはここでは110件というのか110戸というのか予定されているということなのですが、まず一番最初にお聞きしたいのは110件の打ち合わせというか、業態をお聞きしたいと思います。それによってどのような職種によっては、人も雇っていないところもいいよというふうなご説明でございまして、例えば床屋とかパーマ屋とかいろいろマッサージだとか、お1人でおやりになっているような方もいるのですけれども、そういうふうな従業員のいない業者の方のこともお聞きしたいと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

今回補正に計上させていただきました、新型コロナウイルス感染症による影響で売上げが減少した町内の商工業者に対する継続支援金の給付事業の件でございまして、この給付金の対象となる業種につきましては、商工業の部分に関しましては業種を問わず全般的に対象とするという形をとってございます。それで110件の内訳といたしましては、まず先ほども

ご説明がありましたように、常時雇用しているという業種につきましては商業、サービス業で30件、そして工業では20件を見込んで50件を見込んでおります。

そして、雇用していない事業者につきましては、商業、サービス業で60件を見込んでおりまして、トータル110件の対象事業者を見込んでいるというところでございます。

以上でございます。

**○議 長**

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

**○齊藤徹議員**

晩成温泉の維持管理費ですけれども、これは休業要請協力に対する補填というのですけれども、補填というのは入浴料分の227万1,000円という解釈でいいのか、実績はどうなっているか聞きたいです。

**○議 長**

伊勢企画商工課長。

**○伊勢企画商工課長**

晩成温泉の休業に関する補償補填の分でございますけれども、この分につきましては北海道の休業要請に基づきまして4月25日から5月15日までの21日間について、休業を町のほうからも要請をいたしまして、指定管理者のほうで休業していただいたという部分でございまして、この補填の考え方でございますけれども、平成30年度と令和元年度における同期間の利用者数の平均値をとりまして、休業期間における利用者数とみなしましてその分の利用料の金額を算定したところでございます。その金額といたしましては282万3,000円というところになりますけれども、休業期間におきまして維持管理に係る経費が発生しないものもございまして、指定管理料の算定に用いております基礎資料に基づきまして、光熱水費とバックアップボイラー分の燃料費などを休業日数分の55万2,000円という金額を算出いたしまして、その利用料分から差し引いた額として227万1,000円とさせていただきます。

その料金につきましては、入浴料と宿泊分に係る分も含まれているところでございます。

**○議 長**

ほかに質疑はありませんか。

齊藤徹君。

**○齊藤徹議員**

計算方法は分かりました。それで実績の数字を知りたいのですけれども。

**○議 長**

伊勢企画商工課長。

**○伊勢企画商工課長**

先ほども平成30年度と令和元年度の2カ年分の平均値をとったというところでござい

して、その入浴者数といたしましては5,007人、大人、中学生、子どもなど内訳ありましたが、入浴料といたしましては193万円の収入があったと見込んでおります。

宿泊分に関しましては、学童とコテージ分で合わせますと89万3,000円という形で、トータル282万3,000円の収入が見込まれたという計算でございます。

そして、経費につきましては、光熱水費と燃料費の分を日数で割り返しまして55万2,000円という形でその分を差し引きまして227万1,000円と算定したところでございます。

**○議 長**

ほかに質疑はありませんか。

吉岡信弘君。

**○吉岡信弘議員**

支援金に関連してなのですけれども、国が非常事態宣言と自粛要請、あるいは道も町も前回の議会でもたまた今回も支援金を出すわけですけれども、インターステラテクノロジズ、町は単独というか、町長は社長と一緒に記者会見をして延期の要請を行ったという中で、このインターステラテクノロジズIST、これに対する自粛要請というか、それに対する支援金というのはこの中に含まれているのか、前回も一律20万円とありましたけれども、今回1人以上50万円ということです。ISTですから40人以上の従業員、それ以上の家族がいるという中で、ロケットが打ち上がらなければ仕事にならないという会社ですので、この中では含まれているのか含まれていないのか、また今後考えるのか、これをこの予算審査の中で聞いていいのかわからないですけれども、6月にロケットの打ち上げ予定されておりますけれども、今度は全面的に応援するというところでよろしいのか、そこら辺もし伺えればお願いします。

**○議 長**

暫時休憩します。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時22分

**○議 長**

再開いたします。

伊勢企画商工課長。

**○伊勢企画商工課長**

経営継続支援金の対象といたしましては、町内に事業所を有する中小企業等で、個人にあっては町内に登記しているという部分に該当いたしましたら、インターステラテクノロジズ社でも新型コロナウイルス感染症の影響によって売上げが減少したということでありましたら、該当するという部分でございます。

**○議 長**

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、これをもって、商工費の質疑を終了いたします。

次に14ページから17ページまで、10款教育費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

10款の教育費、小学校、中学校の工事請負費、ネットワーク整備事業、それからタブレットの購入ということがあるのですが、これは私の理解の中では、タブレットを利用して学校内で教育効果を上げていくという利用方法だと思うのですが、今回コロナの関係でリモート授業、あちこちでやられているのですけれども、これの対応というのは可能なかどうかなのか。法的なこともあるのでしょうかけれども、ちょっと可能かどうかお知らせしていただきたい。

○議 長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

GIGAスクール構想でございますけれども、当初は文部科学省では学校内での高速ネットワークを構築ということで、ICTを活用して1人1台端末を整備するというのが目的でございました。しかしながら、昨今の新型コロナウイルスの関係で、学校が休校になることが今後もしかしたら予想されるということで、早急に休校になったときも家庭で授業ができるようにということで、家庭でも使える機器を選定するように文科省では指示がありましたので、今回この予算でお願いする機器につきましては、当初学校内のみの活用を想定しておりましたけれども、もし万が一、休校になったときは、家庭内でも学習ができる機種を選定して、今後の非常時に対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

今の段階で33台という台数なのですが、家庭にもいろいろそういった情報端末というのはあると思うのですけれども、子ども達の、そういったものを利用して、このネットワークを通じてリモートで授業が可能な機種を選定していくということで、文科省のほうからきているということで、町もそのように対応していくということでよろしいのでしょうか。

○議 長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

教育委員会のほうで家庭のネットワーク環境のほうは調査をさせていただきました。10

0%アンケートを回収しているわけではございませんけれども、回答があったうち80%以上が家庭内のWi-Fi環境があるということで、基本的には、もし休校になった場合は、家庭内でのネットワークを活用させていただいて授業に参加していただく、また、そういった環境のない子ども達につきましては、学校に来ていただいてそこで学校のタブレット等々を活用しながら学習をするというような形で、今、教育委員会のほうでは考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○議長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤徹君。

#### ○齊藤徹議員

それに併せてちょっとタブレットの関係で聞きたいと思います。

まず、GIGAスクール構想の関係で小中合わせて4点ほどお伺いします。

小中学校のタブレットの合計が45万1,000円の補正予算額です。今の小学校の在籍数は275名、中学校は127名なのですけれども、これを一度に合計402台をそろえるという予算なのか、まずそこ1点お聞きします。

それと、平成30年度に中学校47台、事業費が1,080万円、令和元年度に小学校33台、事業費1,639万円で購入しているのですけれども、これまだ事業費返済中なので、資金返済中。今後の活用はこれをどうするのか、全部揃えてしまったら。

もう1点は、小中学校の補正予算額、ネットワーク工事費のみで小学校、中学校合わせて4,451万4,000円なのです。3月の一般質問において、説明の中でネットワークの整備と電源キャビネット工事を含めて約5,300万円程度の経費がかかる、そういった説明を受けたのですけれども、今回この事業費の中に電源キャビネット工事が含まれているのか。そうしますと、小中学校の今回の総事業費が8,496万5,000円になるのです。これ含まれていないとしたら、全体にかかる総事業費はいくらになるのか。

もう1つは、各小学校にそれぞれ5年、6年前に視聴覚室、パソコン教室にデスクトップタイプ40台と先生方の分1台、2台そろえているのですけれども、これももう多分、恐らく今年度か前年度で償還終わっているのですけれども、今後このパソコン教室とか視聴覚室の扱いをどうするのか、廃止してしまうのか。でも、今の中学校の技術課程のワード、エクセルの授業の中では、昨年入れたタブレットのワード、エクセルからいくと、今のデスクトップのほうがかなり授業しやすいのです。そういった中で、今後その扱いをどうするのか、まずその4点お伺いします。

#### ○議長

瀬尾学校教育課長。

#### ○瀬尾学校教育課長

まずは台数の関係でございます。台数につきましては、小学校と中学校の全ての児童と生

徒の台数を計上させております。当初につきましては国のロードマップに従いまして、小学校5年生、6年生、中学1年生を対象として、この令和2年に予算をお認めいただくように予定をしておりましたけれども、国のほうで新型コロナウイルスの関係がございまして、緊急特定警戒都道府県、13都道府県があるのですけれども、これらの都道府県につきましては、今年度中に整備をしなければならないというふうに国から示されたものですから、大樹町内の小学校、中学校の児童生徒全てに合計で402台になりますけれども、今回の補正でお認めをいただき計上をさせていただいているところでございます。

2点目の既に導入したタブレットの今後の活用でございます。今回のGIGAスクール構想は国の補助金の対象になるのですけれども、残念ながら先生の分についてはこの事業の対象にはなりません。したがって、既に導入しましたタブレットにつきましては、先生用に仕様を変更して活用したいというふうに考えております。

あとネットワークの関係ですけれども、電源キャビネットでございますけれども、当初見込みでは議員ご指摘の事業費でございました。我々も業者のほうに再度、金額のほう見直しをできないか、また国のほうでも国から標準的な事業費というのもし示されたものですから、再度、事業費のほうを見直しまして、今回この事業費というふうになっております。

電源キャビネットの台数につきましては、当初の事業費と何ら変わらない台数を計上しているところでございます。

最後に、パソコン室の今後の活用でございますけれども、今回導入するのはタブレットということで、持ち運びができる機種でございます。体育館に行ったり教室に行ったり、色々なところで使えるということでございまして、パソコン室にあるのは固定式のパソコン、やはり高度な授業を行う上ではパソコン室にあるパソコンもまだまだ活用の余地はあるのかなというふうに思っておりますので、タブレット、そしてパソコン室にあるパソコンも使いながら授業のほうを行っていきたいということで、当面はそれぞれの機種の特性に応じて、授業のほうに活用していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

## ○議長

齊藤徹君。

## ○齊藤徹議員

ということは、電源キャビネットも台数分かりませんが、総事業費は8,496万5,000円の補正額の中で賄えるということなのですね。

それと、先に購入しました中学校47台、小学校33台、合計で80台あるのです。それを先生の分に回すと言っても、先生は小中学校合わせても、中学校で14名、小学校で27名なので41台あれば間に合うのです、これは。そうしたら、あと40台近くはこれをどうするかということなのですから、これはまた今後考えていかなければならないのですけれども、もう1つは、将来的にはパソコン教室というのはなくなるという計算でいいのか、それとも、それはもう5年、6年たちますので、もう2年たったら恐らくバージョンアップ、

更新していかなければならないのですけれども、そういう費用も今後見ていくのか。今、両方併用していくのだという説明いただいたのですけれども、その辺は大丈夫なのかということです。

それともう1つは、タブレットの端末の設定ですけれども、1台あたり端末機の値段、設定を入れると約10万円なのです。10万6,000円だったかな。それは多分、セキュリティーだとか設定だとかといった学習活動端末支援ウェブシステム等を活用しないと、うまくこれは機能しないのです。それパッケージでありライセンス料なのですけれども、そして今、同僚議員言いましたオンライン授業で活用するといったら、それはパッケージもある程度の年数で契約していかないと、3年物、4年物、5年物で契約していかないと、それ使えないと思うのです。ただ、自分のパソコンのウェブ上でやるといったら、みんなカメラついていけばいいけれどもカメラない人もいますので、その辺はどうするのかという、そういったパッケージの仕様についてどうなっているのか。

また、それは1年1年の契約なのか、今回3年から5年の契約で予算をみているのか、それについてお伺いしたいと思います。

もう1点は、補正予算で総事業費が8,496万5,000円の財源確保ですけれども、3月の一般質問の中で補正の提出があった段階、国の想定する事業費を超えた自治体はヒアリングを受けることになっており、その後、国から内定を受けることになっておりますが、そのヒアリングは今現在、未定のため事業費が確定することができないことから、当初予算を見合わせ、事業費の確定後、令和2年の補正予算でご提案をして考えておりますという説明をいただきました。

また、酒森町長の答弁書からも補助金割合、今のところは確定しているのか、確定すれば組替えをするというのですけれども、その当時は国庫補助金が50%交付され、残りの50%については交付税措置のある学校教育施設等整備事業債及び財源対策債から借り入れることにしており、一般財源の事業費の20%に当たるという内容でしたけれども、その後、多分交付税措置が色々この社会情勢で変わってきていると聞いているのですけれども、今の段階でどれぐらいの補助率でうちの町としてどれぐらいの一般財源の持ち出しあるのか、かなり金額大きいので、その財政シミュレーションと返済計画はきちんとできているのか。

もう1点は、GIGAスクール構想に対して端末機、ネットワーク等に係るランニングコストは試算されているのか、それについてお聞きします。

## ○議 長

瀬尾学校教育課長。

## ○瀬尾学校教育課長

まず、タブレットの数でございますけれども、先生用に転用するということで、それでも数が多いのではないかとございまして、基本的に今回GIGAスクール用に開発されたタブレットでございまして、休校のときにも自宅で使えるそんな機種を選定をしております。

既存のタブレットにつきましては、学校内で活用することを想定しておりまして、セキュリティー上、外に持ち出せない機種が既存の小学校と中学校に入れているタブレットでございますので、今、先生用に転用するものもあくまでも学校内で使うということでの転用を想定しておりまして、これを児童生徒に転用するとなると、そのセキュリティーを変更しなければならないということで、それが可能かどうかちょっと業者のほうと相談をさせていただいて検討していきたいというふうに思っております。

あとタブレットでございますけれども、今回、機種を想定しているのはカメラ機能付でございます。それで双方向のそれぞれのやり取りができる機種を選んでおりまして、そういった意味で家庭での学習にも十分耐えられるのかなというふうに思っております。

また、パッケージでございますけれども、今、基本的に国のほうではGIGAスクールで奨励している機種というのは3機種あります。それぞれの機種に特性があるのですが、私どものほうで今機種を選定しているものにつきましては、アカウントについては永続ということで基本的には3年とか5年とかそういった縛りがなく、今の段階では、ずっとアカウントは継続されるという機種を選んでおります。

また、アカウントとは別に保証の関係なのでございますけれども、保証のほうにつきましてもメーカーのそれぞれのパッケージで3年物とか5年物の保証があるのでございますけれども、今回、私どものほうで選定している機種につきましては、一応メーカー保証の1年のみというふうに考えております。

我々のほうで調べた中では、3年保証では、例えば6,000円とか5年保証では1万1,000円とかそれぞれかかってしまうのですけれども、これを今回導入する402台で計算しますと相当な金額になってしまいまして、これをもし新たに購入するとなるとタブレットの単価で割り返すと50台ぐらい買える計算になるものですから、あえてオプションのパッケージには入らず、メーカー保証の1年のみでやったらいいのかなという形でオプションのものは含ませていないところでございます。

あとネットワークの関係でございますけれども、当初国のほうでは国が想定している事業費より大きい事業費を計画で出した自治体については、ヒアリングを行うということでございましたけれども、結果的には国からヒアリングというのがなく、国の標準的な事業費で内示額が決定されているというのが各自治体から聞き取った中で実際行われておりまして、もともとの国の中ではそういった大きい自治体についてはヒアリングを行っているというふうになってはいたのですが、実際は行っていないという状況でございまして、今回も我々事業費これぐらいの積算で行うという形で計画書のほう提出させていただきましたけれども、国が想定している事業費相当分に対する補助金が多分、来るだろうということで、要綱の中ではネットワークは2分の1以内、またタブレットについては1台当たり4万5,000円の定額というふうに言われているのですが、既にネットワークの内示を受けた自治体に確認をしますと、ネットワーク2分の1以内なのですが、実際は2分の1をかなり下回った補助金が決定されているという話も聞いておりますので、多分大樹町につきましても2分の1以下の

補助金が想定されるのかなというふうに思っております。

また、この補助金以外に補助裏といいたまいますか、起債につきましては学校教育施設等整備事業債、または財源対策債等々が充当される予定となっておりますので、これらを活用しながら、また臨時交付金も一部対象になるというふうに話も聞いておりますので、これらを財源として活用したいというふうに考えております。

パソコン教室の今後でございます。今段階ではタブレットとパソコンを併用して活用するというところでございますけれども、今後それぞれの保証等々が切れて、もしくはOSなども更新をしなければ活用できない等々があるかと思っておりますけれども、その時点で改めてパソコン室のパソコンをどうするかというのを決めさせていただきたいというふうに考えております。今現在は、まずはパソコン室にあるパソコンも授業のほうに活用させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○議 長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤徹君。

#### ○齊藤徹議員

タブレットのパッケージ、ライセンスですけれども、アカウントとメーカー保証で行うのだということで、さっき同僚議員の質問の中で、オンライン授業になった場合はそのタブレットを持ち出さないのか、あくまでも8割の方は家庭にあるパソコンでオンライン授業をするのか、それとも子ども全員に持たせるのか、それによっては、今は1年契約というけれども、それによっては持ち出すということは、例えばウェブ上のフィルターのウイルス対策もしていかなければならないと思うのです、外部から侵入しないように。それと、子どもですから壊すのです、やっぱり。保険にも入らなければならぬ。多分そういうこともあり得ると思うのですけれども、その辺の考え方はどうなのかということを知りたいのと、最後に教育長に聞きたいのは、今回これだけの、もう1つ答弁忘れていたのは、1年間のランニングコストはどれぐらい試算しているのか、もう1回お願いします。

それで、教育長に聞きたいのは、今回GIGAスクール構想で約8,400万円という本当に高額な事業費を組んで、ネットワークも2分の1以下だろうというそういう選定できているのですけれども、かなりの町の持ち出しがあるし償還も増えてくると思うのです。

そういった中で、いまだかつてICT授業とかオンライン授業といったそういったプログラミング教育というのは、現段階では学習指導要領の中にはまだ具体的な学年、授業内容に関して明確なものはないのです。多分、学校現場は大変だと思うのですけれども、そういったかなりの大きな投資を進めていくのですけれども、教育長として学校側に学校目標とか学校経営方針とか、こういうことを入れることに色々変化していかなければならないと思うのですけれども、各学校に対して学校の経営方針はどういうことを学校側に今後期待していくのか。

もう1つは、そのG I G Aスクール構想をやることによって、将来、大樹の子どもがどんな子どもに育ってほしいのか、子ども像を描いているのか、それを最後聞きたいと思います。

## ○議 長

板谷教育長。

## ○板谷教育長

本当に皆様の血税を利用させていただいて、教育環境を整備してございます。

まずもって教育は未来への先行投資というふうに言われていますし、最近新聞によく出ているのが教育格差という言葉でございます。教育の機会均等を憲法でしっかり保障されているにも関わらずということと、情勢がどんどん変わってきております。

日本は先進国の中でも、国家予算に対する教育費の割合が非常に低い国でございます、齊藤議員おっしゃっているように、教育のI C T化というのは非常に遅れた国でございました。それで、国のほうは平成26年から29年まで単年度地方交付税の中にこういう金額を盛り込みますので各自治体でということだったのですけれども、すごく差が出てきたということです。

そして本年、酒森町長が教育再生実行会議の首長会議というのに自ら学習会に参加されて、今、本当に大事な時期だと、その中で言われているのは、先ほど瀬尾課長が言ったようにG I G A構想ということです。昨年の秋、急に出てきた言葉でございます。

I C Tの部分は寺嶋議員得意の横文字でいうと、インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジーなのです。だから、情報活用能力というのはすごく大事、そして今処理するだけではなくて発信も大事ですよ、そういう部分を子ども達に、将来、A Iに使われるだけではなくて使いこなすような人間になってほしいということです。

G I G A構想のGというのはグローバルです。次のIはイノベーション、次のGはゲートウェイ、最後のAはフォーオール、だからみんなのためにということなのです。

2年ぐらい前は、まずは各教室のテレビをデジタル化しなさいと、大樹町の場合は新校舎と同時に付けてくれていましたので、32インチが上からつり下がっているのです。もうちょっと後でやったところは50インチでちゃんと黒板の高さに合わせて移動式、札幌市は全ての教室がそのようになっております。そして実投影機ということで教科書、子どものノートをそのままぱっと提示できる、そしてパソコンについては最初3人に1台、次は学年1クラス全員揃えましょうというふうになっていきました。その前はパソコンルームでパソコンに慣れ親しむ、操作の方法をみんなで行おうよと、それがだんだん変わってきまして、普通教室でそういう視聴覚教材を使って視覚に訴える提示をしましょうというふうに変わってきてございます。

そして、町長もパソコンルームというのはどうなのだと、固定型ではなくてタブレットにして両方で使えるようにしたほうがいいのではないかと早い時期からそのようにおっしゃってくれております。やがてそのようになってくるのだと思います。G I G Aスクール構想は児童生徒1人1台ですから。

そして、高速大容量ネットワークということで、みんなが使ってもすぐすばやく反応してくれるということと、タブレットの部分は教員数もそうですが、大樹町の場合は、また皆さんのご理解を得て7名プラス1名の教育支援員を雇ってくださっております。そういう方々にはパソコンあたってございません。そういう部分でも活用できますし、去年小学校の教科書が新しくなりました。それにはQRコードがついております。それをかざすと動画が出たり、本当に分かりやすいのです。今年は中学校の番なのです。だからタブレットがないと利用できない非常にかわいそうな時代に入っています。生まれ育った地域によってそういう不公平がないように、最近、文部省も強気で、各自治体、教育委員会の判断で必ずやってくれと、それをやらない教育委員会自治体は怠慢、「子どもに対して罪である」とまで書いてあります。ということで、非常に多額の金額を費やすことになってしまいますが、子ども達のためにぜひともお願いいたします。

以上でございます。

#### ○議 長

瀬尾学校教育課長。

#### ○瀬尾学校教育課長

まずタブレットの貸出しでございます。今回402台購入予定でございますけれども、児童生徒のものにつきましては、家庭で使っていただくことも想定をしております。家庭のほうで協力をいただくのは家庭内のネットワーク、あくまでもタブレットがあってもネットワークが接続されていないとインターネット等々にもつながらないものですから、先ほどご説明したとおり、今現在大樹町では8割ちょっとの方々が家庭内でもネットワーク環境がございます。そういった方々には家庭のネットワークを活用して、そのタブレットを学習のために活用してもらって、家庭内で残念ながらネットワーク環境がない家庭につきましては学校等に来てもらってそういった学習を受けてもらう、そんな想定をしているところでございます。

また、今回導入するタブレットにつきましては、クラウドというのが設定されたタブレットでございます。セキュリティーの関係でもそのタブレットの中にデータを保存しているものではなくて違うところにデータを保存しているので、そういった意味でもセキュリティーがより高まっている状態でございます。家庭に持ち帰ってもそういったことは今の段階では十分補償できるのかなということで、このクラウド化ができるタブレットを用いて家庭でも活用してもらい、また、クラウド化ですから端末のほうにデータがないので、もしデータが仮に飛んでしまってもクラウドからまたデータのほう呼び込みだせるということで復旧も容易であると、また、日本国内では3社、このGIGAスクール用でタブレットが出ているのですけれども、どれも机の上から落とすことも想定した実験等々を繰り返し行っております。絶対壊れないとは言いませんけれども、普通のタブレットよりは強固に、机から落下試験も行っておりますので、すぐ壊れたとかそういったことはあまりないのかなと。また、壊れても1年はメーカー保証というのがありますし、先ほどの保証もありますけれど

も、保証入りますと結構高額なものですから保証よりは、保証の金額を支払うよりは万が一壊れて修理が不能になった場合は、経費のことから考えると買換えのほうがより経済的なのかなというふうに思いまして、今回は保証しないというふうにしております。

そういった意味でランニングコストでございますけれども、ソフト等々が今回の事業費の中にそれぞれ3年、または5年等々の金額が入っておりますので、今回導入する中では当面かかる経費というのは通信費等とは別ですけれども、それ以外の、例えばソフトを使うための1年間の利用料金等は発生しないというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

**○議 長**

休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

**○議 長**

休憩前より会議を開きます。

その前に、先ほどの西田議員の質疑の答弁漏れについて、井上保健福祉課長から報告をさせます。

**○議 長**

井上保健福祉課長。

**○井上保健福祉課長**

先ほどの西田議員からご質問のありました尾田認定こども園の園児の数でございますが、0歳児が2名、1歳児が2名、2歳児が1名、3歳児は6名、4歳児6名、5歳児7名の合計24名のお子様をお預かりしております。

以上でございます。

**○議 長**

引き続き、質疑はありませんか。

西田輝樹君。

**○西田輝樹議員**

教育費の子ども交流事業について若干お伺いしたいと思います。

説明の中では、住宅料の分の補助だよということなのですが、最初にこの総括表を見たときに、子ども交流事業というふうなものですから、補助金でどこかに子ども達が行くのかと思ったら住宅料ということで、これあれなのでしょうか、負担金及び補助金ですので、どこかに補助すると思うのですが、その補助の行き先というのはどこに行くのでしょうか。

それから、あともう1つ不思議だと思ったのは、なぜ今頃、補助のこの項目が出てきたのかなというふうに思っております。今の地域おこし協力隊の卒後の方なのか、それとも今の現職の方への補助なのかをまずお知らせいただきたいと思っております。

○議 長

清原社会教育課長。

○清原社会教育課長

地域おこし協力隊の活動支援助成金の関係です。負担金、補助及び交付金でみているのは、住宅料の助成金で、地域おこし協力隊本人に対して家賃分を助成するものです。そして、もともと今までの地域おこし協力隊の方というのは、基本的に町の職員住宅に入っていていわゆる住宅料がかかっていませんでした。今回4月に来られた方は、民間のマンションに入居されておりまして、それで住宅料の助成が発生したということで今回補正予算を上げさせていただいているところです。

以上です。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

そうしたら、4月から新しく来た方なのですね。その予算の科目って、通常は負担金及び補助金のところの予算の科目で間違いはないのですか。例えば、職員に準ずるような人だったら職員手当のような感じで予算化されていくのですけれども、ちょっとそこら辺すみません、勉強不足なものですから教えてください。

○議 長

清原社会教育課長。

○清原社会教育課長

地域おこし協力隊は、会計年度任用職員のパートタイム会計年度任用職員という身分で任用しております。ということで、いわゆる給与費ですとかという科目ではなくて、助成金、補助金のところで計上しているということで、財政の担当とも打ち合わせてこの科目にしております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

この教育費の中のグラウンド整備の関係なのですけれども、何となく話によると、当初は委託料で34万何ぼ計上してそれを原材料費でやるということなのですが、誰がやるのかといたら何となく話はなかったのですが、先生方と野球部員がやるのかなという気がするのですが、それで委託でやる場合はその原材料を買って関係者がやるのと、どういうふうに違ってくるのかよく分からないのです。なぜそういうふうに自分たちでやるというふうに方向転換が可能なのか、そのほうがどうして都合がいいというふうになるのか、その辺ちょっと説明もう1回お願いしたいと思います。

○議 長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

中学校のグラウンド整備でございます。当初、学校から聞き取りした中では、砂と土等々が必要だということで予算計上させていただきました。私どものほうもそれらの整備、ならしというのでしょうか、そういったことも業者をお願いをするものだというふうに私ども学校のほうと十分に協議がされていなくて、学校のほうは逆に業者のほうやるのではなく、土とか砂を学校のグラウンドのところに置いておいてもらえれば、先生方もしくは校務員が適宜その補修箇所に土等を置くので、そのほうが学校のほうとしては大変都合がいいということで、ちょっと今回私ども学校の意向を十分確認しないまま今回予算を計上させていただきましたので、改めて今回組替えという形で補正のほうお願いをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

何かそんな単純な話で委託料で積算した三十何万円ということは、当初計画ではそうしたら業者の人に頼んで1回さっとというかきれいにしようと思ったやつが、実際は物だけ用意しておけば必要な時に1輪車か何かで運んでいって、埋めたり散らしたりしてそれでやるような格好のグラウンド整備ということで、何かそれを聞くと何となく予算設定のときの計上のときの打ち合わせというのは、いい加減なものなのかなというような気がしてしょうがないのですが、その程度の作業に変更したということですか、そうしたら。

○議 長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

私どもも学校と十分話し合ったつもりだったのですが、私どもの早合点で業者の方の作業員でそういった土等を補修箇所に運ぶという想定で、委託という形で発注をしなければならぬというふうに思っていたのですけれども、よくよく学校から話を聞くとそうではないということで、あくまでも適宜そういった土とかを補修をする、そういったために土もしくは砂が必要だということで、我々十分学校との聞き取り等々がなされていなかったのは大変反省しなければならないのですが、今回当初の中では業者にそういった箇所をお願いするという前提でございましたけれども、学校からの要望はあくまでも先生方もしくは校務員の方々が適宜修繕補修をするために原材料のみを購入してほしいという学校からの要望もありましたので、今回組替えのほうさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、これをもって教育費の質疑を終了いたします。

次に、16ページ、17ページ、13款諸支出金の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、これをもって諸支出金の質疑を終了いたします。

次に、事項別明細書10ページ、11ページ、歳入についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、これをもって、歳入の質疑を終了いたします。

次に、歳入歳出全般についての質疑漏れがあれば受付いたします。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第68号令和2年度大樹町一般会計補正予算（第4号）についての件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第33 議案第69号

○議 長

日程第33 議案第69号令和2年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第69号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）をお願いするもので、今回の補正は、歳入歳出それぞれ93万8,000円の追加であります。

内容につきましては、住民課長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

議案第69号令和2年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について、説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ93万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,473万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページの歳出をお開き願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、補正額93万8,000円の増。国保事務処理標準システムの保守業務開始に伴う委託料をお願いするものでございます。

次に、歳入について説明させていただきます。6ページ、7ページをお開き願います。

歳入。

5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、補正額93万8,000円の増。一般会計からの繰入金で賄うことになります。

次に、5ページ、総括の歳出をお開き願います。

歳出合計、補正前の額6億7,380万円、補正額1款総務費で93万8,000円の増。補正後の歳出合計6億7,473万8,000円。

次に4ページの歳入ですが、歳入合計、補正前の額6億7,380万円、補正額5款繰入金で93万8,000円の増。補正後の歳入合計6億7,473万8,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第69号令和2年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についての件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第34 議案第70号

○議 長

日程第34 議案第70号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第70号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてをお願いするもので、対象地区は晩成行政区を含む浜大樹地区であります。

最初に議案を朗読いたします。

議案第70号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項

の規定に基づき、浜大樹辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

次のページの計画書の内容であります。1番目の辺地の概要及び2番目の公共的施設の整備を必要とする事情については記載のとおりであり、対象とする集会施設は晩成行政区会館であります。

3番目の公共的施設の整備計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間。施設名は集会施設（行政区会館）であり、事業費6,000万円の全額を辺地対策事業債の予定額とするものであります。

今年度、晩成行政区会館の改築工事を行う財源として、財政的に有利な辺地対策事業債を活用するための辺地計画策定について知事との協議が整いましたので、今回ご提案するものであります。

次ページ以降に行政区会館の配置図と平面図を添付しておりますので、内容をご確認いただき、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

#### ○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

#### ○菅敏範議員

工事請負契約の締結があるのですが、確認しておきたいことがありますので質問したいと思います。

改修される晩成行政区会館の改修には問題がありません。ただ、晩成行政区会館は、緊急時の避難所としての利用もかねているということだというふうに理解していますので、今、全国的に議論がされているコロナウイルスの感染予防対策で避難所がどういうふうになればいいのかということでは問題になっていますが、新たに改修するこの行政区会館が、今後あるだろう色々な感染予防対策に対する行政区会館、または避難所としての活用として問題のない新しい形というか、考慮された、そういう設計となっているのかどうか伺いたいと思います。

#### ○議 長

黒川副町長。

#### ○黒川副町長

新型コロナウイルス対策に対する避難所の在り方ということでございますけれども、これは新しいテーマということで、後の一般質問でもちょっと質問があろうかと思っておりますけれども、それに対応した何か工夫がされているかということ、これは設計段階ではコロナ対策のことは考慮しておりません。

やれることとしましては、消毒薬とかそういったものを常備しておくとか、そういったこ

とはできるかなと思っておりますし、また避難の人数の制限等々の工夫はしていかなければならないかなと思います。それはほかの避難所施設も含めて、本来であれば、例えば歴舟小学校1校で済む浜大樹の方が避難するときに歴舟小学校で想定している人数であったにも関わらず、今度はコロナウイルス対策ということでは、やはり数倍の面積を必要とすると思いますので、1か所で避難するところを3か所に分散するとか、そういった工夫をしていかなければならないと思っていますところでございます。

○議 長

ほかに。

菅敏範君。

○菅敏範議員

現状については分かりました。

ただ、今後、将来色々なことがあろうかと思いますが、新しく改修する行政区会館、そして併用して活用する避難所がせっかくできるのだから、できてしまってから、またこども直す、あそこも直すというのではなくて、できるのであれば、こういう時期だから必要があつてそこに沿っているようなものであればいいのかなと思ったのですが、今答弁にありましたように、何となくできた後にそういう具体的対応を考えていきたいということのようですから、今時点ではちょっとやむを得ないのですが、その辺は今後の検討になるということで理解をされていてよろしいですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

まさに議員がおっしゃるとおりの対応になっていくかなというふうに思っております。

これの設計を晩成の地域の方々とともに、こういう形で行政区会館を避難所としての機能を持たせながら整備をしたいということでまとめたものでありますので、時間軸でいえばその後今の状況が発生しているということでもありますので、この施設の中で、いかに安全に避難をしてもらえるかという、やっぱりノウハウとかソフトはしっかりまた住民の皆様とともにやっていかなければならないというふうに思いますし、既設の避難施設についてはおおむねそういう対応になっていくかなというふうに思います。

今後、また行政区会館等を検討していく段階があろうかと思いますが、そういう中ではどういう形で対応できるかについては検討していかなければならないかなというふうに思いますが、なかなか面積を3倍にするとか、そういうことは現実的ではないと思いますので、どういう形で安心・安全に避難ができるか、そして避難の期間、住民の方が安心してそこで避難生活ができるかというところは、どういう形がいいかは、しっかりとまた住民の皆様とも相談をしながら、意を注いでいければというふうに思います。

○議 長

ほかに質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終了いたします。  
これより、討論に入ります。  
討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。  
これをもって討論を終了いたします。  
これより、議案第70号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を採決  
します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第35 議案第71号

○議 長

日程第35 議案第71号工事請負契約の締結についての件を議題といたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第71号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。  
本件につきましては、工事請負契約の締結についての議決をお願いするもので、工事名は  
晩成行政区会館改築工事。  
工事の施工場所は、大樹町字晩成209番地の4。  
契約方法は指名競争入札。  
契約金額は5,379万円。  
契約の相手先は、広尾郡大樹町西本通89番地、菊池建設株式会社、代表取締役菊池功。  
工事内容ですが、建築工事が木造平屋1棟、延べ床面積が153.36平方メートル。外構  
工事は駐車場7台、浄化槽15人槽、樹木伐採など。  
工期は契約の翌日から本年10月20日までであります。  
なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜

りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

**○議 長**

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第71号工事請負契約の締結についての件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○議 長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第36 議案第72号**

**○議 長**

日程第36 議案第72号工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

**○酒森町長**

ただいま議題となりました議案第72号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、工事請負契約の締結についての議決をお願いするもので、工事名はふるさと大橋修繕工事。

工事の施工場所は、大樹町字下大樹。

契約方法は指名競争入札。

契約金額は5,552万8,000円。

契約の相手先は、広尾郡大樹町柏木町13番地の5、播間建設工業株式会社、代表取締役

播間淑晃。

工事内容は、伸縮装置の取替えで車道3か所、歩道6か所。

工期は契約の翌日から本年12月10日までであります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第72号工事請負契約の締結についての件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第37 議案第73号

○議 長

日程第37 議案第73号工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第73号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、工事請負契約の締結についての議決をお願いするもので、工事名は日方団地3号棟新築工事（建築主体）及び外構工事。

工事の施工場所は、大樹町字日方401番地の内。

契約方法は指名競争入札。

契約金額は6,985万円。

契約の相手先は、広尾郡大樹町仲通27番地、株式会社エフリード、代表取締役藤江伸二。

工事内容は、建築工事が木造平屋1棟4戸、延べ床面積が277.76平方メートル。外構工事は駐車場4台、通路など。

工期は契約の翌日から本年11月16日までであります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

**○議 長**

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第73号工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○議 長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

**◎休会の議決**

**○議 長**

お諮りします。

議会運営基準第20の2の規定に基づき、明日6月10日は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、明日6月10日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時37分

# 令和2年第2回大樹町議会定例会会議録（第2号）

令和2年6月11日（木曜日）午前10時開議

## ○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問

## ○出席議員（12名）

1番 寺 嶋 誠 一	2番 辻 本 正 雄	3番 吉 岡 信 弘
4番 西 山 弘 志	5番 村 瀬 博 志	6番 船 戸 健 二
7番 松 本 敏 光	8番 西 田 輝 樹	9番 菅 敏 範
10番 志 民 和 義	11番 齊 藤 徹	12番 安 田 清 之

## ○欠席議員（0名）

## ○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	鈴 木 敏 明
総 務 課 参 事	杉 山 佳 行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 巖 則
企画商工課参事	大 塚 幹 浩
住 民 課 長	林 英 也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	井 上 博 樹
保健福祉課参事	瀬 尾 さとみ
農林水産課長兼町営牧場長	佐 藤 弘 康
町 営 牧 場 参 事	梅 津 雄 二
建設水道課長兼下水終末処理場長	水 津 孝 一
会計管理者兼出納課長	小 森 力
町立病院事務長	下 山 路 博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見 由 香
<教育委員会>	
教 育 長	板 谷 裕 康
学校教育課長	瀬 尾 裕 信

学校給食センター所長  
社会教育課長兼図書館長

楠 本 正 樹  
清 原 勝 利

<農業委員会>

農業委員会 会長  
農業委員会 事務局長

鈴 木 正 喜  
吉 田 隆 広

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局 局長  
主 事

松 木 義 行  
八重柏 慧 峻

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

9番 菅 敏 範 君  
10番 志 民 和 義 君  
11番 齊 藤 徹 君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 一般質問を行います。  
先に質問の通告がありましたので、これより順次発言を許します。  
1番寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

トップバッターでございますので緊張しておりますが、よろしくお願いたします。  
新型コロナウイルス感染症被害の対策について町長、教育長にご質問をいたします。  
この新型コロナウイルス災禍により、外出自粛要請から町内の飲食業をはじめ、あらゆる業界が一定期間の休業により、多大な経済的損失が出たのは事実です。  
また、教育の現場も町内の学校は2月27日から先月末まで、ほぼ休校状態になっていました。

大樹町においても、経済に対しての救援策としてクーポン券やプレミアム商品券、中小事業者等の資金繰り支援事業や政府系の一時給付金、雇用調整助成金等があります。

まずは、このコロナウイルスの感染予防と経済活動を同時に進めなければならないわけですが、この二律背反的、片方を立てれば片方が成り立たないというような状態で前進をするためには、正確な認識で感染予防を進める必要があります。

それは、コロナウイルスの感染能力が一定期間経過すると感染能力がない、この一定期間というのは7日間程度と言われておりますが、これが台湾やドイツの調査報告にありま

す。

もちろん、感染しているか否かの判断としてPCR検査が最も有効ですが、現時点で疑いのある方だけが検査を受ける体制では、実用性が低いと言わざるを得ません。

しかし、抗原検査であれば我が大樹町でも全町民に検査を受けることが可能ではないかと考えます。この抗原検査の費用は、1回当たり8,000円程度と報道等で聞いております。町長をはじめ役場関係者全員が安心して働くためには、このような抗原検査を受けて安心できる根拠の確立こそが、最も重要で行政執行の最優先課題と私は考えます。

また、町民の方も同様であり、不安を抱えたまま生活するのは、まさしく不健康であり経済活動も元には戻らないと考えます。根拠の確立こそが、前進する原動力になります。

そして、教育環境も同様であり、児童・生徒達が活発な学校生活を送るためにも、この抗原検査を受けて一刻も早く元に戻すべきではないかと考えます。経済活動と感染予防は、先に述べたとおり二律背反ではあることは事実ですが、現時点で判断すべき選択肢は、ある意味コロナウイルスと共生、共存しかないと私は考えております。

そして、仮に大樹町から感染者が出たとしても、我が大樹町は感染者の復帰を歓迎する町にしなければならないと私は考えます。この精神的負担を軽減し安心して生活するために、町長にお聞きします。

1つ目、この抗原検査は唾液で容易にできると聞いていますが、積極的に取り組む意向はあるかという点と。

2点目、場合によっては、陽性者の判明もすることも考えられますが、そのときに必要な隔離体制及び隔離体制可能な措置があるか、この2点。

次に、教育長にお尋ねします。

学校再開後の学力低下の遅れを取り戻すことは最優先課題かと推察しますが、この長期休校による影響で児童・生徒達の精神的負担が大きな懸念材料と考えます。

そこで1つ目、長期休校解除後の児童・生徒達のメンタルケアについて。

2つ目、教育環境においても、もし感染者が発生した場合、復帰後の人道支援たる道徳教育や人権擁護の教育について、具体的にあればお聞かせ願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、寺嶋議員ご質問の新型コロナウイルス感染症被害の対策についてお答えをいたします。

1点目の抗原検査は唾液で容易にできると聞いていますが、積極的に取り組む意向はありますかについてであります。国は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、検査体制の強化を推進し、従来の鼻咽頭のぬぐい液を使ったPCR検査及び抗原検査、唾液によるPCR検査を保険適用といたしました。唾液による検査は、患者の負担軽減や医療従事

者の感染リスクが低いことから、現在、唾液による抗原検査についても研究されていると聞いております。

新型コロナウイルス感染症については、北海道や北海道と委託契約を行っている感染症指定医療機関のほか、帰国者・接触者外来の窓口を有する医療機関などが、行政検査として行っているPCR検査または抗原検査でなければ感染の確認ができないということになっております。また、検査の対象は診察した医師より感染の疑いがあると判断した者のみとなっております。

そのため、無症状である町民の検査は実施できない状況にありますので、現在のところ全町民の検査には取り組む考えはありません。

2点目の場合によっては陽性者が判明することも考えられますが、そのときに必要な隔離体制があるか、もしくは隔離体制可能な措置はあるかについてであります。新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、都道府県知事の判断で感染症指定医療機関に入院勧告を行うということになっております。十勝は、帯広厚生病院が感染症指定医療機関となっておりますが、大規模感染が発生した場合は、保健所が広域的に北海道の指定する医療機関に入院調整を行うこととなっております。

また、重症者に対する医療が逼迫する場合は、症状に応じて保健所の指示に基づき入院または宿泊療養施設で療養していただくことになっており、病床の確保については北海道が重症度に応じた受け入れ病床や、軽症者用の宿泊療養施設の確保を進めていくということになっております。

## ○議 長

板谷教育長。

## ○板谷教育長

町長に続き、寺嶋議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の長期休校解除後の児童・生徒のメンタルケアについては、国の緊急事態宣言及び道の緊急事態措置等を受け、5月19日から段階的な分散登校を実施し、6月1日からは平常日程で学校を再開しております。

長期にわたる外出自粛とともに臨時休校の継続による不安に加え、新生活スタイルの導入など、環境の変化により多大なストレスが加わるのが懸念されております。子ども達は、学校再開により先生と勉強ができる、友達と会えて嬉しいと思う反面、勉強についていけるか、新体制の中で友達とうまくやれるかなど、学習や友達関係への心配はもちろん、学校主体の生活リズムへの適合不安や、自分や家族も感染するのではないかとという恐怖を抱いている子ども達も、少なからずいるのではないかと推測しております。

このシグナルをいち早く察知するために学級担任や養護教諭などが中心となり、きめ細やかな観察を通じて状況を的確に把握するとともに、多面的な子ども理解が大切であり、専門的なケアが必要な場合は、スクールカウンセラー等を積極的に活用し、教育相談を行

うほか、特に配慮が必要な子ども達がいる場合には、保護者と関係機関との連携をこれまで以上に深めるなど、積極的な支援を行うことが必要であると考えております。

また、学校の使命としては当然のことではありますが、日々の授業を充実させ通いがいのある学校づくりを推進していくことが予防策として極めて重要と捉えておりますので、今まで以上に笑顔で登校、笑顔で下校できる学校づくりを、学校はもちろん町を挙げて支援してまいります。

2点目のもし感染者が発生した場合、復帰後の人道支援たる道徳教育や人権擁護の教育については、教育の目的である人格形成を根底に自分がされて嫌なことはしない、言わないを徹底し、広い視野で考え自分がされて嬉しい声かけや行動の推進に学校全体で組織的に取り組むとともに、コミュニティースクールを活用し、保護者を中心とした温かい心配りの輪を広げてまいります。

心の教育の中心を担う道徳においては差別や偏見についてスポットを当て、今までの自分とじっくり向き合い、考え、話し合う時間を設定し、心ない言動、行動にブレーキをかける力を高めてまいります。

また、ホームルームなどでは新聞やニュースを有効に活用し、感染者、濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持に当たる方々とその家族に対する偏見や差別について、心に響く指導により人間として許されない、恥ずかしい行為としての意識を明確に育てていくよう努めてまいります。

#### ○議 長

寺嶋誠一君。

#### ○寺嶋誠一議員

町長、教育長、ご回答ありがとうございます。

再質問になりますが、まず、そもそもこの新型コロナウイルス感染症の発生からずっと疑問に思っているのは、我が町大樹町から1人の感染者も出していないのに、あたかも感染者がいるような疑心、言わばパラノイア的な刷り込みをされていることに、いまだに大きな疑問があります。

根本的に人間が生活する上で大事なことは、安全・安心の基盤に活動するのが基本であり、この日常が不運にも崩れ、一般的な日常で風邪や病気にかかれば病院に行って治すという平常は崩れてしまったことから始まっていますが、これは今、始まったことではなくて、過去に何度も経験したことでもあります。

それで、私はこの恐怖と不安の払拭を抗原検査の実施で解消すべきだと考えました。町長は、全町民の抗原検査に取り組む考えはないとありましたが、これまでなかなか全国的に見てもPCR検査、抗原検査の実施が非常に遅れているということも理解できるのですが、ここは今、起きていることで未来を変える方法としまして、過去に私がご提案させていただいたアブダクション、つまり演繹法というのがあります。今までの前例的なことや今ある情報で判断するのではなくて、今、起きていることでできることはないだろうかと、

こういう方法をぜひ進めていただきたい。

さらに、町長は無症状である町民の検査は実施できないとありましたが、現在、国内で発生している症例は無症状からの感染例が出ております。実際です、北九州市のPCRセンターの設置のような体制があるところでは、一時的に出ていますけれども、感染を抑止する能力も持っているということも事実としてあります。

そして、このような体制が町内で無理であれば管内に1つぐらいできても、私はおかしくないのではないかと考えているので、そういう働きかけといいますか、そういう体制をつくるということが非常に大事ではないかなと考えておりますので、言葉で言いますと備えあれば憂いなしという言葉がありますが、検査体制の整備拡充こそが新型コロナウイルスの終息を早める手段になるように思えてなりません。

未来ある子供たちや全町民のために、この先の飛躍的な一手をこの検査体制の拡充ではないかと私は考えますので、現行に沿って確かに検査体制の適用は難しいというのは理解できますが、ぜひとも、実際、先行してやられている地域もあるわけですから、その情報を仕入れてできる可能性を探るということをお勧めしたいし、ぜひやっていただきたい、着手していただきたいと考えております。

繰り返しにはなりますが、再度、町長、それについて再考の余地はありませんか。お聞きいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

抗原検査の取り巻く状況については、先ほど説明をしたとおりでありまして、今現在、私どもが町民を対象に抗原検査を導入して行くと、町単独で行うという状況にないということについては、ご理解をいただくしかないかなと思います。

ただ、新型コロナウイルス感染予防対策については、収束に向かっているとはいえ、議員が質問の中でおっしゃっていたとおり、こういうウイルスに対しては共存していくしかないというふうに思いますので、これからも感染予防対策については、しっかりやっていくということが、まずは町の責務であるということを思っておりますので、これからしっかりと対応していかなければならないというふうに思っております。

検査体制の拡充につきましては、道が北海道内にも、その拡充に向けて検査をできるようなセンターを設置していくという考え方が示されておりますので、一十勝に関わらず北海道全体、日本全体でどういう検査体制が必要かというところは、国の全体の医療体制の確保という意味合いも含めて検討していくべきだというふうに思っております。

私どももその中で必要な部分については、町村会等を通じて北海道、国なりに意見を申し上げていく、そういう強い思いは持っておりますが、今はまず町民の中で新たな感染者を発生させないような、そういう予防対策を講じる。そして、経済活動または教育活動も含めて、日常の生活を早く取り戻していく。もう既に6月1日から町の公共施設等の運営

も利用もおおむね通常に戻っておりますので、これを早い段階で町民の皆様が平常な生活を送れる、なおかつコロナに対する、また病気に対する疾病対策、感染予防対策をしっかりと講じていくということが、私ども町の責務であるというふうに思っております。

**○議 長**

寺嶋誠一君。

**○寺嶋誠一議員**

今、町長のご答弁を聞いて安心いたしました。時間的には、今後そういうような流れになるかなと思いますが、まずは感染しないように予防をしっかりとっていくということが、最も重要かと私も認識しておりますので、そういう形で進めたいと思います。

次に、教育長。教育長のご回答にあった長期休校解除後のメンタルケアと心の教育たる道徳について、十分理解できました。

たしか、文科省が昨年12月19日より推奨しているGIGAスクール、Global and Innovation GateWay for Allについて、ICTの環境整備と同時に着手したばかりでしたが、今回の新型コロナウイルス発生により、その必要性があたかも必然のような形、早まったような形になったのはちょっと皮肉にも値しますが、1人1台の端末整備が早まったと考えるべきであり、未来の学習スタイル、オンライン授業、これになったとも考えられます。

しかし、学校は本来、学力だけでなく体験による学習、つまり教育長が言われた人格形成にかかわる心の教育によって、人の痛みを理解できる人間に育てることこそが学校教育の本懐であり、最も重要なことだと私は思います。

仄聞にはなりますが、帯広近郊のエッセンシャルワーカー、一般的に医療関係者、従事者のことを言いますけれども、周囲の偏見や差別によって自宅に帰れない、保育所でお子さんの受け入れを拒否されたと、こういう事例も発生しております。全国に目を向ければコロナ差別は、ある意味、瞠目に値する出来事が多発しています。

私がこのことで強く憤りを感じるのは、少なくともこの学校教育で受けた道徳にあると確信しています。一時期ゆとり教育で道徳教育がなかった、もしくは授業の中になかったのではないかという話もお聞きしておりますが、先ほど教育長のご回答にあった形では、今現在、進行しているということなので安心はしていますが、今後そのような道徳教育というのは軽視されるような、そんなことは起きるのでしょうか。ちょっとお聞きしたいのですが、今後について、お願いします。

**○議 長**

板谷教育長。

**○板谷教育長**

結論から言いますと、道徳はさらに重要ということで、今回の改定によって特別の教科、道徳という位置づけで、各学校ともきちんと指導しなければいけないことになっておりますし、寺嶋議員ご指摘のとおり、心技体、知・徳・体のバランスというものが非常に大事

でございます。いかに心に届く、心に響く教育をしなければいけないかということが大事でございます。

ただ、目に見えないウイルスに対する不安、恐怖感ということで、人間そういう状況におかれると、どうしても不寛容になって排除の論理が働くということでもあります。こういうときこそ弱者の立場に立って、寺嶋議員言われる、いたわりの心を持って、共に頑張っていこうという部分を、学校教育を中心に推進していきたいと考えております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

それを聞いて安心しました。最後になります、私の座右の銘というべきものがございます。皆さんご存じの依田勉三氏の十勝野という詩でございます。

この詩、自体に書かれている言葉は、最後、悔恨の思いでこの地を離れるときに書かれた一節でございますけれども、ちょっと朗読させてもらいます。指一本、動く限りは十勝野の土を握って放さぬ。何ゆえか、この豊穡の沃野を不毛に終わらせるのは子々孫々への恥だと思ふからだと書いてあります。今でも語り継がれる依田勉三氏のこの最後の言葉、子々孫々への恥という言葉が、この言葉に私は強い薫陶を受けました。今も受け続けております。災害にも匹敵する、ある意味、国難にも匹敵するコロナ災禍の渦中で、我々が示す責務とは苦痛にも負けない強い意志と勇気、さらには未来ある子供たちに恥ない責任ある行動だと私は思います。

そのためには、1日でも早く安心して暮らせる大樹町にしなければならないと考えます。

その実現を一刻でも早くできるように、町長をはじめ行政執行の方々には切にお願いして、今回の質問を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時29分

○議 長

再開いたします。

2番辻本正雄君。

○辻本正雄議員

先に通告したとおり、高齢者交通事故防止対策について町長に質問させていただきます。よろしく願いいたします。

我が国では急速な高齢化が進む中、高齢者ドライバーにより尊い人命が奪われる人身事

故や高齢者自らによる単独交通事故死が多発し、大きな社会問題となりました。

道交法の改正による免許の更新時の高齢者講習の義務化や、免許証の自主返納など対策なされ、本年3月から基準を満たす車両の購入や既存車両の安全装置の取り付けに対し、経産省のサポートカー助成金制度が申請開始となりました。

町内は市街地から遠隔の高齢者も多く、車は生活用品購入や通院等に欠かすことのできない交通手段となっております。

また、コロナウイルス感染症による発熱外来では車内での問診にも役立つことから、国の助成に町独自の助成制度を設け、自己負担軽減を図り普及拡大することで、事故の軽減、防止に成果があると思います。

つきましては、サポートカー助成金の詳細と大樹町の取り組みについてお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、辻本議員ご質問の高齢者交通事故防止対策についてお答えをいたします。

まず、サポートカー補助金についてであります。この名称は自家用自動車を対象とした経済産業省の安全運転サポート車普及促進事業費補助金と、事業用自動車を対象とした国土交通省の安全運転サポート車普及促進に係る自動車事故対策費補助金の総称として使われております。

令和2年度中に満65歳以上となる方が対象とされており、対歩行者衝突被害軽減ブレーキなどを搭載する車を購入する場合には、車の使用者が申請し、最大で10万円の補助が受け取れます。後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置などを購入する場合には、最大で4万円が補助されますが、こちらは認定取扱事業者が申請することとなり、購入者は補助金相当額を控除した額を店舗等で支払う仕組みとなっております。

当町における65歳以上のドライバーは、4月末時点で1,200人を超えており、交通安全対策はますます重要になってきております。運転に不安を抱える高齢者の方には、免許証を自主返納していただくことが一番良いと考えており、町の自主返納支援事業を利用される方も増えてきておりますが、町内における移動手段の確保対策は、ふれあいバスや通院バス、タクシー助成などの取り組みは行っているものの、十分なものとはなっていないことから、高齢になっても車を手放すことが難しい状況であることも認識しているところであります。

今年度、地域公共交通会議を立ち上げ、当町に合った公共交通の在り方を検討し、買い物弱者をはじめとする交通弱者に対する対策を推進することにしていくところでもあります。

サポートカー補助金に関しては、高齢運転者の交通事故防止の観点から有効な制度と考

えておりますので、制度の周知に努めるとともに、安全運転サポート車の普及に関しては、公共交通の在り方と併せて検討してまいりたいと思っております。

**○議 長**

辻本正雄君。

**○辻本正雄議員**

ただいま町長の説明の中で、経産省、国土交通省の助成金についてですけれども、個人また事業所向けに、車両に対象安全装置を装着することで、助成金が受けられるということがよく分かりました。

高齢者に対する交通安全の認識も、実は、私、町長と同感でありまして、運転に不安のある方は自主返納が最も最適ではなかろうかと感じているところであります。

しかしながら一番課題とされるのは、加齢に伴い身体的能力、あるいは判断力が低下しているにも関わらず、それに気づいていない方がいると思います。そういった方々のためにもこのようなカーサポート制度という、この思いは一緒なのでありますので一步踏み込んだ形で、この政策、町独自の補助金等を付けて何とかそういった方々の事故防止に繋がらないか、再度、質問させていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

**○議 長**

酒森町長。

**○酒森町長**

繰り返しの答弁になることをお許しいただきたいというふうに思いますが、高齢者の皆さんの足の確保、またはそれと相反するかもしれませんが、高齢者の皆さんが交通事故を起こさない、そういう起こさせないような取り組みを進めていくということは、肝要かなというふうに思っております。

大樹町も高齢化社会に到達をいたしますし、市街以外にもお住まいの高齢者の方々がいらっしゃいます。そういう交通弱者とも言える高齢者の方々の足の確保をいかにすべきかというところが、まずは喫緊の大きな課題であるというふうに思っているところでもあります。

そういう意味では、今年度、地域公共交通会議を立ち上げ、どういう形で大樹町に合った足の確保ができるか、または交通弱者、買い物弱者とも言われている皆様にそういう機会をどうやって提供させていただくかということも、私どもの役割かなというふうに思っているところでもあります。

国が、先ほど説明をさせていただきましたサポートカー補助金を創設させたということについては、議員が今回のご質問の趣旨に沿った形で国も対応しているというふうに考えているところでもあります。

それに大樹町も上乘せをして、さらに推進を図るということも方法論ではあると、その選択肢の中の1つではあるというふうには思いますが、まずは私どもが大樹町に合った公

公共交通の在り方、交通弱者、買い物弱者の住民の皆様の足の確保をいかに図っていくかということ、まずは重点的に行っていく、その検討の中でサポートカー補助金の導入の在り方等についても、検討を進めていければなというふうに思っております。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄員

今年度、地域公共交通会議ということで立ち上げられると。その中で、このサポートカーの助成金についても検討がなされるのかなと思っているところであります。

実は、この制度につきましては、昨年度の補正予算で、財源額が決まっている中で、そして期限も財源が終了次第、とりあえずは、今、終わりという状況でございます。

一刻も争うという中で、早く手を挙げて補助金を、このサポートを利用することが肝要かなと考えております。

そういった中では、今年度の地域公共交通会議の開催に、やはり一刻も早くこの補助金を町民に推進する等の活動もかなり広く必要かなと考えております。

そういった中で、町内の高齢者が安全に車の運転できる社会、そういった社会が実現することを願って、また私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時54分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番西山弘志君。

○西山弘志議員

先に通告した質問3点についてお伺いします。よろしくお願ひします。

職員の労務管理・研修等について質問させていただきます。

まず1点目、道内の自治体で長時間の時間外勤務やパワーハラスメントによって、心身に支障をきたした若い職員が自ら命を絶ったという事件がありました。町職員の時間外勤務やパワーハラスメントの有無、引き継ぎの確認などについて、どのように把握し、どのような対策を取られているかお伺いします。

2点目として、全国で飲酒運転根絶の取り組みが進められており、多くの企業でもアルコールチェックが導入されています。

大樹町では、町民、交通安全推進協議会などの協力で、先頃、交通事故死ゼロ1,000日を達成したところでありますが、飲酒運転撲滅の取り組みをさらに進めるため、町職員

にもアルコールチェックを導入してはどうか。

3点目、近年、新規採用の職員は町外出身者が多いと思います。大樹町をさらに理解してもらい、地域に根差した人材の育成にもつながると思いますので、基幹産業である第一次産業などの体験実習を行ってはいかがでしょうか。

この3点についてお伺いします。よろしくお願ひします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、西山議員ご質問の職員の労務管理・研修等についてお答えをいたします。

1点目の町職員の時間外勤務やパワーハラスメントの有無、引き継ぎの確認などについて、どのように把握し、どのような対策を取られているかについてであります。時間外勤務については各課等の所属長において超過勤務内容を管理しており、その内容を総務課に毎月報告させることで全体状況を把握しております。

パワーハラスメントについては、総務課に相談窓口を設置しておりますが、近年の相談実績はありません。パワーハラスメントへの対策としては、平成28年度に全職員対象のハラスメント研修を実施しております。事務引き継ぎについては、異動を命じられた職員は大樹町職員服務規程に基づき、事務引継書を作成し後任に事務を引き継ぎ、その内容については所属長が確認をしております。職員からの時間外勤務の事前申し出による適切な業務管理を行うとともに、管理職員を中心とした研修を実施し、パワーハラスメントなどの未然防止と相談しやすい環境整備に繋がりたいと考えております。

2点目の町職員にもアルコールチェックを導入してはについてであります。現在アルコールチェックを行っている職場は、昨年より大樹消防署で職員の登庁時に確認を行っているところであります。その他の職場にあつては実施をしております。アルコールチェックの効果的な確認方法は、出勤前の自宅、業務中の運転前、目的地及び帰庁時にチェックを行うことによつて、確実なものとなるものであります。

一方で、業務の遂行にあつては、運転業務が主業務でない職員であっても、公用車を使用する機会は多く、アルコールチェックが必要であるところではあります。実施については業務内容に応じた必要性を検討していきたいと考えております。

3点目の新規採用職員の第一次産業などへの体験実習を行つてはについてであります。ご質問にある体験実習は町の職員として幅の広い視野に立ち、業務に生かせるものと考えますので、今後の実施に向け検討していきたいと考えております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

それでは、再質問させていただきます。

1点目の質問で、町が健全な職場づくり取り組んでおります。しかし、先ほどの自治体

でも同じように職場環境づくりに取り組んでいたと思われま

す。それでも、若い職員が自ら命を絶ってしまったと。その原因が、最近明らかになってきました。まず、長時間労働、時間外勤務命令簿の53時間を大幅に上回る月146時間、時間外勤務です。また、パワーハラスメントの実態も明らかになっています。さらに、業務内容の引き継ぎ、十分にされていないまま仕事をしなければならなかった。業務の不備が指摘され、結論づけられております。

そこで、職員の残業時間が適切に処理されているか確認していただきたい。パワーハラスメントの実態と防止対策をしっかりとお願いしたい。業務の引き継ぎの適正な人員配置、業務量の把握や適切な割り振り、能力に応じた業務、今以上に労働環境の改革を取り進める考えはありますか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

大樹町の時間外勤務の把握の仕方、またパワーハラスメントに対する対策については、前段、答弁をさせていただいたところでもあります。

私も残念ながらこの道内で若い、私どものような職場に勤務する職員が自ら命を絶ったということの記事を読みまして、非常に痛ましいことだなというふうに思っておりますし、亡くなられた町職員の方には心からご冥福をお祈りしたいなというふうに思っているところ

です。私も新聞報道でしか中身をよく把握できませんが、やはり勤務実態の在り方であるとか、若い職員に対する仕事の業務の在り方等に、やはり課題があったのではないかというふうに思っているところでもあります。

私どもも職員のメンタルヘルス的なことも含めて、時間外の在り方については私も副町長も総務課長も厳しく対応しているところでもあります。毎月月末を経て、集計が終わったものを、翌月、報告が上がってまいります。1人1人の時間外の時間等についてしっかり把握をしているつもりであり、時間数が多い職員については管理職を通じて勤務の実態、業務の内容を確認しているところでもあります。

その中で、やはり業務、仕事というのは常に量が動きますので、過大になっている加重になっているということがあれば、職員の人事体制も含めて検討を進めているところでもあります。また、幸い発生はしておりませんが、パワーハラスメントも職場の良好な関係を崩す大きな要因にもなるというふうに思っております。

時間外の勤務またはパワーハラスメントを発生させないという部分では、良好な職場関係が何より肝要だなというふうに思っておりますので、その職場を管理する管理職の役割、そういう役割を重要視しながら、今後も時間外またはパワーハラスメント等が発生しないような、そういう職場づくりについては進めていきたいなというふうに思っているところでもあります。

ただ、時間外については0にするというわけには、なかなかいかないと、災害等もありますし、当初予定されていなかった色々な業務であるとか、そういう事務事業に対する対応がありますので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

**○議 長**

西山弘志君。

**○西山弘志議員**

ありがとうございました。

このような事例を教訓にして健全な職場づくり、職員のために取り組んでいただきたいと思います。

2点目に、まいります。町職員のアルコールチェックについてですが、大樹消防署ではアルコールチェック導入されていますが、その他の職場にあっては実施していないと。全国で飲酒運転根絶への取り組みを進めております。そして、前日、飲酒した酒が抜けない状態で車両を運転し、二日酔いで事故を起こした、検挙されたという例が多数発生しております。

町長は、実施について業務内容に応じた必要性を検討していきたいと言われております。しかし、本人に酒が残っている自覚がないため、酒が抜けていない状態で車両を運転したり、また酒の臭いが抜けないまま窓口業務、一般業務、こういうことに携わり、町民サービスにも影響が出ます。このような失態は、アルコールチェックで未然に防ぐことができると考えます。最近ですが、日中スピード違反で捕まった方を調べたらアルコールが出てしまったと。そして、検挙されたと。本人は二日酔い、これに気がついていないと、こういう話を聞いてもいます。

このようなことからアルコールチェックについて、町長、考えをお聞かせいただきたい。

**○議 長**

酒森町長。

**○酒森町長**

答弁の繰り返しになることをお許しいただきたいというふうに思いますが、消防署においては署員に対してアルコールチェックを行っているところでもあります。

今現在、私ども町職員に対してのアルコールチェックは行っておりません。今、議員がご指摘のあった、例えば車を運転するかしないかに関わらず、当日、朝、出勤した段階で前日に取ったアルコールが体に残っていると、そういう状態で勤務をするということについては、私ども役場職員に限らず、やはり一社会人として、そういうことが勤務に対する自分の体のケアとして、本当に適切かどうかというところは判断をしていく必要があると思います。

それは、正直、個々の仕事に対する姿勢の在り方というふうに思っているところでもあります。反面、消防署以外ではアルコールチェックを行っておりませんが、例えば今ちょっと考えていたのですが、私どもの業務で恒常的に車を運転する業務がほかにもあるのでは

れば、やはりそういうところについては交通安全の観点からも、または車両を活用して町の業務を行うという責任においても、アルコールチェックを導入していくことは、やはり検討していかなければならないかなというふうに思っておりますので、今後、業務の洗い出しを行った上で日常的に朝から公用車等を活用する、そういう職場にあってはアルコールチェックの導入についても検討していく必要があるかなというふうに思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございます。

アルコールチェック、これはルールを守ってお酒を楽しく飲んでもらうように、やはりお店側にも声かけや気配りをさせていただき、私を含めてお酒で一生を台無しにしないように、ぜひアルコールチェック導入をお願いします。

私も、お酒は大好きです。しかし、10年以上、朝6時半からアルコールチェックの実施をしていますが、私は一度も出たことはありません。やはり、これは飲み方、これにちょっと気を遣えば出ませんので、よろしくをお願いします。

それで、3点目にまいります。3点目、町の新規採用職員は、先ほども言いましたが町外出身者が多い。大樹町は、豊かな第一次産業、夢のあるロケット事業などで活気にあふれています。体験実習をして大樹を更に理解してもらい、地域に根づいた人材育成、地域との課題、直接触れることで、その経験が普段の業務にも繋がる狙いもあります。

これは、期待できるのではないかと私は考えます。体験実習の実施をお願いします。

これで、職員の労務管理、研修と3点について質問させていただきました。

ありがとうございました。

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

○議 長

再開いたします。

6番船戸健二君。

○船戸健二議員

先に通告してありますとおり新型コロナウイルス警戒状況下における防災対策として、町長にお伺いします。

町民の安心・安全な暮らしを守ることは、行政の重要な責務であります。災害時において自助・公助・共助を前提とし、行政と町民1人1人が災害時の行動を想定していくこ

とが極めて重要です。

地震、風水害、停電、断水、雪害、多くの災害を想定していくとともに、新型コロナウイルス対策との同時警戒が必要になった今、改めて災害時の行動を行政と町民が共有する必要があると考えますので、以下の2点についてお伺いします。

新型コロナウイルス警戒状況下における地域防災計画等の見直しと町民への周知について、感染予防を軸とした避難所運営について、お聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、船戸議員ご質問の新型コロナウイルス警戒状況下における防災対策についてお答えをいたします。

1点目の新型コロナウイルス警戒状況下における地域防災計画等の見直しと町民への周知についてであります。地域防災計画は北海道から示される改正例に基づき見直しを図っており、感染症に対応した改正の通知が届き次第、内容を精査の上、改正を行い、町民の方へは広報紙のほか、ホームページなどを通じ周知を図ってまいります。

2点目の感染予防を軸とした避難所運営についてであります。災害時には断水により手洗いができない、また多くの方が一度に避難し、密集した状況となる可能性があるなど、新型コロナウイルス感染症に限らず、様々な病気の感染リスクが高まることが予想されます。

避難所での感染防止のためには、入室前検温の実施、体調の確認などが有効であるほか、状況に応じては避難所での集団生活による感染リスクを下げるために、医療機関の受診を勧めることも必要であると考えております。

避難所の運営では、避難者やスタッフが頻繁に手洗い、または手指の消毒をするとともにマスクを着用し、咳エチケット、換気、トイレの消毒のほか、避難者同士の密集を避けるため、スペースの確保に留意することが必要です。

感染の恐れがある現状では、マスクや体温計など避難者が自ら持参することが望ましいものや、避難所での密接、密集を避けるために親戚や友人宅などへの避難の検討なども住民に理解してもらえるよう周知が必要であると考えております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

地域防災計画については、北海道から示される新しい情報を精査し、随時更新していき、大樹町の実情に即した内容に修正し、町民に分かりやすく周知し、町民も職員も災害時に適切な行動を取れるよう準備していただきたいと思っております。

新型コロナウイルスの完全な終息時期が見えない現在の状況からも、光地園断層や最近では十勝沖の地震がありました。本州では集中豪雨による水害など、これから活発化して

くる台風等、自然災害と感染症対策の複合災害を想定しなければなりません。

新型コロナウイルスの第二波、第三波が警戒している現在、複合災害を想定した職員の防災教育や会議等の有無についてお聞きします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

地域防災計画の在り方については、先ほど私どもの説明したとおりであります。内容については道から改正例に基づき示されますので、それに基づいて見直しを図っていくとともに、今、議員がご質問の中でもご発言があったコロナウイルスに限らず感染症対策についても、やはり検討すべき内容でもありますので、道からの改正の中身が示される部分以外にも私どものほうで検討すべきものがあれば、それは見直しを含めた中で検討していきたいというふうに思っているところです。

感染症対策における防災対策という部分では、避難所の在り方が問われているところだというふうに思っております。コロナウイルス対策では、やはり3密を避けるという取り組みを徹底するように言われておりますが、これから夏を迎えるにあたって、やはり熱中症対策またはそういう脱水症状に対する対策等も必要でありますので、どういう対策を講じていくかについては、私どものコロナ対策の本部会議等を通じて検討していく必要があるかなというふうに思っております。

また、先般、私どもの補正予算の質疑の中で、私どもの公共施設等に関する管理マニュアル、それを感染症対策でどういう取り組みをしていくかというところのご質疑もいただいておりますので、そういう部分も含めてコロナウイルスまたは感染症対策における防災の在り方、避難施設の管理マニュアル、公共施設のマニュアル等についても検討していくことが、これから必要だというふうに思っておりますので、早い段階で検討していきたいというふうにも思っております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

先ほど町長からご答弁があったように、避難所運営の感染症予防対策は多岐にわたります。

例として何点か挙げさせてもらおうと、受付から始まり、避難者への基本的な感染予防の教育、食事の配給方法、共用のごみ箱、一般ごみと汚染ごみの区分、感染の疑いがある避難者の発熱やせきに対応した保健師の問診や医師との連携、職員の感染予防の観点からも装着品の充実、またゾーニング、住居区分や動線の確保、また感染リスクを下げるためのトイレの消毒、清掃等々あります。

現場の職員やスタッフが混乱せず対応できるように、避難所運営想定訓練や感染症対策マニュアルの作成が必要だと考えています。他の自治体では感染症対応避難所運営訓練が

行われ、内容は詳細な項目で訓練を実施されていることから、大いに参考になることと思います。大々的な避難訓練ができない現在の状況ですと大変参考になるとと思いますので、ぜひご確認をお願いしたいと思います。

次に移りたいと思います。感染予防対策として、現在、広く使用されている次亜塩素酸水の使用についてお話しさせていただきます。

次亜塩素酸水の適切な使用については、濃度、使用場所、保管場所、多くのことに留意し、正しい使用方法について、理解していなければ十分な効果は得られません。ナイトという独立行政法人、製品評価技術基盤機構による次亜塩素酸水の有効性評価の中間報告が示されているので、中間報告の段階ではありますが、検証内容と今後の結果を注視し、今後の検討材料としていただきたいと思います。

最後になりますが、災害対策と感染症対策、複合災害については職員と町民1人1人の防災意識の向上、周知徹底を図り、被災した町民の不安な心に寄り添うことができるよう、物心両面、事前の準備を怠らず、安心して暮らせるまちづくりを進めていただきたいということを最後に、質問を終わります。

#### ○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時25分

#### ○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番松本敏光君。

#### ○松本敏光議員

災害時における水の供給態勢について質問します。

酪農は、大樹町の基幹産業です。大樹町における牛の飼育頭数は増加傾向にあり、使用する水道量も増加しております。水道管の老朽化、使用量の増加を見込んで管路更新を行っております。どのくらいの期間で、どのような地区順序で行うかを教えてください。

また、平成28年度の台風10号による断水も記憶に新しいですが、近年災害が発生しており緊急時における必要最低限の飲料水、生活用水及び営農用水を供給するバックアップ態勢はどのようになっているか、町長にお伺いいたします。

#### ○議 長

酒森町長。

#### ○酒森町長

それでは、松本議員ご質問の災害時における水の供給態勢についてお答えをいたします。水道管路の更新期間、地区順序についてであります。町が保有する水道管路は約32

1 kmあり、耐用年数を経過した管路が多く存在しております。このことから、今後の地震対策も踏まえた管路更新を計画的に進めるにあたり、台帳を基に現状を確認し、耐用年数が40年を経過するもののうち、口径75mm以上の幹線管路を第一次重要路線と位置付け、全体延長の約1割、31kmについて、今後、整備をしていきたいと考えております。

次の緊急時における必要最低限の水の供給やバックアップ態勢についてであります。地域防災計画における必要最低限の飲料水は1人1日3ℓ、人口約5,500人の30%分に対する3日分を備蓄量としており、目標数量を確保しているほか、応急給水タンク2基を準備し、給水所を開設する体制は整えてあります。

また、生活用水及び営農用水のバックアップ態勢につきましては、緊急時に坂下配水系と住吉配水系の管路の一部を通水可能な状態としているほか、公益社団法人日本水道協会道東地区協議会と災害時相互応援に関する協定を結び、応急給水活動の体制を整えております。

○議長

松本敏光君。

○松本敏光議員

当初、質問しました第一次重要路線31kmの整備予定期間は、どのくらいか。

また、整備行政区はどこなのでしょう。

○議長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

ただいまのご質問ですけれども、区間につきましては耐用年数が古い順といたしまして、坂下上水場を起点としまして、坂下上水場からおおむね日方地区までというふうに位置づけてございます。

期間につきましては、一次重要路線としまして計画事業費、延長など整えておりまして、これから整理しましたので、今後、関係課と協議したいと考えております。

原課では、おおむね10年間として考えてございます。

○議長

松本敏光君。

○松本敏光議員

飲料水のバックアップ態勢は出来上がっている中で、生活用水及び農業用水に関して、公益社団法人日本水道協会道東地区協議会と災害時相互応援に関する協定を締結しているということですが、詳細はどのようになっているか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

災害時相互応援に関する協定でございますが、主に応急給水については平成28年度の災害時も行われたとおり、応急給水については応援していただけるという状況になっております。

そのほか、水道施設など破損した場合、応急復旧の支援という部分でも協力していただけるということになってございます。

以上でございます。

○議 長

松本敏光君。

○松本敏光議員

坂下、住吉浄水場、施設等の老朽化が進んでおります中で、平成28年度に策定された任意耐震審査による年次計画改築更新は、どのようにお考えになっているか。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時34分

○議 長

再開いたします。

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

耐震診断につきましては、調査を実施しております。

その中で、危険建物についての洗い出しはできているのですけれども、金額とか事業費につきまして大きいものですから、まず建物もそうですけれどもパイプラインのほうを優先して更新したいというふうに原課では考えておりますが、まだその全貌については関係部署と協議してございませんので、今のところは未定でございます。

○議 長

松本敏光君。

○松本敏光議員

年次計画的な改築更新が考えていられるのであれば、速やかにその計画書を提出してもらえれば大変助かると思います。

あまり何だかんだ緊急時、災害時発生した場合、皆さんの生活に必要な水ということで把握してもらいたいなと思います。

以上で、質問を終わりにします。

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 36 分

再開 午前 11 時 36 分

○議 長

再開いたします。

8 番西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、新型コロナウイルス対策についてお考えをお聞きしたいと思います。

新型コロナウイルスが世界的な流行状態にあり、人々の健康や経済に多くのダメージを与えております。有効な治療薬の出現が待たれておりますが、現在、個人としてできることは3密を避けたり社会的距離を保つなど、個人では限定的な対応となっております。

そのような状況下に、大樹町として、支援、それから施策が重要なことと考えますので、町の対応策について町長の考えをお聞きします。

細目は、5つでございます。

1つは、大樹町新型コロナウイルス対策本部での協議事項の内容についてお知らせください。

2番目は、マスク等衛生資材の町としての対応策についてお知らせください。

3番目は、特別給付金や休業等協力支援金の執行状況についてお知らせいただきたいと思っております。

4番目は、町の出身大学生への支援について。

それから5番目は、第二波、第三波も想定されておりますけれども、今後予定されている新型コロナ対策について、施策をどのように展開されるかお聞きします。

以上です。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、西田議員ご質問の新型コロナウイルス対策についてお答えをいたします。

1点目の新型コロナウイルス対策本部での協議事項についてであります。2月28日に北海道知事の緊急事態宣言を受け、大樹町新型コロナウイルス対策本部を設置しましたが、4月7日、政府により新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたため、翌8日に同法に基づく対策本部へ移行したものであります。

対策本部会議では、感染症予防の啓発や周知の方法、町有施設の利用制限、認定こども園や学童保育所の受け入れ、小中学校の休校、町主催行事や各種会議等の開催の有無、経

済対策等について協議を行っております。

2点目のマスク等衛生資材の対応策についてであります。特別定額給付金申請書の送付に併せ、全町民に対し、1人当たり2枚のマスクを配付するとともに、マスクが不足していました民間の介護サービス事業所、町内認定こども園をはじめとし、特別養護老人ホーム、学童保育所、小中学校等にも配付をしております。

現在、町が備蓄しているマスクは町内外の個人や企業からご寄附をいただき、1万5,000枚程度を保管しているほか、病院や学校給食センターでもそれぞれ確保しておりますが、今後の感染拡大に備えるため、マスクや衛生用品等を国等の補助金を活用しながら、今後も整備をしていく予定であります。

3点目の特別定額給付金や休業等協力支援金の執行状況についてであります。国民1人につき10万円を給付する特別定額給付金は、本町では5月12日に対象世帯へ申請書を郵送し、5月14日から申請受付を行っております。また、オンライン申請につきましては、国のシステムが利用可能となった5月1日から受付を開始しております。

給付基準日の4月27日時点における本町の対象者数は5,485人、世帯数では2,747世帯で、そのうち5月末現在の申請者数は5,025人、申請率91.6%、世帯数では2,462世帯、申請率89.6%となっております。給付金の支給は、申請受付後、1週間程度で指定口座へ振り込みを行っております。

次に、休業等協力支援金につきましては、北海道の休業等の要請期間に休業やアルコールの提供を19時以降、自粛した飲食店などに対し、町独自の協力支援金として一律20万円を支給するものであります。該当事業者34件については5月29日時点で、指定口座への振り込みを完了しております。

4点目の町出身大学生への支援については、町出身で、現在、大学に通っている学生の人数は把握をしておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアルバイト収入の大幅な減少などにより、経済的に困窮している学生がいるのではないかとというふうには思っております。

そのような学生を支援するため、国では学生支援緊急給付金事業を創設し、一定の要件に該当する学生に対し、現金を支給するとしておりますので、町独自の支援としましては、今後の状況等を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

5点目の今後予定されている新型コロナウイルス対策についてであります。これまでのように手洗いと手指の消毒、咳エチケット、人と人との距離の確保など、基本的な感染防止策の徹底を図るとともに、国が示した基本的対処方針及び新北海道スタイルの実践に沿った感染防止策に努めてまいります。

また、経済対策については、第一弾として飲食店を対象としたクーポン券やプレミアム商品券の発行と利子補給、第二弾としては休業協力者支援、第三弾として売り上げが減少した商工業者や漁業者などへの支援を行うべく、本定例会で補正予算の提案をさせていただいたところでもあります。

今後は経済の動向に注視しつつ、国と北海道の施策等について関係機関と情報を共有し、速やかに必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ちょっと具体的なお話に入る前に、若干、確認したいこと1、2点あります。

この本部会議のメンバーは、課長職の方々というふうに思っただけでよろしいのか、そのほか必要に応じて職員が入っているのか、まずお聞きしたいと思います。

それから、もう1つ国のほうでもいろいろ話題になっていて、これからの検証というふうなことで、議事録の要約なのかはあると思うのですが、そういうふうなものの開示というのはいずれかしていただけるのでしょうか。

まずは、2点よろしくお聞きいたします。

○議長

黒川副町長。

○黒川副町長

新型コロナウイルス対策本部の会議のメンバーでございますけれども、役場それから一部事務組合を含めた管理職、主幹以上がメンバーでございます。

また、議事録の開示につきましては、特にオープンにお知らせはしておりませんが、開示することは可能かと思っております。

○議長

西田輝樹君

○西田輝樹議員

それでは、今までのお話の中で本部会議の中で主なことは、町の施設の利用制限ですとか、こども園とかの学童の受け入れ、学校の休校なんかのこと、それから町主催行事ですとか、各種会議の開催の有無、それから経済対策についてお話になっているということなのですが、例えばこのようなことは、お話の中で出てきたのでしょうか。商業者の方などは国や、町のことはちょっと実際お聞きしていませんけれども、申請を書くのが非常に難しく、そういうふうな応援とか支援をぜひというような声があります。

それから、大樹などもそうだと思うのですが、特に牛肉とか高級な水産物などの価格が非常に低くなっているということで危惧しているのですけれども、そういうふうな全体的な横断的なことというようなことは、この会議の中で話し合われたのでしょうか。

例えばふるさと納税などでも、牛肉がぐっと安くなればお客さんにいいものを例えばビジネスチャンスというところとあれですけれども、そういうふうな、それは税務なり商工なり農林水産なり、各課横断の事業だと思うのですけれども、そういうふうなことをお話し合っているのか、まずお聞きします。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

各種申請の手続の応援というところで、例えば持続化給付金100万円、200万円という、結構、確定申告書の写しとか今年の売り上げの書類とかを添付して、なおかつメールでやり取りをするということでは、自分でやられる方も結構多いのですけれども、インターネットは全く不得意だという方につきまして、商工会とうちの企画商工課がお互いの窓口になりまして、今も看板を掲げてございますけれども、応援しますよと、お手伝いしますというような対応をとっております。

この本部会議の中で、そこを決めて動いたということよりは、原課が直接動いていて本部会議に報告があったというような部分もあります。会議の中で出て、それから動いたというものもありますし、原課が動いて会議に報告があったものもございます。

牛肉、水産物の価格の低迷につきましては、農林水産課、水産のほうでございましてけれども、地元で取れる今トキシラズ、あるいは定置網とか、サケ、マス流し網にいろいろな魚が入ってございます。また、ホッキ貝の漁もしております、価格が大変低迷しているということは承知しております、その消費の拡大の一助となるように農林水産課の水産のほうで、今こういったものが揚がって、おいしいものが揚がっていますよという情報をホームページに流すということ、毎日、今やっております、町内のこのお店でこういうふうに買い求めることができますという情報を流して、職員にも流しております、消費の促しをしているというようなこともやっております。

ふるさと納税につきましては、牛肉価格の低迷によりまして商品価格が下がるかという、一応パッケージになっていて、何gで1万円寄附したら、この商品というのを、商品の改定というのは、タイムリーになかなかできないものですから、ちょっとふるさと納税に対しては、今のところちょっと動きがないという状況でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

色々と協議をしていただいたり、魚のことについては、私も見せていただきましたので頑張っているなというふうにして思っております。

まずは、1つ目の対策本部での協議事項は、そのほか例えばシングルマザーの方の困り方というのは、多分ほかの方よりももっとダメージが大きいとか、これからお話しさせていただく学生などのことですか、就学援助費などのそういうふうな拡大のことも、せっかく各課横断の中で、主たる目的は病気のことですか、色々な公共施設のこととか、子供への対応とか何でしょうけれども、これを機会に改善できるものは見直しをしていただける、災いを福とするとしたらちょっと言葉が過ぎるかもしれませんが、そういうふうな点検にも、ぜひ本部会議を使っていただきたいなと思っております、いかが

でしょうか。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

本部会議の役割、どういうことをやっているかと手順を簡単にご説明申し上げますと、今現在の国のまたは北海道の感染の状況でありますとか、国が新たに取り組みを示したものを事務局である保健福祉課のほうから出席している全員に、まず周知と理解を図ると。

その後、各課から今現在の取り組みの状況を逐一報告または課題等も提案していただいた中で検討を進めるというような形で、おおむね1時間程度、最近はちょっと短くなって45分ぐらいで終わることもありますが、そのぐらい開催をしているという状況です。

やはり、それぞれの原課で持っている業務での課題や問題点を洗い出しして、それを共通認識のもとで解決をしていくということが肝要だという思いで、そういう形で対策本部を実施しているところでもあります。

私どものほうで対策を打ってきた、補正予算をお認めいただいた、色々な対策についてもその本部会議の中で浮き彫りになったり、または報告があったり、そういう形で事業化、予算化を進めておりますので、今後とも対策本部会議を通じて、それぞれが所管する業務の中での対応策等についても全員で思いを共有しながら検討して、必要なものについては事業化、予算化を図っていくと、そういう対応をとっていきたいというふうに思っております。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

では次、マスク等の衛生資材のことについて対応策といいますか、お考えお聞きしたいと思います。

町長、先ほど町民1人に2枚ずつ配っていただきまして、我が家にも来ました。そのほか学校ですとか民間の介護事業所、こども園、それから特養、学童保育所などにも、しかるべき配付基準で配付していただいて、大変ありがたかったと思いますし、本当に欲しくても欲しくても買えなかった時期ありますので、そういうことにつきましてはタイムリーに配付いただいたなというふうに思っております。

全部ただが僕はいいいとは言いませんので、賢いやり方ほかのところにもありまして、浦幌町については1人25枚、全世帯に配りましたし、鹿追町については町内の小中高生へ1人50枚、それから大樹町と同じように保育所、医療機関、福祉施設に50枚入りの箱をそれぞれの10箱から何か40箱程度で配付したようでございます。あわせて、牛乳の引換券も配ったそうでございます。

僕は大変、近間で賢くて良い方法だなと思ったのは、中札内村が、その当時の市価がどれぐらいしていたのか分かりませんし、補助も、どの程度したのか分かりませんが、

その購入券を持っていけば1,000円で1家庭、2箱まで売っていただけるというような、そういうふうな事業展開して、村が費用の一部助成したそうでございます。

福井県だと思いましたがけれども、そこは県が、ある薬局といいますか、そういうふうなところに2枚、各家庭に、それはお金も補助も何ぼでなくて、枠をつくって一世帯、その券を持っていけば2箱購入できるよというような、そういうふうなお金をかけない方法をやっていました。

そこで、これからまた嫌ですけども、2波とか3波とかときて、今はおかげさまで何か東京のほうでは50枚、質は分かりませんが1,000円とかとテレビでも言っていましたので、だいぶ緩んできたのではないかなとは思いますが、できれば日本マスク工業会のマークの付いたちゃんとしたものを皆さん購入したいと思いますので、町のほうでお金を出さるか出さないかは、今、色々な各町村、各県の方法がありますので、それはまた予算や色々なことがありますけれども、そういうふうなこれからの対策のために、今、緩んでいるときにマスクを町のほうでお世話いただくとか、一番良いのは中札内村の方式がいいなと思って新聞を見たのですが、町のほうではそのようなお考えないでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

町民の方にもコロナウイルスの感染が拡大していく、または大樹町でも発生が懸念する中で、予防策としてのマスクの入手についてはお困りだったことがおありなのだろうなというふうには思っております。

私どもも業者さん、またはマスクを取り扱っている商社等から購入できるつてがあれば、購入する手段もあったのですが、あいにく私どものところにはそういう手段がなかったということで、その後、市場に少し出回ってきた段階で、個人でありますとか企業の方から大樹町にも多い段階では1万2,000枚、または数千枚程度のご寄贈をいただいたということも含めて、町民1人当りの2枚、わずか2枚ではありますが配付をさせていただいたところでは。

その間、今、優良事例というようなことでご紹介がありました近隣の中札内村でありますとか、福井県、県を挙げての取り組み等についても、私も新聞やニュース等で拝見をさせていただきました。非常に、やはりうまい方法を考えたなというふうに思っております。

ただ、昨今、報道された中では、福井県は50万箱用意して、実際に福井県の県民の方が購入したのは20万箱にとどまったということで、その30万箱の在庫をどうするかというところが、これからの課題だというようなお話も聞いているところでもあります。

あの段階で購入したもの、ドラッグストアとかそういうところの方が購入したものでありますので、それが今の価格帯で処理できるかというところも大きな課題かなというふうに思います。

私のほうもコロナ対策でいろんな支援策でありますとか対策を、これからも打っていかなければならないというふうに思っておりますので、その中で町民の皆様の要望があるのであればマスクの購入についても、しかるべき形を取っていくことも検討していかなければならないかなというふうには思っております。

最近コンビニやドラッグストア、買い物で行くとマスクが出回っている。従前の価格で、ほぼ出回っているのではないかなというふうにも散見されますので、まずは町民の皆様のニーズがどういう形であるか、そこにうちが手を携えた中で斡旋を促進していく必要があるという判断があれば、そういう形もつくっていききたいというふうに思いますし、そこはひょっとするとそれぞれの皆様にお任せをして、それ以外のところでうちはしっかりとした対策を打っていく必要があるれば、そちらを選択するということが検討の中ではあるかなというふうに思っております。

#### ○議 長

休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

#### ○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

西田輝樹君。

#### ○西田輝樹議員

それでは、あとマスクの関係と申しますか衛生資材の関係、若干お伺いしたいと思います。

先ほどからも、非常にマスクなり何なり緩くなっていることは承知していますし、心配なのは次の第2波、第3波などのときに、また争奪戦にならなければいいかなということが一番の懸念でございます。

マスクの中で、良かったなと思ったことが1つあります。ボランティアですとか学校で、生徒や学生、PTAのお母さん方がマスクを作ったり、それから地域で協力しながらマスク、その性能とか色々なこと、僕、評価できませんけれども、でも地域づくりですとか学習としての、非常にそのような手作りのマスクと言うのでしょうか、そういうふうな手作りマスク、非常に地域づくりの視点からも言っても、非常に横の繋がり地域の繋がり、学校の中での繋がり通常PTA活動ではないものですとか、通常町内会活動ではない、そのようなことも副産物と申しますか、非常に効果としてよろしいと思って、今回、見てきたのですけれども、例えば、あの時点ではガーゼなど必要な物もなかなか確保できなかったもので、また同じくマスクのようなことを言って恐縮でございますが、ある程度そのような、それが社会福祉協議会なのか町なのか分かりませんが、教育委員会か分かりま

せんけれども、そういうふうな材料なども確保することを支援していただいて、先ほど言ったボランティア、学校ですとか地域ですとか、そのようなことも住民活動して有効でないかなと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回のコロナウイルス感染症の色々な対策の中で、町民の皆様から自発的なそういう取り組みが発生して、それが社会福祉協議会でありますとかほかの団体も取り込んで、ああいう形になったというのは非常に私も嬉しく思っておりますし、また改めて町民の皆様の思いを感じたところでもあります。

今後もそういう活動が仮にあるのであれば、またご要望があれば、そういう形の私どものほうの手助けも可能かなというふうに思っているところでもあります。

ただ、今のところそういうお申し出もありませんので、こちらから資材を提供するということは、何か活動を促すような何か要求するような、そういう兼ね合いもありますので、また取り組みの進み具合等々も含めて、ご相談させていただきながら、必要があれば私どものほうでお助けすることは可能かなというふうに思います。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

衛生資材で、これでは最後に。今回、我が家のケースで申し訳ないのですけれども、アルコールなどの消毒液というのが、非常に入手しづらかったのです。僕はあまりインターネット駄目なものですから、娘がウイスキーの何ていうか樽に入る前の透明な蒸留度の75だかの高いウイスキーを買って送って来てくれたのです。皆さん、それぞれアルコールなどもこれからも消毒液、非常にきついと思いますので、町のほうの特養なのかに入れてある、そういうふうなものも通常は町の施設に衛生資材として配付かもしれませんが、何か町内会ごとの必要だよというような要請があったときは、その特養でどの程度の液が作れるのか分かりませんが、何か何十ℓとかというオーダーでは聞いておりますけれども、町以外の町内会なり何なり、そのような関係施設以外の町内会のような中から要請があれば、町ではそのようなことは対応していただけるのでしょうか。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

アルコール消毒液が、なかなか入手困難だと。最近、だいぶ出回ってきているかなと思いますし、ウイスキーを飲用ではなくて濃くしてアルコール度数を上げて消毒に回してもいいと、焼酎のほうでも一部そういうのが出回ったというのは承知しております。

町としましては、町内会から要請があって葬儀の際に玄関で使いたいのだということで、

では使ってくださいということでカンファ水を特養から提供して、ポンプは売っていますので、それに詰めて使っていただいたということは何例かございまして、カンファ水につきましては製造できるような、400万、今年予算も認めていただいて、製造できる態勢になっておりますので、支障のない限りでの提供は可能かと思っており、リクエストがあれば考えたいと思います。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

では次、3番目の各種給付金ですとか協力支援金のことで、先ほども町長のほうから町の職員なり商工会の職員さんも、全力で応援していただいているということでお聞きしましたけれども、テレビとかでは、社労士さんとか非常にもう少し専門的にお仕事をやっている方の、そういうふうな方に応援をいただいて、自治体はその補助をするとかということもあったかと思うのですが、今のところはここの大樹の住民の方、大樹の事業者の方が申請書を出す上で町の職員ないしは商工会の職員さんで、十二分に対応できるのでしょうか。ちょっと何かそこら辺、私、日常的にそのような、どんな申請書かも分からなくて、十何ページもあつたり色々なことで、非常に大変だというふうにお聞きしているのですが、対応は十分なことでできているのかということをお伺いいたします。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

商工業者等への色々な国等に出す申請の対応等でございますけれども、国のほうで、今、持続化給付金ということで200万とか100万とかの給付金の申請を受け付けておりますけれども、そういう部分に対応して町と商工会のほうでサポート窓口を開設して、それぞれ商工会のほうでも申請のサポートを実際行っておりますし、町のほうでも1件サポートを行ってございまして、無事に給付金も受けたという方もいらっしゃいます。

ただ、先ほど西田議員のほうからおっしゃいました社会保険労務士の部分で、雇用調整助成金の部分に関しましては、社会保険労務士という職種の方が今かなり色々な部分でサポートしないと、なかなか大変だというような状況等もありまして、そこについては町内で現在3件ほどの事業所が雇用調整助成金を申請もちょっと考えているというような部分もありまして、商工会のほうで、そういう社会保険労務士を派遣するという制度もございまして、1つの事業所に対して相談等を行うように実際に派遣して、そういう申請の相談も受けたということも聞いております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

結論的には、そうしたら今のところは休業補償なり色々なたくさんの方の国の制度や色々な

道の制度や町の制度については、現行、今の社労士などのことについてもそうですけれども、特別、町のほうで予算を組んで社労士さんへの商工会なりどこに特別な補助をしてあげなきゃならないとか、そういうふうなことは今のところはないよというふうに思っよろしいのでしょうか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

現状の申請の分に関しましては、今現在、私どもと商工会のほうで対応する分で間に合うのであれば、そのような体制でやっていきたいと考えているところでございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

そうしたら次、もう1つ気になっていることありまして、生活緊急のほうの前のコロナのときや何かとんでもない事変が起きたときには、社会福祉協議会が窓口で全国社協のほうから補助金などが下りてきて、相当緩やかにお金を貸して良いよというようなことで社会福祉協議会でも申請を受けた経緯があるのではないかなと思うのですが、商売以外のそれぞれ働いて、比較的不安定な働き方されている方は、そのような資金も十二分に対象かなと思うのですが、大樹町のほうでは社協なり何なり、そのような町のほうにそういうふうな緊急生活資金の申請は、あるのでしょうか。そのケースがありますか。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

社会福祉協議会で行っております生活福祉資金の貸し付けの件でございます。

社会福祉協議会に確認したところ、今まで1件だけ申請があったということで情報をいただいております。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

色々な町からの広報、十二分にありますけれども、特にまた商工会ルートとかどこルートと、そのような生活基盤のなかなか確立されていない方は、きっと町なり社協からのお知らせが非常に大切というか頼りになると思いますので、また特にそのような方々への配慮といえますか、ぜひお願いしたいと思っております。

次、4番目に町出身者の大学生への支援ということでお話しさせていただきたいと思ます。

町長のお話の中でも、学生がそれぞれ大変だなという認識お持ちであることですので、

取り立てて言うことはないのですが、前の本部会議のときにもちょっとお話ししましたけれども、大樹町には町の奨学金制度があってそれぞれ機能していますので、例えば町の財政的にも奨学金、たしか貸し出す金額よりも収入で入ってくる金額のほうが相当数多く過充当という言葉を使っていいのかどうか分かりませんが、戻ってくるお金ある程度余力がありますし、例えば現行、月額3万円が10年で返していただいて、たしか制度上は月払いだったら月1万2,000円ですので、例えば10年で償還する分を15年で償還するような制度設計によって、ある程度、学生のそのルートでアルバイトなんかの、国の基準でアルバイト学生というか、そのような制度もあるのですけれども、よく見てみたらなかなか、それぞれの大学にも枠で対策費はあるのですけれども、国の制度などについては、やはりどうしても親の所得とか親の生活が安定していたり、非課税でない場合には非常に採択されづらいようなこともありますので、そのような例えば今、大変だって地元町村に応援を言ってくる学生がいるかいないかは分かりませんが、これを機会に町の奨学金制度なども、色々見直す機会かなというふうに思っていますので、どうなるかは別にして奨学金の点検をぜひお願いしたいと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議 長

暫時休憩。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時17分

○議 長

再会いたします。

酒森町長。

○酒森町長

今コロナ対策の関係で、学生に対する支援の在り方についてご質問をいただいた中で、奨学金の制度の見直しを進めてはどうかというご指摘をいただいたところです。

議員、先ほどご質問の中で奨学金として貸し付けているお金よりも償還金が多いので、その財源を充ててはいかがというご質問があったように聞いておりましたが、奨学金は特別会計というか貸し出すお金の回収と貸すお金のそのやりくりで行っている事業ではありません。当然、ご承知のとおり、その年度年度によってお貸しする学生の数が増減しますので、その年度で予算化をしている貸付をするお金と過去にお貸ししたお金を償還していただく金額というのは、当然変動するものだというところをご理解をいただいているというふうに思います。

それで、私ども教育委員会のほうにも、今回のコロナ対策の関係で奨学金の中身を見直して制度を猶予してほしい、償還を遅らせてほしいというような問い合わせがあるかどうかは、私のところには届いておりません。学生の中には、苦学されていてアルバイトの収

入を自分の生活費または学費に充てている学生もいらっしゃるというふうには思いますが、今回、国のほうで学生を支援するための学生支援緊急給付金事業というものを立ち上げて、そういう支援を行っているということ。または、1人当たり10万円の給付金も当たっているということがありますので、当座はそういう国等の支援を受けた中で、学校生活の再開を目指して頑張ってもらいたいというふうには思っているところであり、今のところ色々なコロナ対策での支援は検討を進めておりますが、学生に対する新たな町独自の支援というものについては、今現在、検討していないということをお伝えしたいと思います。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

特別会計でないのだから歳入と歳出は別途なのだよということですがけれども、ちなみに昨年度の決算で歳入歳出は、どれぐらいの差がありました。確かに、公営住宅もそうですけれども、入ってくるお金と使っているお金の中でのことはありますので、それはそれ、入ってくるものは入ってくるもの、出てくるものは出てくるということは、それは町長のおっしゃっていることは分かるのですけれども、そういうふうな金額的にも、多分、何ぼか隙間はありますので、そういうふうな配慮もあっていいかなというふうには思っております。それは、財政に対する基本的な考え方の違いですので、町長は町長でそれで構いません。

もう1つ、このことで、各町村で就学援助費の子供に対するというか、就学困難な子供さんに対する色々な制度を広げたり、学校給食の応援をしたり、中にはこれは道外の自治体ですけれども弁当を配って困窮世帯支援というような。

○議 長

中身をもう少しきちんと精査して話してください。これは大学生のことについてなので、給食費は関係ないですよ。

○西田輝樹議員

就学援助などの子供の、そういうふうな支援をしている町村があるのですが、大樹町では就学援助の対象になるような子供の窓口を広げようとか、そういうふうなことの検討はなされているのでしょうか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

先ほどの質問、ちょっと戻ってしまって申し訳ないのですけれども、町長が答えてくれた奨学金の部分です。

教育委員会への貸付に対する延ばしてくれとか、そういうことは1件も届いてございません。

また、就学援助についても、随時、就学が困難な場合は受け付けてございますので、こ

れを期に新たに幅を広げようと、条件を緩和しようということは考えてございません。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

そうしたら、最後5番目の今後の対策ということで、次から次、色々と1弾、2弾、3弾というふうにして、町のほうの施策をやっている部分ですね、理解しました。

これ最後ですので、どういうふうな言い方が良いのか分かりませんが、総合的にぜひ対策本部で各課横断的な皆さんお集まりですので、ぜひ他の町村の良いところやそれから連携密にすれば、さらに困っている方が困らないような、そういうふうな対策ができるのではないかなというふうに思っておりますので、それを最後お願いして終わりたいと思うのですが、ぜひ連携というか各課横断の連携、ぜひお願いしたいというふうなことで、これで終わります。

どうもありがとうございました。

○議長

次に、10番志民和義君。

○志民和義議員

先に通告してありました1点について、町長にお伺いいたします。

国の第二次補正予算案の使い道についてでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止と自粛による補償を求める声を聞いております。そこで、次の点について町長にお伺いをいたします。

1つ目が、新型コロナ対策を主なものとする第二次補正予算案が閣議決定され、その後、衆議院を通過いたしました。地方創生臨時交付金が一次補正の1兆円に対して、さらに2兆円が積み増しになっております。町としてどのぐらい配分されてくるのか、予想されるのかお伺いします。

2つ目が、積み増しになった地方創生臨時交付金の町としての使い道をどのように考えているか町長にお伺いします。

3つ目に、国民1人10万円の特別定額給付金について、基準日の4月27日それ以前に誕生した子ども達と同級生になる4月28日から、来年4月1日までに誕生した子ども達にも、町単独で同額の給付金を支給してはどうかお伺いいたします。

4つ目に、新型コロナ感染拡大防止に効果があるとされておりまして手洗いを定着させるために、水道料金の基本料金を少なくとも6か月間、全額または半額免除してはどうか。

5つ目に、避難所の感染拡大防止に段ボールベッドの配備を拡充してはどうか。

6つ目に、雇用調整助成金の支給申請が大変複雑だという声があります。一部、簡素化されたと聞いておりますが、さらに簡素化するよう国に求めています。

それから7つ目に、医療、介護従事者、消防署など感染のクラスターとなる危険を防止するための対策はどうしているか。

8つ目に、PCR検査を促進するためにPCR検査センターの設置を求める声があります。管内では、どのようになっているか。

以上、町長の考えをお伺いいたします。

#### ○議 長

酒森町長。

#### ○酒森町長

それでは、志民議員ご質問の国の第二次補正予算案の使い道についてお答えをいたします。

1点目の新型コロナ対策を主なものとする第二次補正予算案が閣議決定され、地方創生臨時交付金が2兆円積み増しになった。町としてどのぐらい配分が予想されるかについてであります。国は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う追加の経済対策を盛り込んだ2020年度第二次補正予算案を5月27日に閣議決定し、自治体向けの地方創生臨時交付金を2兆円拡充したと公表されております。現時点で、国から配分方法等が示されていないことから、本町への交付額は不明な状況であります。

2点目の積み増しになった地方創生臨時交付金を町としてどのように使う考えをされているかについてであります。町で取り組んでいる新型コロナウイルス関連の対策費は、国の第一次補正で交付される地方創生臨時交付金の額を大きく超える事業規模となっておりますので、まずはその対策費に交付金を充当した上で、感染防止対策や地域経済の活性化、教育関係など、きめ細やかな施策に取り組んでまいります。

3点目の国民1人10万円の特別定額給付金について、基準日以前に誕生した子供たちと基準日以降に誕生した同級生になる子供たちにも、町単独で同額の給付金を支給してはどうかについてであります。国から示された要領では、特別定額給付金の給付対象者は令和2年4月27日において住民基本台帳に記録されている者とされており、4月28日以降に生まれたお子さんは支給対象となっております。これまでも、同様の給付金事業については基準が設けられており、それぞれの基準によって該当しない方が発生することは致し方ないことでもありますが、子育て支援の観点から対応については考えていきたいと思っております。

4点目の新型コロナ感染拡大防止に効果があるといわれる手洗いを定着させるため、水道料金の基本料を少なくとも6か月間、全額または半額免除してはどうかについてであります。今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の1つである手洗いは有効な手段と考えておりますが、インフルエンザなどの感染症対策でも日常的に実施をしている対策であるため、水道料金の免除については、今のところ考えておりません。しかし、新型コロナウイルスの影響を受け、一時的に料金の支払が困難な方には支払猶予の相談に応じてまいります。

5点目の避難所の感染拡大防止に段ボールベッドの配備を拡充してはどうかについてであります。感染症の拡大防止、飛沫感染を防ぐ目的に利用できる段ボールベッドは、四

方及び天面が覆われる形状が有効なものであると考えておりますが、現在、町が備蓄している段ボールベッドは58個あり、そのうち四方及び天面が覆われる形状のものは40個であります。このベッドは、冬期間の利用を目的として断熱材が装着されてものでありますが、飛沫感染防止の効果もありますので、今後の購入にあっては同様のものを購入していきたいと考えております。

6点目の雇用調整助成金の支給申請が複雑だとの声がある。一部簡素化されたが、さらに簡素化するよう国に求めているかどうかについてであります。当初、この助成金の手続については申請書類が複雑だといった声が多く、国では申請書類に関する記載事項の約5割削減や添付書類の削減など、手続の簡素化を図っているところであり、全国知事会や全国町村会から申請手続の改善や支援内容の拡充などについて、緊急提言を发出しているところでもありますので、さらなる改善が図られ事業主の負担軽減につながればと考えております。

7点目の医療、介護従事者、消防署などの感染のクラスターになる危険を防止するための対策はどうしているかについてであります。医療、介護従事者、消防署の各部署では、それぞれの感染対策マニュアルを基本として感染予防に努めております。

共通した主な対応の1点目は、マスクを着用し、手洗いや手指の消毒をこまめに行い、施設の清掃や消毒を励行しております。

2点目は、施設内へウイルスの持ち込みを防止するため、職員は出勤前に検温に行い、発熱や風邪などの症状があるときは出勤しないことを徹底し、感染を広げることがないように注意するとともに、委託業者や来所者の入館制限も行っております。

3点目は、密集、密接、密閉の「3つの密」を回避するため、十分な換気に心がけ、食事や会議のときなどは人と人の距離を確保するようにしているほか、職場外においても不要不急の外出や3つの密を避け、感染防止に取り組んでおります。

ご質問8点目のPCR検査を促進するため、PCR検査センターの設置を求める声がある。管内ではどのようになっているかについてであります。北海道はPCR検査体制の強化を図るため、PCR検査センターの設置を促進しており、5月には札幌市、苫小牧市、函館市で開設され、今後、開設予定の市もあります。

十勝管内では、帯広保健所で一日10件を上回るPCR検査が可能なように体制が強化されておりますが、検体数が多い場合は北見保健所や道立衛生研究所で検査をすることになっております。

なお、十勝管内でのPCR検査センターの設置に関して、帯広保健所に確認をいたしましたが、現在、情報として提供できるものはありませんとの回答でありました。

## ○議 長

志民和義君。

## ○志民和義議員

1点目の第二次補正の配分ですが、一次補正の額から推定して6,500万からその倍と

して1億3,000万ぐらいかなと予想はしていたのですけれども、まだ来ていないということですが、きめ細かな対策のために、ぜひお考えをいただきたいと思います。

それから、この積み増しになった地方創生臨時交付金、これ本当に町として使えるわけですから、それなりのきめ細かな対策、これは教育関係も含めてとおっしゃいましたけれども、それについてぜひ具体化をまず急いで欲しいというふうに考えております。

3点目の、この国民1人当たり10万円の特別定額給付金ですけれども、たまたま4月27日というところが基準になっていまして、こうなるとこういうことでやはり何らかの形で、独自で支援しているところも出てきておりますので、町長も子育ての支援の観点から対応を考えていきたいということですが、この対応について、まずどのような内容か、そして、今、考えている最中なのか、そして急いでやってほしいという、スピード感を持ってやってほしいというふうに思っております。

それから、感染拡大のこの手洗い、これ水道代30秒というけれども、結構な時間ですね。これ決して基本料金を免除したところで、水道料金として返ってくるということを考えれば、やっても良いのではないかというふうに私は考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

それから、避難所の感染防止の段ボールですけれども、これは前にも私が質問した経緯があるのですが、これはどうしても床面に布団を敷きますと、ほこりがまず下へ落ちる。そして、下と40cmぐらいの高さのベッドだと、温度が5度から7度ぐらい違うということと、それから当時インフルエンザのことだったのですが、インフルエンザの場合ウイルスは重いから下に下りるんだということで、今回の新型コロナウイルスについては、空气中をさまようという問題もありまして、やはり囲われていなければならないということが出てきたので、その配備はぜひ急いでやっていきたい。これもスピード感を持ってということで、これが夏、冬になって、まだ分かりませんが、この冬に感染拡大するのかどうか、まだ分かっていないということを今朝もニュースで聞きましたけれども、いずれにしても四方上と囲われた、しかも断熱、温かいものを用意してほしいということです。

それから、この雇用調整助成金ですけれども、本当に大樹で私1人、ホテルに勤めていた人が、帯広から仕事がなく、今、帰ってきているけれども、どうなるのと聞いたら、いやお金は出るようだけれども、とにかく早くしてほしいと言うんですね。そういう声を聞きましたので、スピード感を持ってできるようにやってほしい。先ほども出ていましたけれども、この担当が何か社会保険労務士の担当ということなのですが、その社会保険労務士の手続を代理した場合、その費用も国が持つというふうにと、私は理解したのですけれども、その点についてはちょっとどうなっているのかお聞きします。

それから7点目ですが、これは相当行き届いてきたのではないかなと。これなりの別に消防署とか病院に限らず、色々な人、役場の窓口だって大いに危険を持っているところですので、そういう対策をさらに行ってほしいと。

それから、何よりこの8点目のPCR検査センター、これは新型コロナに関わらず、今、人類が克服したのは天然痘ウイルスだけで、そのほかのものについてはまだまだあるわけで、そういうことを考えるとこういう検査センター、保健所を廃止していたということもあるけれども、検査センターの設置をぜひ急いで国に求めていただきたいと思いますと考えていますが、いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ご質問の8点に対する答弁は、先ほどさせていただいたとおりであります。

私からは、4点目の水道料金の関係と6点目の雇用調整助成金の社会保険労務士への国の財政的な手続に関する支援があるかどうかという点について、お答えをしたいと思います。

4点目の水道料金の関係では、手洗いという部分は答弁のとおりであり、有効な手段であるというふうに思っております。それを促進するために、私どもは水道料金の減免または免除についてというところで、その点については、正直、全く考えておりません。健全な水道会計を維持するという観点からも、私は必要な部分についてはご負担をいただく、それとコロナウイルス感染予防対策というものは、正直、別物ではないかなというふうに思っておりますので、必要な対策についてはしっかり打っていくということはお約束をしますが、コロナ対策の関係で水道料金のところを検討するという段階には至っていないということで答弁をさせていただきたいと思います。

6点目の関係ではありますが、私どもの担当のほうにも、今、確認をしましたが、そういう国からの支援策があるという情報は得ていないということであります。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

申し訳ありません。3番目の定額給付金の内容で4月27日までの全国民に対して10万円が給付されたということであります。

ただ、議員のご質疑の中にもありますとおり、4月28日以降に生まれた子ども達に対する支援がないということになりますので、その点については答弁の中でも申し上げましたが、私は子育て支援の観点からも何らかの手立てを講ずるべきだなというふうには、今現在は思っているところです。

具体的な内容等については、まだまだこれから検討が必要であり、必要な予算が生じた場合については、補正予算を計上した中で内容のご質疑を賜ればなと思います。

○議 長

黒川副町長。

### ○黒川副町長

避難所の段ボールのベッドにつきましては、答弁させていただいたとおりで、ご指摘のあった断熱材つきで4面が囲われて天井もあるものが、今40個入っていますので、今後はそれを増やしていきたいと考えております。

それから、クラスター対策は、今現在やっているところでございまして、これ答弁のままではよろしいかと思いますが、PCR検査センターにつきましては、今回、北海道の補正予算の通知が来ておりまして、PCR検査センター設置事業費として8億1,376万4,000円が予算措置されているということで、これから充実されていくのかなど。これは、道において充実されていくのだろうと思いますけれども、それが十勝でできるのか帯広市に作るのかというのは、まだお知らせできる状況ではないということですので、ちょっと推移を見守っていききたいと思いますが、順次拡大されていくものと思っております。

### ○議 長

志民和義君。

### ○志民和義議員

色々と項目多かったので、よく分かりました。ぜひ、子育ての支援という観点、これはもう本当に私たちはどういう観点であっても、とにかくそういう支援をしてほしいという要望でございます。

それから、PCR検査センターですけれども今の流れからいって、ただこの十勝が何か調べてみますと、十勝の感染者数とか圧倒的に少ないのだね、何か数字的に。だけど、私ばかりではないけれども、こういう保健所というのか、そういうものはもう既にないうちから整えておくということが、これ大事でもあるので、保険ですからね。健の検は違うけれども、普通一般的な保険と同じで、何かあってからでは遅いということで、保健センターの設置は専門の検査センター、大事にしていくと、設置して急いでほしいということです。

何か、家畜なのかは常にそういうような伝染病関係については、すぐ対応できるようになっていると。もちろん、この十勝もそういうふうになってきたのですけれども、何せ十勝はちょっと人口の割に非常に少ないという、いいことなのですから、ただ警戒は怠らないように準備だけはしてほしいということで、ぜひ設置について国に再度強く、また道ですか、要望してほしいと思いますけれども、その点だけ1点伺います。

### ○議 長

酒森町長。

### ○酒森町長

管内でのPCR検査の設置等々については、私からもそして加えて副町長からも答弁させていただいた内容でもありますし、北海道でも、今後、検査センターの配置については北海道として、北海道全体を見渡した中で必要な箇所からやっていくというふうに思っておりますので、その推移をまずは見ていきたいというふうに思います。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 2時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それでは、先に通告いたしました次年度以降の高齢者・障がい者福祉事業の取り組みについてお伺いをいたします。

どの市町村も経験のない超高齢化社会を迎え、大樹町においても高齢化率は既に34%を超え、福祉計画の段階でも本年度は36.4%と表示されております。団塊の世代が75歳を迎える令和7年には、37%と推計をされております。今後、介護や支援を必要とする高齢者が一層増えることが予想され、また社会経済情勢が日々変動していく中で、障がい者・高齢者を支える担い手不足等が今後の課題となっております。地域医療、保健福祉などの民間職種間の連携、そして認知症施策の推進、地域住民へのボランティア支援、普及啓発や必要な各種サービス（介護・生活支援）を受けることができるよう、今後は人材確保等が求められております。これまでの各種の福祉計画の検証と次年度以降への考え方や取り組みについてお伺いをいたします。

1点目ですけれども、各種福祉計画についてと今後の課題について、第7期の高齢者保健福祉計画、併せて介護保険事業計画、第5期の障がい者福祉計画、前回から新たに入りました第1期の障がい児福祉計画についてお伺いをいたします。

2点目ですけれども、町内には15の団体の老人クラブがあり、60歳以上の方を対象として、地域における交流活動などを定期的に行っていますが、老人クラブの実態と加入率について、まずお伺いをいたします。

3点目ですけれども、健康相談、健康教育、訪問指導などの実施についてですが、各地域の老人クラブやサロン等の集まりにおいて、保健師、管理栄養士、歯科衛生士による取り組み詳細と課題についてお伺いしたいと思います。

4点目ですけれども、高齢者の交通手段と支援についてですけれども、高齢化が進行する中、中山間地域における人・物流の確保を目的とした令和元年5月から35日間かけて、自動運転の実証実験に関して、地域住民（特に高齢者）の反響、評価はどうだったのか、お伺いしたいと思います。

それと、平成26年に施行されました高齢者運転免許証自主返納支援事業ですけれども、今日までの延べ自主返納状況と第4条（支援の内容）の助成の見直しの考えについてお伺

いしたいと思います。

5点目ですけれども、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防ぐ道の推進から「3つの密」を避ける取り組みの中で、高齢者が一番楽しみにしています、例年9月に開催している敬老会の対象者と開催をどうするのか、これについてお伺いいたします。

#### ○議 長

酒森町長。

#### ○酒森町長

それでは、齊藤議員ご質問の次年度以降の高齢者・障がい者福祉事業の取り組みについてお答えをいたします。

1点目の各種福祉計画の検証と今後の課題についてであります。第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画については、今年度が計画の3年目であり、次期計画の策定年となっておりますので、計画策定委員による評価と検証を行ってまいります。

第7期計画では、介護予防・健康づくり施策では一般介護予防事業において、ふまねっとクラブ以外にもレクリエーション吹き矢、音楽体操教室、健康マージャン教室を新たに実施し、健康寿命を延ばす取り組みを拡充してまいりました。

また、認知症の施策では、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症サポーターの養成講座を実施し、認知症に対する理解を深める取り組みを進められたとっております。

一方、高齢者にやさしい住環境整備においては、民間事業者とも協議を進めてまいりましたが、計画には至りませんでした。次期計画においても、課題の1つと考えているところでもあります。

今後、団塊の世代の方々が75歳以上となる2025年に向けた地域包括ケアシステムの整備、さらに、現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、高齢者人口や地域に合った介護サービスのニーズを中長期的に見据えた計画の策定が求められることから、今後、国等の動向や他市町村の情報収集も行いながら、計画策定に盛り込んでまいります。

次に、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画についてですが、高齢者福祉計画・介護保険事業計画と同様に、今年度、次期計画の策定年となっておりますので、計画策定委員による評価と検証を行ってまいります。

障がい福祉サービスや地域生活支援を推進するための相談支援体制と障がい者の創作的活動や生産活動の提供、社会との交流の促進を図る地域活動支援センターを設置しておりますが、多様な働く場の確保や障がい者住宅の整備は、今後の課題として検討していく必要があると考えております。

2点目の老人クラブの実態と加入率についてであります。老人クラブは会員相互の親睦を図ること、また、支え合い、助け合いなどを通じて、住みやすい地域社会づくりを目指すことなどを目的として活動されております。

主な事業は、親睦を目的とした懇親会、ふれあいサロン、お楽しみ会、福祉活動推進を

目的に視察研修、勉強会、防災避難訓練など、社会貢献、ボランティア活動として花壇整備などが実施されております。また、老人クラブの加入率は、今年4月1日時点での会員数849名、加入率は36.9%であります。

3点目の各地域の老人クラブやサロン等の集まりにおいて、保健師、管理栄養士、歯科衛生士による取り組みの詳細と課題についてであります。老人クラブなどからの依頼に応じ、高齢者支援係の男性保健師を中心に派遣をしております。令和元年度は、12団体延べ26回派遣し、血圧測定のほか、健康に関するミニ講話等を行っておりますが、管理栄養士と歯科衛生士の派遣依頼はありませんでした。

4点目の高齢者の交通手段と支援についてであります。令和元年5月から約1カ月間、実施しました自動運転の実証実験につきまして、町民の利用者数は延べ377人で、そのうち70代以上の高齢者の利用者数は249人、利用割合は66%となっております。利用者からは外出の機会が増える、通院するのに助かるなどの声があり、自動運転の取り組みに対する評価として、8割を超える方から満足との回答をいただいております。

次に、高齢者の運転免許証自主返納の状況であります。平成26年度5件、平成27年度3件、平成28年度10件、平成29年度19件、平成30年度14件、令和元年度24件と、6カ年間で75件の自主返納があったところであります。町では、満65歳以上で運転免許証を自主返納した方に対し、運転経歴証明書の交付手数料1,100円を助成しており、昨年は自主返納数24件に対し、経歴証明書交付数が16件で、そのうち助成金交付申請数は13件と一定の効果は出ておりますが、高齢者の運転による交通事故の減少を図るためにも、運転免許証を自主的に返納しやすい環境をつくっていくことが重要と思いますので、道内自治体で取り組まれている事例を参考にしながら、支援内容の検討をしていきたいと考えております。

5点目の敬老会の対象者と開催についてであります。案内の対象者となる75歳以上の方は、3月31日時点で1,078名であります。

新型コロナウイルス感染症は、高齢者や基礎疾患がある方では重症化するリスクが高いことも報告されているほか、道内でも今だに感染者が発生している状況でもありますので、対象者が一堂に会し式典を行うことは、感染防止及び安全確保の観点から難しいと考えており、本年における長寿のお祝いは、開催時期のほか形態も含め検討してまいりたいと考えております。

## ○議 長

齊藤徹君。

## ○齊藤徹議員

大変どうもありがとうございます。これ以降、再質問するのですけれども、今回、特に福祉計画、これ全部やると時間いくらあっても足りないので、今日は高齢者の福祉計画について、中心にお伺いいたします。

まず1点目ですけれども、今年度、計画3年目であり次期計画の策定の年でもあるので

すけれども、今の段階では高齢者の福祉計画の委員の任命はまだ報告されていない、これからかなと思うのですけれども、委員により評価をもらって検証をしていくのですけれども、各策定計画の今後の開催の予定日程と選定委員の選任について、まずお伺いいたします。

**○議 長**

井上保健福祉課長。

**○井上保健福祉課長**

まず、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定委員会でございますけれども、第1回目を6月19日に開催する予定でございます。

会議の開催につきましては、5、6回程度を予定して計画を策定してまいりたいとも考えております。

委員の選任についてでございますけれども、これにつきましても計画の継続の観点から前回と同じ構成としたいと考えておりまして、医療関係者5名、福祉関係者5名、被保険者から3名の計13名としております。

また、障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画の策定については、7月に第1回目を開催していきたいと考えております。また、会議の開催については、4、5回程度を予定しております。

策定委員の選任については、これはこれからになりますけれども、高齢者保健福祉計画と同様に計画の継続の観点から前回と同じ構成と考えておりまして、福祉関係者から2名、障がい者福祉サービス事業所から1名、障がい者団体から4名、当事者から5名ということで計12名を考えているところでございます。

以上でございます。

**○議 長**

齊藤徹君。

**○齊藤徹議員**

分かりました。第1回目が6月19日ということで、これから具体的に評価と次年度の検証をしていくのですけれども、その中で高齢者が、特に老人クラブの加入ですが、答弁の中では4月1日時点で会員が849名で加入率が36.9%ですけれども、この平成27年から比べると加入率が変動したり低下していつているのですよね。これについての原因というか、どうしてそうなったのかと分析しているのでしょうか。その辺について、またお伺いします。

**○議 長**

井上保健福祉課長。

**○井上保健福祉課長**

老人クラブの加入の分析まではしておりませんが、老人クラブの加入については年々減少しているという状況でございます。

10年前と比較しまして、平成22年の老人クラブの会員については1,124名おりました。今年度は、先ほど町長の答弁の中でお知らせしたとおり849名ということで、275名減少したということでございます。

年齢構成は、今年度まだ調査できておりませんが、昨年度の年齢構成でいきますと60代が19%、70代が43%、80代が32%、90代が6%となっております。70代、80代が75%を占めているということになっております。他の年齢と比べまして、やはり60代の加入率は低いということございまして、60代につきましてはまだ現役で働いている方が多く、そのため老人クラブの活動には参加できないなど、加入には消極的になっているのではないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

#### ○議長

齊藤徹君。

#### ○齊藤徹議員

分かりました。それで、70代、80代が約75%、昨年の段階では占めているのだというのですけれども、これもう1つ考えられるのは、今まで各単位で老人クラブ、各サロンに行く場合は、結構まだ若い高齢者が自分で運転して行って、地域の仲間を連れてそういうサロンに出たのですけれども、そうすると段々、年齢とともに、それが家族に1人で行くのはいいのだけれども同乗者は乗せてはいけないよとなってしまうと、そこでまた交通手段がなくなって、そういった加入率が低下してくるのも1つの要因ではないかなと、そういうふうに見ております。

それで、高齢者の運転免許証自主返納の状況ですけれども、6カ年で75件の自主返納があったのですけれども、その返納した75件の高齢者のその後の生活スタイル、どうしているのか、免許なくなったのですから、足がなくなったのですから。そうしたら、交通手段はどうしているのか、高齢者支援事業きちんと参加しているのか、それとも地域の町内活動にも車はないけれども自分の足で動いているのか、それとも逆のパターンでどこも行くところがないから引きこもりでいるのか、そういったことを例えば住民課とか福祉課の中で連携しながらきちんと把握されているのかを、まず聞きたいのですけれども。

#### ○議長

井上保健福祉課長。

#### ○井上保健福祉課長

運転免許証返納後の対応でございますけれども、運転免許証返納後の高齢者の生活状況までは、正直、承知はしておりません。

ただ、最近では運転免許試験場からも、この方は免許証返納しましたよとか、住民課や民生委員さんからも免許返納したという情報収集をいただきまして、免許返納をして困っている方については、高齢者支援係が実際にお宅に訪問して状況に合わせたサービスを提供できるように繋げていっているという状況でございます。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今の説明から、大体分かりました。把握はしていないけれども、民生委員、社会福祉協議会と連携しながら、ある程度の返納後の高齢者の足取りはつかんでいるという解釈でよろしいのですよね。

それで、65歳以上の運転免許証返納支援事業ですけれども、去年は自主的に24件あって、経歴が16件うち助成交付金が13件と一定の効果があったという説明を受けたのですけれども、例えばこれって自主返納から助成金を交付されるまでは、本人または家族が役場の窓口へ行ったり広尾警察署へ行ったり、もう行ったり来たりしているのですよね。

最終的に役場窓口で1,100円をいただくのですけれども、そこを何とか往復するの結構大変なので、もっと開かれた活動していく中で、これを役場の窓口で一貫手続きができないのか、それとも一部代行で役場がしてあげるというのも、高齢者支援の対策かと思うのですが、それについてはどうでしょうか。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

免許証の自主返納の手続、もう少し簡素化できればというようなことでのお尋ねでございました。

現状から、まずご説明をさせていただきますと、免許証の返納手続、ここ大樹町の住民の方であれば広尾警察署に行つて手続をします。そのときの手続は、本人がしなければいけないという状況になってございます。

免許を返納したら、その返納時点から免許がないという状況になることから、その返納の手続も、どなたかと一緒に行かれるか、あるいはバスなどでの交通機関を使っていくというようなことでの手続が必要ということになっています。

それから、手数料の関係もあくまでも本人から徴収するというのが、今のルールと申しますか、そういうような手続の中になっているということで、そこも現時点では役場が代行するとか、そういうようなところの形にはなっていないというのが現状になっております。

ただ、この辺に関しましては自主返納を勧める立場の役場、それから警察のほうも高齢者の事故防止というような観点があると思いますので、今後、警察などともう少し簡素化できないか相談はしていきたいなと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

## ○齊藤徹議員

ぜひ、そういうふうになるように役場側と警察署と、町は支援事業で規則を謳っているし支援策も出しているのですから、そういったことでできれば免許を返しに行ったらもう帰ってこられないのですから、家族で行かないと。そこを何とかしてやる、もう行ったり来たり行ったり来たりで、結構大変で。だから、最後にもう面倒くさいからと16件あったのが13件の申請で終わってしまうというのは、そこにあるのですね。本当は100%してくれればいいのですけれども。そういうことを今後、ぜひ考えていただきたいと思います。

それで、今、出ました大樹町の高齢者運転免許証自主返納支援事業の実施要領の中で、第4条についてですけれども、現在は予算範囲内において交付手数料1,100円を助成していますから、答弁の中からも自主的に返納しやすい環境をつくっていくことが重要と思っていますと。

また、道内自治体で取り巻いている事例を参考にしながら支援内容の検討をしてみたいと、町長から答弁をいただいたのですけれども、新たな支援事業をやはり展開していかないと駄目ではないかと思うのです。例えば免許を返納したら返納タクシー券とか、金額は分かりませんよ、そういうことをやるとか、それとも公共交通機関の一部助成をするとか、金額もその期間も分かりませんが、そういったことを第4条の予算範囲内も分かるのですけれども、1,100円というのはやはり今どきどうなのか。だから、皆さん交付手続も来ないし100%にならないというのは、そういうところあると思うのですよね。

1,100円は負担してもらってもいいから、別に町として第4条の内容を濃くするというのも考えるべきではないかと思うのですけれども、それについて町長どうでしょうか。

## ○議 長

酒森町長。

## ○酒森町長

今、高齢者の皆さんが交通手段である運転免許証を自主返納していただくと、そういう支援の対策事業について町の考え方を問われているのだなというふうに思っております。

自分で決めておいて言うのも何ですが、この支援事業の内容についてはあまりにもしょぼいかなというふうに思っているところで、今、ご質問をいただいている中でも副町長ともう少し拡充すべきではないかというところも、今、話をしていたところでもあります。

ぜひ、高齢者の方々が交通事故を起こさない、そして交通弱者になっても安心して暮らせるような、そういう町を目指すためにも高齢者の方々の運転免許証の自主返納に対する支援事業については、しっかりと拡充する必要があるというふうに思っておりますので、制度をこれから検討した上で新年度予算をひよっとすると待たずにやれるものがあれば、対応していければなというふうに思いますので、これから内容等も含めて早急に検討していきたいと思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、高齢者が活発に活動していただくためにも、元気にやっていただくためにも、ぜひやっていただきたいのと、先ほど同僚議員がサポカー制度も言うておりましたが、これ分かっているのはディーラーなのですよね。高齢者は、よく理解していないのですよ。これも先ほど同僚議員が言うていました、国の予算が去年で1,127億円、補正されて、それが無くなり次第、終了なのですよ。できれば、それも高齢者に啓発というかりーフレットを配って、こういうのあるのだよということも併せてお願いしたいと思います。

それで、次、自動運転の実証実験の関係ですけれども、高齢者の利用割合が66%、非常に高いのですけれども、外出の機会が増えたとか通院するのに助かるという声があり、自動運転の取り組み評価に対しては、8割を超える方に満足していただいたという回答、町長の答弁でした。本当にこの高齢者が自動運転に関心があって、自動運転に8割、評価しているのかといたら、私は疑問に思うのですよね。逆に、前は尾田方面とか町内を1日何回か巡回したことに対しての、高齢者の高い評価ではないかと思っているのですけれども、その辺の評価についてもう一度お伺いいたします。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

自動運転に対する評価の関係でございますけれども、自動運転のバスに乗りいただいた方の利用後のアンケート調査を実施しておりまして、60歳以上の方を対象に分析を行っているところでございます。

まず、自動運転バスの全体の取り組みということに対しまして、約8割を超える方が満足という回答をいただきまして、約半数の方に外出機会が増えるという回答をいただいております。この取り組みに対する満足という回答の中には、自動運転全般の取り組みですとか技術的な部分、今現在ここまできているのだなというような部分というところですか、あと自由記載のアンケートから読み取れる部分として、市街地循環便が朝8時から夕方午後5時半までの1日12便運行したりとか、尾田地区便については、朝、昼、夕方と1日3便運行したということで、利用したいときに利用できるという利便性が高いことなど、様々な要因が含まれているものだと考えております。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

やはり高齢者は、利便性が良かったのですね、自動運転よりは。

ということで、やはり今後は高齢者運転免許返納も含めて、高齢者の交通確保支援、今

後の課題だと思うのですよ。今後、今これから行われる福祉計画の策定の中に、きちんと盛り込んでいったほうがいいのではないかと思いますのですよ。

今回の、行政執行方針の中に町長は盛り込んでいるのですけれども、もっと深掘りしていくことが、今後の喫緊の課題だと思うのですけれども、福祉計画にも具体的に取り込んでいったらいいのではないかと思いますのですけれども、それについて町長どうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

高齢者の足の確保の関係では地域公共交通会議で、これから検討していくことになりまし、その対象者としてなり得る一番の年代は、やはり高齢者の方だというふうに思いますので、高齢者福祉計画の中でも、この足の確保対策についてもどういう検討がなされ、またはどういう意見が出ていたかということも、これからの3年間の計画の中にも反映できればなというふうには思っておりますので、各委員にもまた私、委嘱の段階でご挨拶させていただきますので、その思いをお伝えさせていただければと思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、そのことも汲んで策定計画の評価と検証をしていただきたいと思います。

次に、サロンとか老人クラブの保健師の関わり方についてお聞きいたします。

保健師等の派遣回数ですけれども、相談件数が平成26年で127回、平成27年で104回、平成28年では85回、令和元年度は答弁の中にありました26回の派遣しかしていないのですよね。そこへ持ってきて、管理栄養士と歯科衛生士の派遣依頼はありませんでしたという答弁でしたけれども、そしたら、この間の平成29年度、平成30年度の実績についてお聞きしたいのと、これは確実に年々回数が減っていているのですよね。

そうすると、1期から7期までやったのですけれども、これまでの策定計画に逆行しているように見えるのですけれども、これがどう評価しているのかお伺いいたします。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

老人クラブとかサロン等における保健師の取り組みということでございます。

29年度の実績でございますけれども、健康系の保健師による健康相談については83回、それと健康教育53回、歯科衛生士による相談とか訪問が8回でございます。

30年度においては、保健師による健康相談が16回、健康教育が12回、歯科衛生士による相談、訪問が14回。それと包括支援センター、30年度に設置しましたけれども、包括支援センターによる健康教育などが39回という回数でございます。

平成30年度に包括支援センターを整備したということと、健康系の保健師が減ったこ

となどから内部で業務分担の見直しを行いました。それで、健康系の保健師については町民の健康診査の業務とか生活習慣病の重症化予防、これの保健指導を重点的に行っていくと。それに伴い、不足となります各地域の老人クラブやサロン等における、通称、通いの場というものでございますけれども、そこについては自主的な活動を呼びかけるとともに、包括支援センターが中心となり支援していくというふうに役割分担をしております。

そういうことで、高齢者保健福祉計画にある地域支え合いネットワークの構築に向けて取り組んだということでございます。

以上でございます。

**○議 長**

齊藤徹君。

**○齊藤徹議員**

ということは、平成30年から包括支援センターで、その業務が結構、分散化されてきたというのは分かりました。

でも、やはり保健師の関わり方って年々減ってきているの、これは確かなのですよね。

それで、ちょっと聞きたいのは、今現在、職員の中で、職場でなくて、職員の中で保健師、管理栄養士、歯科衛生士の資格所有者は、今、大樹町の職員の中で何名いるのか、それを聞きたいのですけれども。

**○議 長**

井上保健福祉課長。

**○井上保健福祉課長**

看護師の中で保健師の資格を有している者というのは、ちょっと正直、今、分かりませんけれども、それ以外の部分では現在、保健師は8名でございます。管理栄養士が5名、歯科衛生士、1名でございます。

内訳につきましては、らいふの健康系の保健師が4名、高齢者支援係で1名、5名でございます。それと、南十勝こども発達支援センター、通称むうくに保健師1名、特別養護老人ホームに1名、それと病院に1名という計8名の保健師の資格を有する者がおります。

管理栄養士につきましては5名おまして、らいふに2名、特別養護老人ホームに1名、尾田認定こども園に1名、病院に1名でございます。

歯科衛生士については、らいふに1名ということでございます。

以上でございます。

**○議 長**

齊藤徹君。

**○齊藤徹議員**

分かりました。今、特に保健師の関係で聞きますけれども、資格を有しているのは8名いるというので、現在は健康係で4名プラス高齢者支援に1名ということで、男性を含めて5名という形。ということは、ほかの3名の方には大変申し訳ないのですけれども、専

門に従事していないということなのですよ。

そこに合わせて、今年の3月に2名の保健師が、それぞれ家庭の事情で退職されているのですけれども。ちょっと余談ですけれども、この保健師というのは最近、新しい表現、日が浅いのですよね。この1900年代は、保健婦、助産婦、看護婦とした、そういう名称ですね。長い間、女性の職種として法律に守られてきたのですよね。その後、男女参画社会の実現に向けて性別による相違をなくする名称の統一から、2001年に保健師、助産師、看護師法というのが、名称が統一されて、今の現在に至っているということで、そういうことになるのですよね。

それで、今の団塊の世代はそういった、言い方悪いですけれども、保健婦の時代、女性の職場の時代に厳しい生活環境の中に保健婦と一緒にともに生活を、相談業務をしてきたという、そういう長い歴史の中にいるので、なかなかそこに男性保健師が入ってくるというのは厳しい状況なのです。男性保健師とか准看護師というのは2001年以降に、順次、創設されてきたのですけれども、特に高齢者の女性の方に関しては、やはり女性の保健師というのはやはり一番頼りがいがあるのですよ。一番その団塊の世代のときに、戦後の世代のときに保健婦の世話になりながら子育てしたということで、そういったことを考えますと男性保健師はいるのですけれども、100%女性と一緒に指導はできないのですよ、そこには介入できないところがあると思うのです。だから、やはりこうやって包括支援とか高齢者支援というのが、配置がベターなのですよ。

そういったことを考えると、今後の高齢者の介護予防から高齢者の支援業務を考えると、団塊の世代が令和7年には37.5%になりますので、ますますそこは元気な高齢者が高齢者を見守っていくことが、今後も加速すると思うのですよ。そういった健常というか元気な高齢者に対して、訪問指導とか老人クラブやサロンへの健康相談とか健康教育、歯科衛生指導に必要というのは、やはり今の団塊の世代の方に対しては、女性の保健師の役割って大変大きいと思います。

そういったことを考えますと、なかなか今、新しい人を採用しているのですけれども、なかなか採用に至っていないのですよね。やはり、そこは今のいる資格を持っている方をやはり順次、元の職場で従来の仕事に戻していくことが、今の団塊の世代にとっては一番安心する場所かなと思っています。

そういったことで、その辺の保健師の扱いについて町長は今後どう考えているのか、それについてお聞きしたいと思います。

#### ○議 長

酒森町長。

#### ○酒森町長

今現在、大樹町での保健師、管理栄養士、歯科衛生士の人員と配置の状況については、報告をさせていただきました。

従前から、特に管理職になってきた保健師については、保健業務以外の業種や課でスキ

ルを發揮していただいているところでもあります。全体の管理職の総体の数からいっても、やむを得ない場面があったのかなというふうに思っておりますが、議員がご指摘の中でもご発言があったとおり、私どもも今の保健師の数で町民の健康を守る、そういう保健業務を担ってける数が充足されているかという、やはり足りないという認識でおり、毎年のように保健師の募集をかけているところでもあります。今年度についても2名の募集をかけているところであり、ぜひ採用に向けて努力していきたいというふうに思っておりますが、今後、必要な保健師が確保できないということがあれば、町民の安心・安全のためにも保健業務を充実させるという観点からは、今現在、他の業務で頑張ってくれている保健師資格を持つ職員についても、保健業務の場で頑張ってくださいということもあるかなというふうに思っておりますので、その辺については、今後、採用の状況または業務の内容等も含めた中で、人事に関わる部分もありますので、全体を考えた中で、また適切な人事管理、そして業務の推進に向けて努めていければなというふうに思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、そのようにお願いしたいのと、やはり何回も言っていますけれども、団塊の世代というのは、やはりそういう時代に保健婦と一緒に育ってきていますので、当面はそういうことをしてあげるのも大事なことかなと思うのです。特に、女性の高齢者はそう思っていると、根が深いと思いますので、ぜひその辺をお願いしたいと思います。

それで、もう最後のほうになるのですけれども、敬老会の関係ですけれども、今年度の予算で敬老会開催事業費111万5,000円をみているのですけれども、今回は新型コロナウイルスの関係で、1,078名一堂に会しての式典は無理な状況で、それでも高齢者としては本当にこれ楽しみにしている1つなのです。何か、別な形で長寿のお祝いが必要だと思うのですけれども、その辺の、もし町長の思いの中でこういうことをやりたいとか何かあれば、教えていただきたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

例年9月に開催しております、敬老会であります。75歳以上の方に一堂に会してご長寿をお祝いし、またみんなでお祝いをしようという場でありますので、私も貴重な場だというふうには思っているところであります。

数年前に、この時期に大雨による災害がありまして、開催がその時期にはまならないということで、2カ月程度ずらして11月に行ったということがあります。今回も先が見通せるのであれば時期をずらそうということで、9月に拘らずやっていく方法も1つの考え方かなというふうに思いますが、残念ながら11月に見送って、今のコロナ感染の状況がこれよりも良くなるということが果たして望めるかどうかということもあるかなとい

うふうに思っており、敬老会の在り方については非常に憂慮しているところでもあります。

どういう形で実施をしていけるかというところについては、これから担当のほうとも、または前段の同僚議員の中でもありましたコロナウイルス対策本部の中での事業展開の、みんなで知恵を出し合おうというところでも検討していければなというふうに思っておりますので、今年については、ただの中止ということにはしたくないなというふうに思っており、仮に一堂に会してできないということであれば、どういう形で高齢者の皆さんにご長寿のお祝いをできる形を町として示せるかなというところについては、これから検討していきたいというふうに思っており、まだ具体の細かなところまでの検討には至っていないというところが、一番の悩みどころであるという状況であります。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今のところは、一番悩みどころと分かったのですけれども、もう1つ気になっているのは、その敬老会で行われている歯の8020運動、80歳永久歯20本、それをどうするかということですが、それを今どのように考えているのか、次、聞きたいのですけれども。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

ご質問の歯の8020運動につきましては、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標に、この運動が展開されているということでございます。

対象者につきましては、その年に80歳になる方が対象となっております。表彰の部分でございますけれども、まずその対象となる80歳の方々に通知をしまして、自己申告または歯科医師からの推薦、歯科衛生士からの勧奨後、歯科検診を行って本当に20本以上ありますねということの確認を経て、毎年、敬老会のときに表彰をさせていただいております。

今年については、敬老会も今どのように開催するかということは、これから検討していくということになっておりますので、この8020運動の表彰についても敬老会を併せて検討していきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

これもやるかやらないかは、これから検討するけれども、80歳で永久歯20本ですよ。

80歳だから、来年80という保証ないのですよ。こんなこと言うと怒られるのですけれども。

永久歯 20 本、来年その 1 本抜けてしまったら該当にならないのですよ、これ。これは、やはり町長、あれですよ。式典を開かなくても、ちゃんと運動はやると。対象者に対しては例年 2 名か 3 名が該当なので、そこは町長が直々、賞状を持って自宅を訪れて、100 歳のお祝いと一緒に、行ってお祝いをして渡すというのがね、それがやはり私は高齢者に対して 8020 というのはベターではないかと思うのですけれども、それに町長どうでしょう。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

敬老会に合わせて、80 歳で 20 本の自分の歯をお持ちの方を表彰するというので、毎年、該当される方が 3、4 名、出ていただける方は 2 人ぐらいなのですが、やっておりますので、今年度についても敬老会の式典があるかどうかは別にして、この取り組みについてはやっていきたいというふうに思っております。

8020 運動で表彰される方の表彰の場については、どういう場で行えるか。議員がおっしゃったとおり、私が出向くという方法もありますし、開町記念の場で行うということもあるかなど、その場についての持ち方については、いろいろこれから検討してまいります。事業については、今後も継続していくということはお約束したいと思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、8020 運動はやはり 9 月というのが 1 つの基準なので、そこを狙っていかないと、それを遅らせてからやってしまうと、ひょっとしたら 1 本抜けてしまうかもしれない。

そうしたら該当しないので、今まで 9 月というのがやはり基準なので、そこを基準にしてどういう形でやるか、本来であれば町長が訪問してあげると大変、高齢者、喜ぶと思うのですよね。宝になると思うのですよね。そういうこと、ぜひお願いしたいと思います。

これまでの最後なのですけれども、これまでいろいろ再質問やそして答弁、説明いただいたのですけれども、今後の第 8 期に向けて高齢者の保健福祉計画・介護保険事業の計画の取り組みの中で、支援政策を含めた中で、第 8 期の中ではこれだけは特化してやりたいということは、策定委員会に町長もある程度は、交通手段支援だとか、そういうことを策定委員会に提案していかないと、どうも毎年同じパターンでいくような気がするのですよね。そういったことを考えますと、やはり 1 年 1 年、1 つ特化したものを町長ないし、行政が提案して、それで策定委員に評価等をいただいて実行するというのが望ましい姿だと思うのですけれども、それについて第 8 期に向けての町長の思いを聞きたいと思います。

○議 長

酒森町長。

## ○酒森町長

第7期の中でも、計画の中で色々と検討されてきた項目があります。計画の中でもくろんでいた以上に、例えば進んだものも各種の健康づくり対策、色々な教室なども当初なかったものもやれているかなというふうに思っておりますが、1つやはり残念だったのは、住環境の整備というところでもあります。町内の民間業者の方が高齢者向けの共同住宅のようなものの建設に向けて検討されておりましたので、高齢者の福祉計画に合致するものであるということも含めて、町としても積極的な関わりを持っていたところでもあります。残念ながら実現に至らなかったということもありますので、ぜひまたそういう民間の方々のお考えを結実できるような、そういう取り組みをこの3年間していきたいなというふうに思っております。

新たな高齢者の介護福祉計画の中で、住環境の整備が1歩でも2歩でも進めば、私の思いとしても大変、嬉しく思うところでもありますので、どれか1つ重点的にということでもありますので、全てすべからず大事ではありますが、その点についてもまた民間の方々にご相談をさせていただきながら、実現に向けて汗をかいていければなというふうには思っております。

## ○議 長

齊藤徹君。

## ○齊藤徹議員

ぜひ、一遍に全部やるといったら大変なので、先送りできるものは先送りしておいて、今どうしてもやらないといけないことは、やはり策定の中に盛り込んでいくことが大変必要なことと思います。

これからの、団塊の世代の高齢者が、やはり元気な高齢者が高齢者を見守っていくという社会がますます加速すると思うのです。そういった中で、特に一番楽しみにしている老人クラブの活動だとか、特に教育委員会のことぶき大学もその1つです。ことぶき大学も、やはり年々受講生が減っていつているのですよね。サロンを楽しみにしている女性の高齢者もいますので、そういったことに、できれば社会福祉協議会も色々な事業を起していますので、そこを連携しながら第8期の高齢者福祉計画と介護保険事業の策定に向けて、委員と評価をいただきながら、今後もいい策定計画ができることを期待いたしまして、一般質問を終わります。

## ○議 長

以上をもって、一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議 長

本日の日程は、これで全て終了いたしました。

よって、本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時50分

# 令和2年第2回大樹町議会定例会会議録（第3号）

令和2年6月12日（金曜日）午前10時00分開議

## ○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 陳情第 1号 福祉センターのリニューアルについての要望
- 第 3 陳情第 2号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書採択に関する陳情書
- 第 4 発委第 2号 食料・農業・農村基本計画における農村振興の強化を求める意見書の提出について
- 第 5 委員会の閉会中の継続調査について

## ○出席議員（12名）

- |             |            |             |
|-------------|------------|-------------|
| 1番 寺 嶋 誠 一  | 2番 辻 本 正 雄 | 3番 吉 岡 信 弘  |
| 4番 西 山 弘 志  | 5番 村 瀬 博 志 | 6番 船 戸 健 二  |
| 7番 松 本 敏 光  | 8番 西 田 輝 樹 | 9番 菅 敏 範    |
| 10番 志 民 和 義 | 11番 齊 藤 徹  | 12番 安 田 清 之 |

## ○欠席議員（0名）

## ○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- |                            |         |
|----------------------------|---------|
| 町 長                        | 酒 森 正 人 |
| 副 町 長                      | 黒 川 豊   |
| 総 務 課 長                    | 鈴 木 敏 明 |
| 総 務 課 参 事                  | 杉 山 佳 行 |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長        | 伊 勢 巖 則 |
| 企画商工課参事                    | 大 塚 幹 浩 |
| 住 民 課 長                    | 林 英 也   |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 |         |
| 尾田認定こども園長兼学童保育所長           | 井 上 博 樹 |
| 保健福祉課参事                    | 瀬 尾 さとみ |
| 農林水産課長兼町営牧場長               | 佐 藤 弘 康 |
| 町 営 牧 場 参 事                | 梅 津 雄 二 |
| 建設水道課長兼下水終末処理場長            | 水 津 孝 一 |
| 会計管理者兼出納課長                 | 小 森 力   |

町立病院事務長  
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

下山路博  
明日見由香

<教育委員会>

教 育 長  
学校教育課長  
学校給食センター所長  
社会教育課長兼図書館長

板谷裕康  
瀬尾裕信  
楠本正樹  
清原勝利

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長  
農業委員会事務局長

鈴木正喜  
吉田隆広

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長  
主 事

松木義行  
八重柏慧峻

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

- 1番 寺 嶋 誠 一 君
- 2番 辻 本 正 雄 君
- 3番 吉 岡 信 弘 君

を指名いたします。

◎日程第2 陳情第1号

○議長

日程第2 陳情第1号福祉センターのリニューアルについての要望の件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、松本敏光君。

○松本敏光総務常任委員長

去る6月9日の本会議において、本委員会に付託された陳情第1号福祉センターのリニューアルについての要望について、同日、総務常任委員会を開き、審査を行いましたので、会議規則第94条の規定により結果を報告いたします。

本陳情は、町の財政状況等を踏まえた上で福祉センターを引き続き利用をしていくことを前提に施設のリニューアルを求めるものですが、判断に際しては議会として、福祉センターの存続意義や現状、将来への期待等について調査、検討を行うべきとしており、委員会での審査におきましても、陳情者の願意を尊重し、福祉センターの利用実態や管理状況、機能を代替可能な施設の有無等を含め、より詳細な調査が必要であるという意見で一致したことから、本陳情については継続審査をすることとしましたので報告いたします。

○議長

委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第1号福祉センターのリニューアルについての要望についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、継続審査とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○議 長**

ご異議なしと認めます。

よって、本件は報告のとおり継続審査とすることに決しました。

**◎日程第3 陳情第2号**

**○議 長**

日程第3 陳情第2号新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書採択に関する陳情書についての件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、西田輝樹君。

**○西田輝樹経済常任委員長**

ただいま議題となりました、陳情第2号新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書採択に関する陳情書は、第2回定例会初日の6月9日に本委員会に付託されましたので、同日開催した委員会の審査結果につきまして、大樹町議会会議規則第94条の規定によりご報告いたします。

本年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画は、我が国の農業・農村が経済社会の構造変化などに的確に対応し、その潜在力を最大限発揮しながら将来にわたって、その役割を適切に担っていけるよう、施策の改革や国民全体による取り組みを進めるための指針となるもので、農業を基幹産業とする本町に深い関わりがあることから、願意妥当と判断し、全会一致で採択すべきものと決しました。

なお、本陳情は内閣総理大臣、財務、総務、文部科学、厚生労働、農林水産大臣に対し、

意見書の提出を求めるものであります。

意見書案は配付のとおりでありますので、抜粋して朗読いたします。

新たな基本計画における農村振興の強化を求める要望意見書案。我が国の農業は、相次ぐ大型自由貿易協定の発効によって、農畜産物の国境措置が脆弱化し外国産との市場競争に晒され、農業者は生産と価格の面で厳しい環境下に置かれている。さらに、近年では頻発する自然災害の影響や新型コロナウイルス感染症が発生し、様々なリスクが浮き彫りとなっており、特に、不測時における医・食をはじめとした生活物資不足への対応が課題となっている。こうした中、地域においては人・物・情報などが滞っており、一層、経済が疲弊し不安が高まっていることから、今後の地域再生に向けた取り組みが急務となっている。

一方、政府が今年3月に新たに策定した、今後10年間の農政の指針となる「食料・農業・農村基本計画」の推進については、同基本法での「食料の安定供給の確保」「多面的機能の発揮」「農業の持続的発展」「農村の振興」の理念のもと、食料自給率の向上・食料安全保障を確立し、地域の維持・存続を図る地域政策が重要となっており、産業政策との車の両輪として実行性ある具体的な施策が求められている。

については、新型コロナウイルス感染症によって地域経済・社会が甚大な影響を被っていることから万全な対策を図るとともに、一次産業を含めた農村地域の一層の振興を図るべく、下記のとおり要望いたします。

1、農村地域で安心して暮らせる生活環境の整備に向けて、都市部と同等の医療・福祉・教育・雇用・情報通信などについての十分な政策支援を講じること。

また、農業政策として農地の維持など日本型直接支払制度の拡充、強化や地域社会の維持・活性化につながる新たな政策支援を講じること。

2、食料安全保障の観点から、新たな基本計画で掲げる食料自給率目標（カロリーベース45%）が確実に達成できるよう、農畜産物の市場開放に歯止めをかけるとともに、国内農業の生産並びに農村振興の強化など具体的な施策を講じること。

また、国内農畜産物の再生産に向けた農業経営の安定化・所得補償の充実を図るとともに、災害に強い農業づくりに向けた十分な財政措置を講じること。

3、家族農業や農業法人など多様な農業が共存できる地域政策の充実を図り、次代を担う新規就農者や後継者などの育成・確保対策を強化するとともに、農村人口の維持や移住・定住促進に向けた環境整備のための手厚い財政支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

以上で、委員会報告を終わらせていただきます。

## ○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第2号新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書採択に関する陳情書についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、採択すべきものとするものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択と決しました。

◎日程第4 発委第2号

○議 長

日程第4 発委第2号食料・農業・農村基本計画における農村振興の強化を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

お諮りします。

本意見書は、先の経済常任委員会の陳情の趣旨と同様の意見でありますので、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、これより提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りします。

発委第2号食料・農業・農村基本計画における農村振興の強化を求める意見書の提出についての件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 委員会の閉会中の継続調査について

○議長

日程第5 委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

会議規則第74条の規定に基づき、各委員長からお手元に配付したとおり申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議長

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

よって、令和2年第2回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時15分